

2017 回答付記意見

目次

2. 短答式試験について	3
(1) 憲法.....	3
(2) 民法.....	5
(3) 刑法.....	7
3. 論文式試験について	9
(1) 公法系	9
(ア) 憲法	9
(イ) 行政法.....	13
(2) 民事系	17
(ア) 民法	17
(イ) 商法	20
(ウ) 民事訴訟法	24
(3) 刑事系	28
(ア) 刑法	28
(イ) 刑事訴訟法.....	33
(4) 知的財産法	36
(5) 労働法	39
(6) 租税法	41
(7) 倒産法	43
(8) 経済法	45
(9) 国際関係法(公法系)	48

(10) 国際関係法(私法系)	50
(11) 環境法	55
3'. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見	57
(1) 公法系	57
(ア) 憲法	57
(イ) 行政法	59
(2) 民事系	60
(ア) 民法	60
(イ) 商法	61
(ウ) 民事訴訟法	62
(3) 刑事系	63
(ア) 刑法	63
(イ) 刑事訴訟法	65
(4) 知的財産法	66
(5) 労働法	67
(6) 租税法	68
(7) 倒産法	68
(8) 経済法	69
(9) 国際関係法(公法系)	71
(10) 国際関係法(私法系)	71
(11) 環境法	72
4. 短答式試験の科目変更についてのご意見	73
5. 司法試験考査委員の体制変更についてのご意見	85
6. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見	91

2. 短答式試験について

(1) 憲法

a. 適切である

- ・ 基本的な知識の正確な理解が問われている。
- ・ 出題範囲、分量及び難易度の何れも法科大学院における憲法学修の水準に照らして適切である。
- ・ 基礎的な知識を総合的に問える出題になっているので
- ・ 例年どおり判例の知識を問う問題が多いが、今年は詳細すぎる知識を問う出題はほとんどなかったと思う。
- ・ 判例を中心に条文に対する確かな理解、判例の中で示された論点に対する整理、そして、それに基づく確かな判例理解を求めていることから適切と考える。
- ・ 全体的にバランスが取れていた。
- ・ 重要判例についての基本的知識を問う設問が多く試験問題の傾向としては法科大学院教育ともリンクしており、適切であると考え。ただ、第12問のAの選択肢など、解答について議論の余地のある正誤問題がまだ残っているように思われる。「政府見解によれば」などの前提が置ける問題にすべきではないか。
- ・ 判例や理論の基本を確認させる問題で分量も適切である。
- ・ 統治の問題が若干難易度が高いと思われたが、全体として基本的な知識を問う形に仕上がっていると思われる。
- ・ 第2問のように1つの判例の趣旨を複数の肢に分けて問うことが増えたのは評価できる。いくつか「え？」と思わせる肢もあるが、「短答式とはそういうものだ」と割り切れればよい。
- ・ 講義及び演習で取り上げている判例及び論点から出題されている。
- ・ 例年と変わらないレベルである
- ・ 現行司法試験に移行して以来例年通り、基本的最判をめぐる基本的構造がしっかり理解されていれば解答可能な出題である点で評価できる。現在の司法試験受験生の現実的なレベルを踏まえれば、今後とも出題側としては、妙に力んだ、または捻った出題をする必要などなく、このような出題傾向で継続いただくことが、法科大学院教育が今後とも健全な形で行われて行くためにも、良いことと思われる。
- ・ 教育範囲内からの出題であり、良問が多いと思われる。
- ・ 判例・学説の基本を問う問題となっていた。
- ・ やや細かすぎるかなと思わないでもない問題や肢も散見されるが、基礎的理解を問う試験としては一応許容限度内であろうと思う。
- ・ 基本判例および基本的な学説の理解を問う問題である。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 基本的な知識を問うているから。
- ・ 法科大学院の教育水準からみれば、質問形式から消去法がきかず、判例の細部にわたり各選択肢の正誤を正確に答えさせることは難問であろう。
- ・ 基本的知識に関する問題であったが、やや難解なものもあったため。
- ・ おおむね重要判例と基本事項の知識を問う問題であるが、一部やや細かな判例の知識を問う問題がある（第8問アなど）
- ・ 単純な結論のみならず論理構成をも含む判例の適切な理解如何を測れる。
- ・ 難問はみられなかった
- ・ 出題形式に大きな変更はなく、出題内容においても、人権領域からは判例を基本とした出題であり、また総論・統治機構の領域からは条文や制度に関する出題が中心で、基本的な知識・理解を問うものとなっている点で、概ね適切なものといえる。
- ・ おおむね判例や基本的な学説があれば解ける問題であるが、多少細かい判例も含まれる。また天皇に関する12問はやや難しいのではないか。
- ・ 法科大学院教育との整合性がそれなりにはかられている
- ・ 比較的近時のものも含め、判例の正確な知識を問うている点は実務家登用試験という司法試験の趣旨に合致していると考えられるため。
- ・ 人権・統治の分野から満遍なく出題されている。天皇や憲法改正の分野は受験生の学習が不十分かもしれないが、問題は特別な知識を必須とするものではなく、基礎知識の応用で十分対応できるものと評価する
- ・ 憲法の全範囲からほぼ網羅的に基本的な知識を問う問題が出されている。
- ・ よく練られた設問だと思いますが、やや細かいところを問うているという印象があります
- ・ 若干難しめの問題にも思えた。
- ・ もっと基本的な事を問うという姿勢を徹底したほうが良い。
- ・ 難易度の点でも正確さの点でも、大きな問題はない。ただ、徐々に、判例の知識重視が強まり、あまり有名でない判例や少数意見にまで踏み込む傾向が生じているのは是正が必要である。また、短答式・憲法については、特に統治機構部分を中心に、論理整合性を問うような出題があつてよいと思える。論文で問われることの少ない分野も含めた広い分野について正確な判例・学説の知識を問うている。短答式試験と論文式試験を総合して受験生の能力を計ることができるよう、両者の切り分けについて工夫がなされていると感じた。
- ・ 概念の理解を確かめる問題をきちんと出している
- ・ 憲法は判例の詳細な理解が問われたり、他科目よりも対策の負担が大きい
- ・ 難しくなっているが法科大学院修了生に求められるものとして納得の出来るものである。但し、選択肢が全部×とか誤り（=2）とする問がいくつかあるのは、幾分

トリッキーのようにも思われる。

・人権・統治分野ともに、重要な学説や判例からの出題が多く、良問が多いように思われる。ただ、問題によっては、判旨をだいぶ細かく聞いている印象もある。例えば、人権分野では、第2問は重要な判例ではあるが、比較的新しくもあるので、受験生がここまで判旨を細かく見ているか気になるところである（百選にはなく重判に掲載されているだけということも気になる理由の一つである）。第7問イ・ウ、第11問も少し細かい印象を受ける。統治は全般的に良問であるように思われるが、15問ウは趣旨に疑問を感じる受験生がいたのではないかと考える。

c. どちらともいえない

・分野に偏りなく出題されている点は良い。ただし、短文の解釈によって正否が分かれるような紛らわしい問題が依然として残っている。最高裁の判例に照らして正しいかどうかを問う問題は、客観的なように見えて、出題者がそれを肯定的に評価しているか、それとも否定的に評価しているかによって、どこの部分を問うかなど出題のあり方が異なってくる。古い判例を扱う場合、そのあたりの工夫がさらに必要なように思われる。

・問題に正確でないものがある。

d. どちらかといえば適切でない

・第2問の平成27年末の判決に関する出題は時期尚早と考えるから。
・量的に多すぎ、質的に記憶偏重が著しい [とくに判例]

e. 適切でない

(2) 民法

a. 適切である

・基本的な問題が中心である。
・いたずらに細かな知識は問わない。問題をもっと簡単にして量を増やしてほしいところではある。徹底的に基本知識を確認する問題にする。
・旧試時代よりも各選択肢の内容が簡潔であり分かりやすいから
・レベル・出題範囲とも特に問題はない。
・民法に関する基礎的知識を問うものであり、量・内容等おおむね適切であると考え

られるから。

- ・基本的に、制度の概念の基本的理解を前提として、条文、判例の内容を問う問題であるから
- ・質、量ともに昨年同等であったため
- ・物権の出題数が例年より少ないが、全体として民法各編からの出題数・範囲とも妥当
- ・法科大学院で普通に勉強していれば修得しているはずの知識を問うものであり、内容・難易度とも適切である。

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な知識を問うているから。
- ・従前の傾向どおり。
- ・基本的な良問が多い。今年はほとんどの肢が組み合わせ式になったこともあり、難易度が全体的に上がったように見受けられる。それ自体は悪いわけではないが、その評価は、難易度を（単に上げるのではなく）上げる目的が何であったかにもよるようと思われる。たとえば、第34問のような具体的相続分の計算問題は長らく出題されておらず、不足しがちなこの分野の知識を問うことは評価できるが、（平均的な合格レベルにある受験者に）過度に時間を消費させずに基本的知識を確認するような問題とすることが望ましい。
- ・概ね法科大学院の講義で対応可能と考えられるが、一部にやや細かな知識を前提とする問題が含まれているため
- ・まんべんなく全体を対象としていて、好印象であるが、判例のみならず典型論点の学説の対立の問題も多少出題してよいのではと史料するため。
- ・学生にとっては条文の記載や判例の域を超えていると思われる知識を問う選択肢も若干散見されるが、諸選択肢を比べて総合考量する等すれば、正解を見いだせるものが多いと思われる。
- ・様々な領域から出題する方針は適切である。しかし、実務面からみても、理論的にも、重要性が高くないと思われる知識を問う設問も見られる。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・基本的知識・理解を問う良問が多いから。もっとも、一部そうでないものもある
- ・細かい問題もあるが、概ね妥当
- ・やや細かい条文の知識を聞く問題もあるが、他の肢の問題との比較で正解にたどり着けると思われるので、全体的なレベルとしては概ね適切であったと思う。短答式試験であまり細かい知識を聞くと、受験生の勉強の仕方に、ひたすら細かい知識を暗記することが重要という誤ったメッセージを送ることになるので、制度や条文の基本的な理解や、

判例の基本的な理解を問う問題で出題すべきである。複合問題が最後の方で2問出題されているが、こうした出題は各制度の違いを全体的に理解しているかを問う問題であり、良問であると思う。

- ・昨年度同様、3科目になってから難易度が上がったように思う
- ・大学院の授業内容に照らして
- ・なし
- ・標準的な問題である。
- ・判例も含め基本的事項の出題が多かったから
- ・各問題自体は適切であるが、もう少し、知識だけでなく考えさせる問題があってもよいと考える。
- ・条文や基本判例に則しているから

c. どちらともいえない

- ・問題数が増えたこと、組み合わせ問題が多いことは再考の余地があると思う。

d. どちらかといえば適切でない

e. 適切でない

(3) 刑法

a. 適切である

- ・刑法総論・各論の基本的な理解を問うもので、適切である。
- ・必要な知識について概ね満遍なく出題されている。
- ・刑罰（没収等）についても今年は出題されているのは適当である
- ・複雑な形式によることなく、基本的な知識および推論能力をバランスよく確認する内容となっているから。
- ・基礎知識の修得度・判例の趣旨の理解度を測るのに適切な設問である
- ・基本的な判例を前提とした出題である。
- ・基本的な出題であり、とくに問題はないと考える。
- ・なし
- ・判例・学説の基本的な理解が問われており、適切である。やや細かい知識を問う問題に

ついても、設問方式や選択肢を工夫して、受験生が正解に達しやすいような配慮がなされている。

- ・回答なし
- ・分量、難易度ともに例年通りであり、適切である。
- ・正確な基本的知識を要求するものであり適切であると思われる。
- ・総論10問、各論10問とバランスよく出題されている。また、穴埋め問題が出題されているが、複雑な事務処理を必要とするものではない。判例の立場に従って検討させる問題が中心であり、刑法の基礎的知識・理解を問うものであり、適切であると考ええる。
- ・刑法総論・各論とも基本的な理解を問う適切な出題である
- ・適切な分量
- ・質量共に適切であると考ええる

b. どちらかといえば適切である

- ・基本的な知識を問うているから。
- ・範囲、内容は適切であるが、やや解答に技術を要する問題がある。
- ・時間内に解答するには質量ともにやや難しいように思われます。
- ・総論および各論の基本的論点が出題されているため。
- ・判例の立場を問うものが若干多い気がしなくもないが、概ね、典型論点に関する知識を確認する良問といえる。
- ・判例および理論の双方から出題があり妥当である。到達目標に照らして細かすぎるのではないかと思われる設問がある。選択肢にある「批判ができる」との文言があいまいである。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・第7問は出題価値に、第9問は難易度の高さに疑問があるが、その他は概ね妥当と考えられる。
- ・基本的に適切と思うが、一部にかなり細かい内容が含まれている
- ・やや細かすぎる知識が問われた問題はあったが、全体的には、基礎力を把握するに適していると思われる。
- ・昨年度よりも難易度が上がり、憲法・民法との差が狭まったように感じた。
- ・刑法全般にわたり基本事項・重要事項を問うものであるから
- ・様々な分野の出題されていた。
- ・正確な知識と法解釈の基礎力を試す問題であるから。
- ・質量共に穏当
- ・広くさまざまな犯罪類型の基本の理解を問うていることや基礎的な判例の知識を確

認する問題で、あまり論理性を駆使するような形式の問題が見られない点は評価できませんが、肢の文章の読み間違いを誘うような読みにくさがあること、解答数が未だ多いことは検討の余地があると思われます。

- ・ 出題内容の量・質といった観点からそのように考える。
- ・ 問題文が冗長に思われるところがいくつかありました。

c. どちらともいえない

- ・ 分量難度等に問題はないが、「判例の立場に立って」がやや多い気がする。
- ・ 犯罪論中心の基本的な問題が中心。教科書をきちんと読み、判例百選や判例六法で重要判例の要旨を押さえていれば、容易に40点台の得点となる良問である。しかし、第7問では、業務上墮胎罪につき、「被害者の同意があると軽いほうの罪が成立する場合」に属するという選択肢が正解とされた。業務上墮胎罪には業務上不同意墮胎罪という類型はないので、解答に迷いが生じる。

d. どちらかといえば適切でない

- ・ より基本的な知識を確実に習得しているか否かを確認する問題とすべきである。
- ・ 量的に多すぎ、質的に記憶偏重が著しい [とくに判例]

e. 適切でない

3. 論文式試験について

(1) 公法系

(ア) 憲法

a. 適切である

- ・ 基本判例を丁寧に理解する者が高得点を狙えるもので、学習成果が反映されやすいと考える。
- ・ 憲法の基本的な内容を理解していればきちんと対応できる問題となっており、いわゆる「誘導」もきちんとされており、良問だと思う。
- ・ 問題自体は判例及び学説の基礎的理解を踏まえて応用力を問う良問であり、問題文中に

適切な誘導もある。ただし、憲法13条が2年続けて出題されている。論文式問題における論点として、13条がそれほどオーソドックスなものかについては疑問がある。

- ・外国人労働者の受け入れに関する問題で先進国共通の問題である。外国人労働者を安く使って不要になったら追い出すような非人道的な法律ができたかどうかを問うている。日本でも排外的で偏狭なナショナリズムが強まるなか、人権の普遍性が理解できているかどうかを問う良問である。

- ・考えさせる問題であったため。

- ・具体的事例に即した問題解決能力を求めている点、判例・学説を踏まえ、条文に関する理解を確認している点、それらを踏まえた憲法訴訟の道筋を考察させている点、これらの点から論文式試験として適切であったと考える。

- ・問題となる憲法上の権利について、やや誘導的であったが、考えさせる良問であった。

- ・問題の内容そのものについては、よく考えられた事例と評価できる。

ところで、「外国人制度の枠内で与えられているにすぎない」か否かを「保障の有無」あるいは「制約の有無」に関わる論点と考えれば、そもそも妊娠等の自由が憲法で保障された人権と言えるかなどを含めて、今回の問題の解答に際しては「権利保障の有無」、「制約の有無」として反論できる点がこれまでよりも増えているようにも思われる。そうすると、設問2における反論と私見の書き分けに際して、理解不足の受験者はもちろんのこと、理解できている受験者でも制限時間内にはうまく整理しきれないということも生じるであろう。もっとも、接した受験者からは違憲審査基準の設定に悩んだという声を多く聞いており、そういう者には上記の点に関してあまり影響はなかったと言える（単に「外国人制度の枠内で与えられているにすぎない」を思いつかないという不勉強のゆえによるだけかもしれない）。

いずれにせよ、毎年の採点実感において受験者は設問2における反論について一方で簡潔でよいとされながら、他方では一定の論理の手順がわかるような解答も求められている。先のような論点を含む今年度の問題への解答の際に論理の手順がわかるような反論がどの程度できていたのか、採点実感でお示しいただければ幸いである。また、一昨年度のような出題形式と配点明示にはどのような問題点があると認識されているのか、ぜひご説明をいただきたい。

- ・例年通り今日的憲法問題を取り上げ、今後訴訟に発展する可能性の高いそれを受験生に問い、解答させる出題形式となっている。

- ・外国人の人権と自己決定権とをあわせて考えさせる問題で、良問であったと思われる

- ・論点を絞る示唆がなされているとともに柔軟な思考を求める出題となっている。

- ・よく練られていると思います

- ・外国人の権利保障について、権利性質説を使ったからといって単純に解決できない

ような性質の事例であり、受験生が判例を手がかりにしながらも、自分の頭でしっかり考えることを要求する問題になっている

・BからDの間の消息を受験生に分からせるために、出題趣旨ではここまであれば「及第点」だという、Cを抑えておけるヒントがあればよいかと思います。今年度の出題趣旨は、非常にわかりやすく、おそらく来年は十分に対策を練った受験生が多いものと思われる。

・以前に比べると、論すべき点が明確に出題されるようになっており、好ましいといえる。

・マクリーン判決という基本的かつ重要な判例の理解を問う良問であると考え。マクリーン事件をしっかりと理解している受験生にとっては、その応用が問われ、司法試験にふさわしい法的論理力が問われたと思われる。令状主義がもう一つの論点として加わっているのがユニークであり、受験生によっては弱いところを突かれた人もいられるかもしれないが、人身の自由分野と人権分野の接合という点で、重要な論点を問うていると考え、その点も含めて、適切であるように考える。

・実体的な権利だけでなく手続の問題を考える問題を出題したのは、手続の問題にも目を向けさせる効果があり、良問であると考えられる。

b. どちらかといえば適切である

・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

・特段不適切だと思われる点がないので

・時事性があり、しかもその場で考える能力を見るのに適した問題であったと思う。しかし、妊娠の自由については、多くの学生が十分学習していることは期待できず、人権論について論述する能力を測る出題としては疑問もある。

・重要判例を手掛かりに解答できる良問であるが、かなり推論が必要であり、今の受験生ではやや難しいかもしれない

・検討すべき事項を問題文が明示的に誘導しているため、事例の初見性と相俟ってそれらに対する解答者の理解度が測り易い。

・単に、判旨を暗記し、あてはめる能力だけでなく、事案に着目した判例の射程は議論させる内容になっており、法科大学院教育との連続性を感じさせる設問になっていたと思われる。特に、判例は判旨だけでなく、事案もしっかり把握すべきであるとのメッセージを学生に伝えるうえで教育効果としても重要な意義を有している出題であったと考える。ただ、出題の趣旨にあるようなマクリーン事件の射程の限定の仕方は実務感覚では筋が悪いと思われ、それが適切であるかは疑問が残る。また、このような出題形式であれば、マクリーン事件判決をそのまま引用しても十分に能力を問える出題であったのではないかと考える。

- ・頭の体操としては良問と言える
- ・基本的な憲法の立論を求めており素直な出題、設例である。
- ・問題文中に論じるべき点が指摘されており、受験生の解答時間が論点に絞って検討できるようになっている。近年、このような傾向が増えており、これは、採点する側からも公平に判断しやすいという利点がある。論点を発見するという力は測れないが、試験という制限的状况下では、一つの方策といえよう。
- また、問題内容としては、外国人の人権に関しては、マクリーン判決が今尚、判例として機能している状況であるが、国際化の進んだ現代では、再考の必要性がある。その問題点に気づくような配慮が望まれる。
- ・外国人労働者の受入れ政策に関する外国人の人権制約の問題で、実際の社会的な問題に関連した仮想事例が出題内容となっており、考察すべき憲法上の問題も比較的明確であり、概ね適切なものといえる。
- ・ a を選択しなかった理由：行政手続への適用または準用の可否につき、川崎民商事件という最判がある憲法 35 条問題に対し、それが無い憲法 33 条に関する出題であったことについては、出題の適否につき議論もあり得るところかと思われる。
- ・外国人の人権を中心に判例理論とその限界を問う、法曹養成にふさわしい問題と思われる。ただ、収容に関する論点はやや難しいのではないか。
- ・法科大学院教育との整合性がそれなりにはかかれている
- ・教育範囲内からの出題であり、よく練られた良問であるが、受験生には少し難しかったかもしれない。
- ・複合的な論点を包含する出題で有り、判例、学説の正確な理解を基にした事案の処理能力を問う問題として、適切と考える。
- ・昨年と比べると素直な問題という印象を受けるが、①これまでメインな論点として出題されておらず、判例も明示的に認めてはいない「出産に関する自己決定権」の線で論じていいものかどうかについて、受験生の間に戸惑いはなかったか、②法令違憲の主張をメインにすえていることは、問題文からも明らかではあるが、国家賠償請求訴訟ということで、立法行為等の違法の問題には言及しなくてよい旨の注意書きがあった方が紛れなかったのではないか、といった点が若干気になった。
- ・基本的な理解とその応用力を問う問題である。
- ・設問 1 の「論じなくてもよい」は、どちらか分かりにくいと感じた。
- ・興味深い設問ではあるが受験生にとってはやや難しい論点だと思う。

c. どちらともいえない

- ・出題者のご苦労はわかりますが、「ある論点について書かせるための問題」という印象が拭えません。問題の事案が非現実的過ぎると思います。実際にあのような法律ができたなら、国際的にかなり激しい批判を浴びるでしょう。過去問と論点が重なったとしても、「最低限のことができない人」をあぶり出すことは可能なのではないでしょう

か。ただし、今の司法試験も、「落とすための」試験なのだというのであれば、あのような出題も理解できます。正直、ここ2年の問題を見て、法科大学院の教育現場でやるべきなのは、やはり第一に受験対策なのだ、という思いを強くしております。

・外国人の人権の保障の程度は、在留制度に依存するのか、という学者の間では「安念教授のパラドクス」と呼ばれる問題を事例問題にした労作であると評価するが、法律の内容が少々極端で、事案・設問の内容もやや「誘導」が強すぎる印象がある。ただし、2時間で受験生に一定の答案を完成させるという観点からは、致し方ないのかもしれない

d.どちらかといえば適切でない

・昨年度の問題も13条後段に関するものであるし、実務的要素が強く、ローの授業で重視している事項から幾分ずれていると考えるから。

・司法試験の憲法の出題は、やはり、精神的自由や参政権、「生まれ」に関する平等権の問題を基本に、時々それ以外のテーマも出題する程度が妥当であると思うところ、2年連続でメインテーマが13条という現状は、その違憲の疑いの濃い設例も含め、法曹に相応しい憲法解釈力等を判定する設問として、適切ではないように思われる。また、事実関係を丹念に追うことよりも、抽象的な憲法理論に論述の多くを割くことになる様子であり、程度問題ではあるが、若干の是正を求めたい。また、2年前の出題では、配点が明示されたが、その後、明示されなくなっている。学生が何をどの程度書くべきか、どう議論を組み立てるべきかの目安になるものであり、復活すべきである。ただ、法律家として現実に対処する可能性が生じるような法令・事案を素材にして、問題そのものとしては、判例・学説等を踏まえつつ説得的な論証を求める問題である。紋切型・暗記型の勉強法で解ける問題ではなく、判例の射程や学説への理解を前提としてそれらの知識を事案解決に活かすことが求められる問題であり、法律家としての資質・能力を評価する試験として適切である。

・資料が不十分である。

e.適切でない

(イ)行政法

a. 適切である

・基本事項の理解を問う問題だから。

・法科大学院修了生であれば十分対応できた問題だと思います。設問及び問題文の量が比較的多い代わりに「誘導」がやや丁寧過ぎる程になされている点もまた、バランスが取れているように思われます。細かい判例や個別法の特殊な知識を必要とするも

のでもなく、まさに良問であったと言えるでしょう。

- ・問題文（会議録、関係法令等を含む）の量が適当であった。そして、基本的知識が理解できていれば、合格答案は書けるであろうというレベルであった。

- ・訴訟要件及び本案勝訴要件に関する基本的な理解を確認する良問であり、問題数や資料の分量も適切である。

- ・基礎的な理解を確認する良問と考えられる。

- ・行政法の実体法および訴訟法に関する基礎的な理解を、複雑すぎない事例に即して問うものであり、適切であると考えられる。これまで出題のなかった非申請型義務付け訴訟が出題された点にも、工夫が見られる。やや問題の分量が多すぎはしないかという懸念がないではないが、解答すべきポイントの限定（設問2（1））や、法律事務所会議録による誘導は適切になされており、許容範囲と思われる。

- ・年を追って、問題が素直で解答しやすくなっていると思う。道路法は受験者にはなじみがない法律だと思うが、資料の条文、最高裁判例、弁護士の会話によって、基礎的な知識があれば十分に論点を把握できるであろう。行政法の出題範囲は抗告訴訟の訴訟要件と本案の主張にほぼ限定されているが、学習の負担を考えればこれでよいのであろうか。とはいえ、個別法令の実体的な解釈論が重要なので、出題が本案の論点にも及んでいることは適切だと考える。

- ・シンプルな事例、道路法という馴染みのある行政法規をもとに、典型的な論点を問うており、法科大学院での勉強の成果を測るための問題として適切である。ただし、設問1と設問2のそれぞれについて、論点に重なりのある実体法上の問題と訴訟法上の問題とに答えることが求められており、論理を組み立てる能力というより、問題処理の要領を測ることに、やや傾斜していないか、という印象はある。

- ・昨年より簡潔にポイントをおさえ、論点のバランスも良い。

- ・回答なし

- ・設問数は多めだが、設問内容は比較的容易であるため

- ・法科大学院修了生の到達すべきレベルを踏まえたものになっているから。

- ・法の分量、誘導も適切であったため。

- ・出題内容、設問数ともに適切で、良問だと思います。

b. どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

- ・実務上、既に決着しており、争いはない論点である道路廃止の処分性が出題された点について、実務家を選抜する司法試験の趣旨からみていかなものかと思われるから。

- ・条文・事案ともに比較的シンプルで、条文を読み解き、具体的事実を適切に当ては

めるという基本的能力を問うのに適した問題だったと思う。ただ、設問が量的にも質的にも多く、設問に十分に答えようとするとも明らかに時間が足りないと思われるので、改善をお願いしたい。特に設問2（1）は学説上も十分な説明がされているのか疑問な点を問うものであり、必要な設問だったのかやや疑問である。また、今回に限らず裁量の有無の検討を必ず求める傾向があると思うが、裁量という語をどのような意味で用いるかについては、学説上も様々に議論があるところであり、本当に必要な記述なのか、どこまでの具体的な記述を求めているのか、やや不明瞭であり、詳細な記述を求めているのであるとすれば、学説上議論のある問題を受験生に問うという過大な要求であると思われる。

- ・基本的な問題であるが、量が多すぎる。事務処理能力よりも、考える力をはかれるように、改善が求められる。
- ・基本的知識から考えさせる問題であったため。
- ・問題文（資料等含む）の絶対量は減ったが、相変わらず2時間で処理するには分量が多いように思われる
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・出題範囲に偏りが無いから
- ・適切な出題と思いますが、例年同様、分量が多いことと出題傾向が偏っているように見えることからbにしました。
- ・特になし
- ・基本的な論点であるが、論点が多く、時間内に解答するのが難しかったと思われる
- ・近時の最高裁判例の理解を問いつつ、基本的な論点を問うものであり、適切である。ただし、論じるべき論点が多すぎるという印象。
- ・法科大学院の授業に沿った内容となっているので。
- ・設問の難易度は概ね妥当であると思われるが、問題文の量が多く、また、【法律事務所の会議録】の中で解答の筋道が相当程度示されているため、行政法学の知識よりも単なる情報処理能力によって得点が大きく左右される懸念もある。
- ・論点がスタンダードな問題である。
- ・思考に必要な情報は、問題文と弁護士の会話および参照条文で十分に提供されている。道路廃止という素材に馴染めない受験者がいるかもしれない。
- ・設問数を1問減らすべき
- ・小問の数が4つというのはやや多いように感じられる。
- ・法科大学院での学習の到達をみることに適切な良問であったと思われる。ただ解答時間とのバランスはやや欠いたきらいがある。
- ・設問（ないし論ずべき事項）がやや多いのではないかと、設問2（1）の処分性に関しては、必ずしも道路通行者の利益について論じさせる必要はないのではないかとと思われるが、全体としては適切である。

・基本論点を問うもので、回答者の力量をはかる指標として適切な内容と思われる。ただ、やや記述の分量が多い印象を受ける。

c. どちらともいえない

・問題の分量や難易度は「どちらかといえば適切」であるが、内容となる論点はこれまでも繰り返し出題されたものであり「どちらかといえば適切でない」と評される。ゆえに、評価はc. である。

・個々の設問・論点の難易度は適切であると思われるが、論点がやや多すぎるのではないか。とくに、〔設問 1(2)〕と〔設問 2(2)〕の両方において裁量の有無を検討させようとするのであれば、時間的にかなり厳しくなる印象を受ける。もし裁量を論点にしたいのであれば、例えば【法律事務所の会議録】において、「裁量があることを前提に」と指示するか、せめて「裁量の有無も含めて検討する」といったような誘導があることが望ましいのではないか。

・昨年度の試験問題から、多くの論点を「処理させる」問題に変化したように思われ、法曹養成のための試験として疑問がある。短答式試験がなくなったからという理由があるためなのか不明であるが、事実の評価と個別法の適用を丁寧に聞く問題に戻った方が、本試験制度の趣旨からして良いように思われる。

d. どちらかといえば適切でない

・第1に、設問の数および解答すべき分量が多すぎると思われます。合格者の学生からも、他の科目と比較しても時間が足りない旨の意見を多数聞いています。第2に、設問1(1)(2)と設問2(1)(2)のいずれにおいても、本件道路を使用できないことによる原告の不利益について同じ内容を繰り返し論じなければならず、問題としての完成度に疑問があります。第3に、上記のすべての設問に関わる事実関係の記載が不十分で、原告に生じる不利益の程度が明らかでなく、解答が困難ではないかと思われます。問題文では、B通りを通るとC小学校まで400メートル遠くなるとされています。この事実関係の不自然さはさておくとしても、本件市道を通った場合の小学校までの距離が200メートルなのか800メートルなのかによって不利益の程度が全く異なるし、本件市道を通った方が安全であるとされていますが、B通りの構造（歩道の有無、一方通行か否か）や交通量によって事情が全く異なると思われます。第4に、設問2の(1)は、行政判例百選にも掲載されておらず、法科大学院生が最低限勉強すべき基本判例とは言えない特定の判例（最判昭和62年11月24日）を知っているか否かで大きな差が付くため、適切でないと思われます。

・とにかく設問の数が多い。今回、2つの異なる行政処分について2問ずつ出題され

ている。しかも、弁護士の誘導によれば、「全般的に」検討をすると指示されている部分もあり、2時間問題としては不適切としかいいようがない。

- ・設問の量が多過ぎる

- ・【法律事務所の会議録】・【資料1 関係法令】により、問題が過度に簡易化・容易化されているようにみえます。

e.適切でない

(2) 民事系

(ア) 民法

a. 適切である

- ・基本的な内容を正しく理解していること、そのうえで、表層的な知識にとどまらない学修を求められていることがわかる良問である。

- ・判例法理の正確な理解とこれに基づく法的思考力・応用力の有無を確認することが目指されているため

- ・基本的な知識を問いながらも、単に知識を吐き出すだけでは解決できない 事例設定になっている。

- ・現実味のある説例を用いて、基本的な判例法理の理解を問うているから。

- ・賃貸借を切り口として、総則・物権・債権の基本論点を横断的に問う問題であり、法科大学院の学修成果がそのまま反映できるものだったと考えられるため

- ・悪くはないが、論証パターンで対応できる論点ばかりでなく、考えさせる問題も欲しい。開始当初の事案整理能力を重視する問題ではなく、法的思考能力重視する旧司法試験型の問題になってきているが歓迎する。

- ・昨年は、出題内容が受験生にとっては難しく、分量も時間内に解き切るには著しく不適切な出題であったが、今年は、出題内容が法科大学院の基礎的な学習をしていれば十分対応できる良問であり、分量も2時間の中で対応できる問題であったと思う。 賃借権の時効取得や、賃貸借契約の解除における信頼関係破壊の法理や、借地借家法による対抗要件の及ぶ範囲などの基本的な知識をもとに、設例の事実関係にあてはめる能力を尋ねており、受験生の勉強の仕方に良いメッセージを与える問題であったと思う。

- ・法科大学院の教育内容及びレベルに合致したものであることから、受験生の理解の正確さ、事案の分析、あてはめの適切さをはかる問題として適切な問題であったと考える。

- ・教科書等で言及されるが、そのものでは解答にならず、応用力が試される問題だか

ら

- ・質，量ともに昨年同等であったため
- ・出題内容はオーソドックスであり、分量も妥当
- ・レベル・分量とも妥当である。賃貸借でまとめられていることも問題ないとする。

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・全体として良問であると思われる。ただし、〔第1問〕の問い方は、受験生に混乱を生じさせるおそれがあるように思われる。出題趣旨によると、実体法上の要件を過不足なく検討することを求めているようであるが、抗弁事実のみを検討すれば足りると考えることもできる問い方となっている。実体法上の要件全体を検討することを求める問題であるのか、それとも、主張・立証責任の構造を踏まえた検討を求める問題であるのかを、もう少しクリアに示すべきではないかと思われる。
- ・今回は、1) 賃貸借の時効取得の要件とその成否、2) 建物転貸借に伴う賃貸借契約の解除の成否、3) 土地所有権の取得者と賃借権の対抗力の有無、など基本的な問題をベースとしつつも、それだけでなく、問題となる土地を幾つかに区分して、それぞれごとに答えさせるなど、発展的・応用的な観点を含む問題と思われる。今回は、昨年のようなたくさんの論点を盛り沢山にちりばめた問題ではなく、受験者への加重的負担軽減という点では、昨年より改善になっていると思われる。ただし、逆に、「賃貸借」に特化した問題という印象を免れず、もう少し賃借権以外の論点をも絡ませると良かったように思われる。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・例年よりも書きやすい問題なのでよかったですと思います。
- ・例年とは異なり、ある1個の高裁の裁判例を基に、設問3問すべてが構成されている。一応幅広い領域からの出題とはいえるが、3つの設問はそれぞれ異なる重要最判等からの出題であることが望ましい。
- ・年度によって問題の難易度にばらつきがあり、前半の問いと後半の問いとで 解答の分量にどの程度のもを求めているのか、若干わかりにくいときがある
- ・基本的な事項からの思考力を問う内容となっており、基本的に適切であるとする。設問3については、何を書くべきか迷った学生も多いと思われるので、問いの設定についてもう少し工夫があっても良かったように思う。
- ・大学院の授業内容に照らして
- ・なし
- ・標準的な問題である。

・複数の不動産ごとに分析的に検討する思考力を試すこと自体は適切であるが、この点に関する設問のウエイトがやや大きいように思われます。

・例年通り、詰め込み吐き出しでは対応できない、考えさせる問題ばかりだったから（ただし設問3は少々難しかったのでは？）

・①土地についての問題なので、位置関係、間口（甲1、甲2のみ）だけでなく、それぞれの面積も記載して欲しい。敷地部分が本件土地の10%である場合と、50%超である場合とでは、扱いが異なってきますので。例えば、甲1、甲2は50平米、乙は200平米とか。②特に設問3について、Eが、高く売りたい気持ち満々のAから、「賃借権は解除されていて、Cは明渡す予定である」と聞いただけで、信じてしまい、更地価格に近い代金を払うなどということは、実務ではおよそ考えられません。明渡し義務があるのならその債務名義（訴訟上の和解、即決和解等）があるか、あるいは、Cの同意書を取りつけ、Eの代金の支払いの一部はCの明渡しと引き換えにするというのが取り引きの常識です。平成9年の最高裁判決を参考にしたものと思われませんが、その事件では、売主Aは、借地人の身内でもしも弁護士であったので、宅建業者の説明以上に信頼されたのだと思います。

・問題自体は、基本的な学識とその応用力を問う適切なレベルであるが、論点中心の旧司法試験の問題に近づいている印象もあり、試験科目に絞った学習（試験対策）をしてきた予備試験組が取り組みやすい問題となっているように思えた。）

出題趣旨・最低ライン点の設定についてご意見等ございましたらお書き下さい（今年度の出題趣旨を読むと、例年以上に旧司法試験に近い方針で出題し、採点しているように感じた。

・基本的な範囲からの出題でありながら、法科大学院で修得した基本的知識をもとにして、現場で考えることを求めるものになっており、法科大学院修了生の学修成果を測る上で適切である。もっとも、昨年度のアンケートにも記載したが、時間内で解くには問題の分量がやや多いようにも感じられ、受験生が思考をめぐらせるには時間が足りず、事務処理能力の競争になっているのではないかとの危惧を抱く。

・事実関係が平易で設問数が適切であるため

c. どちらともいえない

・各設問が賃貸借という単一テーマに関連する出題はユニークであり、基本的な問題についての応用力を試すにはよく練られた問題であると思われる。しかし、試験問題として適切かどうかはやや疑問がある。昨年度の問題が論点を盛り込み過ぎた感が強いが、今年度は逆に絞り過ぎではないかと思われる。

・基礎的な知識から、応用力まで試すという方針は適切である。しかし、細かな法律論を展開することが求められている部分の比率が大きすぎるように思われる。

- ・応用的な問題があるので、全体の問題数を減らすことも考えられる。
- ・建物登記の所在地番を更正登記するという設定や、設問2の①を問うという点など、実務的感覚からやや離れていると感じる箇所がある反面、それ以外では基本的な問題を通じて事案への丁寧な取組みを求めようとする適切なものとも言える。
- ・設問のレベルは適切ないしやや平易だが、事実が長く、不必要に複雑であるとの印象を受ける。また、設問数の割に出題分野に偏りがあるように思われる。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

(イ)商法

a. 適切である

- ・いずれの設問も、基本的な勉強にしっかり取り組んでいれば解答できるレベルのものであり、論点も偏っていないので、適切だと思われる。
- ・基本的な論点と比較的最近の実務で問題となった論点とが適切に組み合わせられて出題されており、受験生の基本的知識および論理的思考力を試すのに相応しい問題であるといえるため。
- ・基礎的事項の習得及び判例学習の重要性を受験生に認識させる内容となっている。
- ・良く練られた問題である。
- ・会社法の基本的な論点を適切に拾い上げ時間内で文章化できるかどうかを問う問題であり、論理的構成を重視している点が良い。また、初めてくる論点について、その条文の立法趣旨からどう考えるべきかを問う問題もあり、柔軟な思考力があるかどうかを試している点も良い。
- ・会社法の基本的な論点から幅広く出題されており、適切だと思う。少数派株主の縮出し等会社法に固有の公正性を考える論点として良問だと感じた。他方、株式相続に関する株主名簿の名義書換の要否といった問題は、マイナーな論点であって、この議論を知らないと書くことができないので、若干受験生に酷な印象を受けた。同じことは買取請求権の問題にも当てはまるが、得点差が生ずるようにしなければならない試験の性質上、やむをえない面もあると思う。
- ・株式会社の設立をめぐる法律関係および株式の併合を用いたキャッシュアウトにおける少数株主の保護等の、受験生の学習が及ばなくなりがちである重要な論点について、詳細

な事実関係を踏まえた上で具体的に当てはめをさせる問題であり、適切であると考え。

- ・ 出題分野のバランスが取れていた。解答量も抑えようという努力がみられた。
- ・ 基本的な問題が基礎となっていたため。
- ・ バランスがとれている。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・ 設問 1 の事例設定はレアケースすぎるのではないか。
- ・ 基本的な問題（設立費用の負担）と応用問題（株式併合による締出し）がバランスよく組み合わせられている。応用問題についても、総会決議取消事由として、株式併合特有の問題だけでなく、代理人資格の制限、譲渡制限と相続といった基本的な問題に関する知識があればそれなりに解答できるよう工夫されている。

もっとも、結果として検討すべき点が多く、すべてについて時間内に完答することが著しく困難になっている。

- ・ 前年度と比べ、法科大学院での教育の実情により配慮している。もっとも、論点の数が多く、論理的思考を試すという点からは疑問が残らないではない。
- ・ 概して良問と思われる。ただし、商法では初めてと思われる判例の立場を問う問題が、大審院の判決を問う問題になっていることには、違和感がある。
- ・ カリキュラムの中で扱う範囲についての応用問題であり、どちらかといえば適切であると考え。但し、設立前の会社に関する問題については、やや細かい裁判例の知識が要求されている点が気になった。
- ・ 設問 1 はマイナーだがレベル分量共に適切、 設問 2 はレベル適切分量過多、設問 3 は出題趣旨記載のとおりであれば問題文からその意図は掴みにくい。
- ・ 今年度は例年に比しても難易度が高く、問題自体も教壇事例的な傾向が強くなっているように思われた。

設問 1 は、基本的な論点の組み合わせで、以前出題された発起設立における現物出資以外の（募集設立における）変態設立事項について重要論点について問うものであり、それ自体は基本判例に関する正確且つ深い理解を問うものであり、その点で優れていると思われる。しかしながら、問題文自体は読みにくく、例えば、創立総会に関してあえて言及を避けるなどその意図を推し量りにくい。

設問 2、3 は、キャッシュアウト目的の株式合併におけるその効力の発生後の処理に関する深い理解が求められるが、平成 26 年改正によって条文自体が一気に難解となった併合制度について、更に踏み込んだ理解・思考を求めるのであり、（特に設問 3 は）会社法の最後の問題のため時間がないことを勘案するとき、そこまで求めるのは酷ではないかと思う。

出題形式、難易度について再考を求めたい。

・判例の正確な分析や実務の法的側面の抽出などは、法科大学院制度の趣旨にかなっているが、事実が解答に必要な最低限のものに絞られているため、事実と論点の関係が少しあからさまで、応用力を問うより、受験生に出題の意図を読み解くことに注力させるおそれがある。

・典型論点を問う問題と知識だけでは解けない問題の双方が比較的バランスよく出題されていたから

・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。

・現行試験制度当初からすると長文問題自体はシンプルなものになってきている。

・判例に賛成する見解は少なく、実際にも問題とならないと考えられる昭和初期の判例の知識を明示的に要求する〔設問1〕(1)は、期末試験であれば良問かもしれないが、司法試験としては悪問であり、受験生の能力を適切に測るうえで適切ではなかった問題だと考える。それ以外の問題は、事務処理能力に依存している点を除き、いずれも、妥当な問題である。

・おおむね基本的な論点を問う問題だったから。問題文が少し長く感じられた。

・設立など比較的オーソドックスな分野と、スクイズアウトなど現代的な分野を両方カバーしている点など、全体として好ましい。相続による株式譲渡に伴う相続人株主が有する権利（総会出席・退出）について、別々かつ整合的に論ずる部分には創造性が要求され、回答時間のなかで要求される論点をすべてカバーしきった答案を書くことはすこし難しいかもしれない。

・ちょっと書く量が多い気もしたが、問題のレベルはそれほど難しくないので、総合的に見れば妥当な範囲と考える。

・基礎と応用を試す、バランスが良い出題であるため

・内容は適切だが、多論点すぎる。深く考える者には不利である。

・法科大学院において要求される学習内容を踏まえた上で、ある程度の応用力・思考力を試す問題であるといえる。

・会社法における重要な法制度に関する基本的な理解を試す問題として適切なものといえるが、まだ論ずべき分量が多すぎるように思われる。また、設問1の未払いの設立費用債務の帰属、定款に記載のない財産引受の効果については、重要判例のある典型的な論点ではあるものの、現在の企業実務において、変態設立事項を利用する例が極めて少ないことに鑑みれば、実務家登用試験という視点からは、論点主義に偏りすぎて、実際にはあり得ない事例を題材としている印象を受ける。

・設問1(1)(2)は問題としては基本的な判例を前提とするものであり、決して難解であるとは言えない。しかし、発起人以外にわずか一人のみの出資による募集設立で、設立事務のために事務所を借り、事務員まで雇うという設定は、あまりに現実離れしていないか。百選掲載の判例をこなすために、法実務の即した想定よりは、このよう

な如何にも教科書設定の事例を学習することが司法試験において、求められているのであろうか。設問2および3については、まず平成26年改正会社法の下での株式併合手続についての条文上の知識を前提とするものであり、短答試験の廃止された商法において条文を丹念に学習することの必要性を受験者にしめすものとして、適切であろうと思う。その上で、課題の事実から株主総会決議の瑕疵事由となり得る事実を抽出することを求めている。従業員持株会については、必ずしも詳細に学習していない場合もあると思われるが、代理人による議決権行使の基本的争点を踏まえながら丁寧に検討を加えていけば、一定水準に答案には達するものと考えられる。設問3についても、条文に忠実に説明を進めるうちに、法規定上の要件とのズレに気づき、応用的な考察を求めるものとして、意義があると思われる。

- ・〔設問1〕の事例が、あまりに現在の実務では想定できない事例であり、問題を成立させるために、無理やり創作した不自然かつ不合理なものであること。また、想定される記述が多い割には配点が少ないこと。

- ・設立について判例を基準として回答を誘導している点など、基礎学力を確認する観点から適切と思われる。他方、全体として若干問題量が多く感じた。途中答案が多ければ、全体のボリュームを調整していただければ幸いである。

- ・オーソドックスな問題である。会社法上の重要な論点について判例の理解を前提に踏み込んだ検討を求めている点、また文章のなかから考えられる複数の主張（決議取消事由）を挙げ、それぞれの当否について論じさせている点は評価できる。ただ、〔設問1〕についての事実関係はあまり現実的なものではない。

- ・基本的な論点を中心とした問題であるが、重点が知識量にやや偏るように思われる。

c. どちらともいえない

- ・基本的な事項を確認する問題であり、出題分野は適切であると考えるが、以下のような問題もあり、受験生にとっては、書きにくかったのではないか。

〔設問1〕

判例を前提として、判例では明らかでない部分について、その場で考えさせるのであれば、それなりの時間が必要であるが、それには全体として時間が足りない。

また、弁護士の立場で、どう考えるのかを尋ねる問題では、真面目な受験者ほど、「弁護士の立場」とはどのような前提なのかを迷ったのではないか。

〔設問2〕

従業員持株会を組み込んだことは、面白いが、一般的にはやや唐突で、授業で聞いている学生はいいであろうが、聞いていない学生はパニックになったのではないか。

検討事項が多すぎて、まじめに書くには時間が足りない

〔設問3〕

ただし書きで、解答範囲を絞ったことで、差がつきにくくなったのではないか。

d. どちらかといえば適切でない

- ・①設立の部分の【事実】について実務上ありうる設定なのか疑問を感じた。実務と理論の架橋はどこへいったのかという印象。②各設問が分担して作成された感があり統一感に欠ける。③予備校対応が容易な問題のように思えた。
- ・難しすぎる。

e. 適切でない

- ・少なくとも本年の問題に関する限り、設問のためにあえて事例を設定していた感が否めない。しかしながら、それでは新司法試験並びに法科大学院制度の前提にそぐわないのではないかとの疑問を正直禁じ得ないところである。より一層現実味ある問題の出題を念じて止まない。
- ・設問1は現在の実務に照らすと重要性が低い論点を問う、非現実的な問題であり、また設問が特定の学説を採ることを強要しているきらいがある。設問2は論点が多すぎ、また問題文の中に考慮すべきか否か迷う事実が多すぎるといって、適切でない。また、設問2・3につき、従業員持株制度や株式併合による少数株主のキャッシュアウトを問うことは、法科大学院で一般的な授業内容の範囲を超え、出題委員のいる大学院の学生を有利にするのではないかという疑念を生じさせる。以上、懲りすぎるあまりに受験者の努力や実力を測るという目的から逸脱した出題となっている。
- ・スクイズアウトのケースを受験生に解答させることは、あまりにも過大な要求であるなど、総じて要求レベルが高度に過ぎる。

(ウ) 民事訴訟法

a. 適切である

- ・弁論主義、処分権主義、既判力の客観的範囲といった基本事項について、これらの原則的な準則をそのまま当てはめたのでは、必ずしも説得的な結論を得ることができないことを気づかせる事例を提示することによって、受験者をしてその場での応用的思考に誘いつつ、他方で、堅実な思考過程を経なければ、合理的な結論には到達し難いように、綿密に工夫されていることがうかがえるからである。
- ・法科大学院で教育する民事訴訟法と要件事実論の基礎的な知識を問うことを前提に、これを用いて発展的な問題を考えさせるものであったため。
- ・ソクラテスメソッドの授業を受けることで解答しやすい出題形式であり、出題内容

も基本的事項から、自分の頭で考えさせる内容である。

- ・ 弁論主義、既判力と信義則の関係など、基本的な知識・思考の確実な適用を問う問題である。

- ・ 基本概念や著名な判例の知識を問うものであった

- ・ 法的思考力を問うことに重点が置かれているため。

- ・ 基本的な論点に依拠しながら、普段あまり考えたことがないような関連問題を考えさせるもので、理解の程度が評価しやすい。

- ・ いずれの設問も、民事訴訟法の基本的な理解を問うものであり、過去にいくつかみられた奇を衒うような要素はなく、良問であると評価できる。

- ・ 問題の難易度が少し下がっており、法科大学院生でも十分に解答できるものとなっている。

- ・ 立退料引換給付と売買同時履行との異同の問題提起は秀逸です

- ・ 第1問は基本的な問題、第2問は、訴訟物と主張・証明責任に関する実務的問題、第3問は、引換給付判決と訴訟物＝既判力の理論的な問題が出題されており、昨年よりバランスのとれた良問と考える。

- ・ 基本的な知識を事項を問う問題であり、法科大学院の教育の成果を問う問題としては適切であると思料する。

- ・ 出題の内容が民訴法の重要概念にかかわるものである。

- ・ 設問1は、かつて出題されたこともある基本問題であり、設問2も基本問題と位置付けられる。法科大学院で必要な学修をしていれば間違いなく解答できる問題であり、受験生の学修到達度を見るには適切な問題と思われる。設問3は、民事執行法の基本構造を理解している必要がある問題ではあるが、通常の法科大学院教育ではこの程度は教育しているはずであり、また問われている問題も、判決の効力の及ぶ範囲についての判例や学説を理解していれば十分解答できる問題である。また問題数も、2時間の試験時間に照らして適切と思われる。今後とも、基本問題を中心にした、また問題数も欲張ることのない出題が望ましいと考える

- ・ 重要な基本的事項についての理解を示すことを求める問題である。

- ・ 引換えに本件絵画の引渡しを命ずる判決をするための要件や、引換給付判決のうち反対給付に係る部分の後訴への拘束力は、基本的論点であるが、ともすると授業では詰めずに教えている、ないし、説明を省略してしまう点であり、教える側にも示唆のある問題である。

- ・ 今年度は、基本的な問題を取り扱っていた。

- ・ 基礎的な設問と多少骨のある設問からなり、難易度面で適切であるとともに、分量面でも試験時間内に対応するのに適切である。

- ・ スタンダードな教科書に記載されている基本事項や基本判例を理解していれば、その応用が必要な場合もあるが、十分に対応できると思われるから。

- ・ 基本的な内容であり、問題数・難易度とも適切であるとする。
- ・ 典型的な論点にとどまらず、受験生に考えさせる問題が含まれている。
- ・ 基本的事項を問うが、説得力ある答案とするには正しい理解が必要。
- ・ 基礎的理解を問う良問である
- ・ 内容が十分に練られている。
- ・ 弁論主義・処分権主義・既判力の基本事項を問うもので比較的易しい
- ・ 基本問題と応用問題が適度に結合されている。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・ 今年度の問題文単体としては、現行司法試験制度開始直後に比べると、何が問われているのかわからないような出題ではなくなってきた。その意味では、法科大学院や基本書などで学習できる項目の基礎的理解と応用を問う問題と言える。もっとも、深く考えていくと、民事実務基礎(要件事実論)についてどこまで言及するのか(いわゆる「不利益陳述論」・「等価値陳述論」に言及すべきか否か)という問題も見えてくるが、これは、上位合格者になるか否かの分かれ目に過ぎず、合否を分ける分水嶺ではないと考えている。出題の趣旨では、その検討が当然に求められているわけではないようなので、そうだとすれば総じて良い問題と言える。

ただ、予備試験との関連で言えば、平成28年度司法試験予備試験の民事訴訟法問題の設問1(1)が、同じく弁論主義の問題を問っている。平成28年度予備試験問題は所有権移転経過事実についての弁論主義の適用の有無であり、本年度司法試験問題は代理の要件についての弁論主義の適用の有無なので事案は全く同一ではないが、基本の考え方は同じはずである。これでは、予備試験合格者にとって有利となる可能性はあるだろう。たしかに、前年の予備試験に出題した問題点を必ず除外するルールにすると、逆に「この論点が出ない」との予測を立てられるという問題もあると思うが、果たしてこのような連続出題が妥当だったのか、ご検討いただきたい。その点で、回答は「a. 適切である」ではなく、「b. どちらかといえば適切である」とした次第である。

- ・ 例年に比べ、分量が抑えられており、制限時間内に解答可能な分量に近づいている。基本事項を前提に、応用力を問う良い問題であるとする。
- ・ 基本的な問題が出題されており、比較的バランスがとれている。なお、3問のうち1問については、もう少し難易度を上げたものを出題する方が良いのではないかと。
- ・ 各設問の内容は、いずれも民事訴訟法の基本原則の理解及びその応用力を問う問題であり、本法科大学院の授業ともマッチし、適切である。但し、昨年度同様、2時間で事案の把握、設問の趣旨の理解、答案の構成等を的確に行うには、解答すべき課題が少し多いように思われる。
- ・ ほぼ基本的な出題であったため。
- ・ 昨年問題は、試験時間に対して問題量が極端に多すぎたが、今年度問題は、問題量

および内容とも概ね適切である、と考える

- ・問題の趣旨は明確ですし、問題文も読みやすくなっています。したがって 昨年のもものと比べて、より適切な出題だと思いました。今後とも、いっそう短くわかりやすく、しかし考えさせるための問題文を作っていただきますように努めていただきたいと思います。

- ・基礎的な理解と応用に適している。

- ・前年に比して易化したことはそれ自体として評価しうる。また、事例の説明の明晰さは文量を短くしたのにもかかわらず、昨年を相当に上回っており、受験生は紛争の実態が把握できないまま設問に答えるという本来不必要なプレッシャーから解放され、実力を発揮できたものと思われる。もっとも、細かい点に疑義がないではない。設問2ないし設問3の回答に当たって、「時価相当額」の意味が問われることは明らかであるが、なぜ時価相当額という合意があったのか、その背景となる事情が説明されていない。それは、「時価」をどの時点で算定するかという問題が回答できないということの意味する。この「時価相当額」という合意のあいまいさは、意思の合致そのものの不存在の可能性をも想起させる。本人訴訟であるがゆえの問題ということかもしれないが、後訴では弁護士がついているのであり、後訴においてもその曖昧さが維持され続けているのは、司法試験において事案の特徴を把握する能力を測定するという面で、つくづくもったいなかった。文量を切り詰めすぎたせいではないかと憶測する。

- ・能力に応じて答案を作成することができる。

- ・売買価額が時価相当額であるという設例自体は、受験生が実体法上の問題を引きずったかたちで民事訴訟法の問題を解かなければならなくなり、あまり感心しないものと思われる。

- ・論理的な思考力を問う問題ですが、少し技術的な要素が多いように思います。

- ・弁論主義、処分権主義といった民事訴訟法の基本的理解に関わる出題であった点、問題のボリュームについても、昨年の出題に比べ一定の分量に削減されたと評価する点において、適切と評価された。一方で、設問2は、難易度の高い問題であり、受験生に出題の趣旨がどこまで伝わったかが危惧された。以上を総合考慮して、上記の結論となった。

- ・著しく難解な問題ではなく、基本的な領域から応用力を問う出題だった。

ただし、2時間内に3つ以上の設問を置くのは、思考力・分析力を問うには過剰であり、単に情報処理能力を試している嫌いがある。）

- ・法科大学院で使用されている教材を意識している点はよいところではあるものの意識しすぎているように感じられる

c. どちらともいえない

- ・民訴法の基本的な理解の程度を試すには、ふさわしい問題であったといえるが、解

答への誘導なども含めて、設問の作りの精度がやや雑に思われた。

d. どちらかといえば適切でない

・昨年度までの出題内容に比して、やや基本的なレベルになったと思われるが〔設問 2 を除く〕、まだまだ高度に過ぎ、法科大学院の教育と司法研修所の修習の架橋にとっての弊害である点は例年と変わらない。

・以下のとおり。

設問 1 については、平成 24 年設問 1 (2) でほぼ同様のことが出題されている。同じ問題を二度と出題すべきでないと言うことはできないが、いずれにしても出題が安易であるように感じられる。

設問 2 は、売買の代金額についての従来の議論とかなりずれたものであるだけに、試験時間内の解答を求める司法試験の問題としては、受験生にとってかなり困難があったように思われる。

設問 3 は、毎年のように出題される既判力の分野からのもので、実務で既判力についてはほとんど問題とならないことを考えると、実務家登用試験としては大きな疑問がある。

e. 適切でない

(3) 刑事系

(ア) 刑法

a. 適切である

・全体に刑法総論・各論の基本的な理解を問うもので、出題内容・難度ともに適切であると思われる。

・論点自体はシンプルだがしっかり考える必要がある。

・基本的な理解及び常識的な判断力があれば解答が可能な範囲内で、問題発見の能力や事実評価の能力等が深く問われる内容となっているから。

・基本的論点の理解・判例の射程の検討に基づき、事案処理に関する分析力・思考力を測るのに適切な設問である

・なし

・正当防衛論や財産犯などに関して、具体的事実関係に即して、基本的な理解や思考力を確認する設問となっており、適切である。

・例年通りの難易度、分量であった。

・適切な論点設定

b. どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
 - ・難易度も丁度良く、刑法の実力を適切に測ることができる問題である。
 - ・各論点に詳細に答えようとすると時間が足りない印象があるが、基本的な知識について問う問題である。
 - ・内容的に適切であるが、量的に多すぎ、2時間で書くのは困難だと思う
 - ・事案分析能力と法適用能力を問う良問だと思いますが、ある特定の問題集の論点を組み合わせたかのような印象を受けた受験生が多かったように思います。事務処理能力を問うことも大切ですが、もう少し論点数を減らして、1つ1つを丁寧に論じさせる問題にしてもよいように思います。
 - ・総論および各論の基本的論点が出題されているため。
 - ・典型論点を組み合わせた良問といえる。もう少し、複雑でもよいような気もする。
 - ・題意が明確であり出題範囲も適切だが、分量が多い。また、収入の低い者についてやや高すぎるクレジットカードの利用限度額が設定されており、工夫の余地がある。
 - ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
 - ・刑法の重要論点から出題されており、問題としては良問であると思う。ただ、2時間で全ての論点について過不足なく論じきることは、中々難しいように思う。
 - ・基本的な論点について問う問題であるが、書くべき量がやや多いように思われる。
 - ・基本的な論点であったことは評価できる。
 - ・刑法総論と各論の問題がバランスよく問われている。内容的にも体系的思考力、応用力、事務処理能力を見るには良い問題と思われる。
 - ・刑法総論及び各論から論点を出題しており、バランスがよいと思った。強いて言えば、論点に絡まない事実が冗長になっているように感じた。
 - ・事案の分析力、事務処理能力を見るという点においては、適切な文章量といえる。また、基本的な問題点、判例の事案と異なる形で問題とする点などは、受験生の刑法に対する理解を図る上で適切なものといえる。
- しかし、共同正犯における正当防衛において、一方のみに過剰性の認識がないという点から誤想防衛を他方にきくところは、受験生を徒に混乱させるだけであり、あまり適切とはいえない。端的に過剰防衛の共同正犯にすればよかったのではないかといえる。また、防衛行為について、体当たり、押さえつけ行為など全体として一つの構成要件に含まれる個々の暴行ごとに共謀の事実を記載することは、受験生にミスリーディングであったのではなかろうか。
- ・コア・カリの範囲で学修し基礎力の組み合わせで解答できるから。ただし、論点の量が適切かは検討の余地がある
 - ・回答なし

- ・質量共に穏当

- ・問題文において言及しなくてよい罪責が明示された点は1つの方向性として十分に評価できます。にもかかわらず、なお事案解決に不可欠な争点に対する論述量は従前と変わらないレベルであると見られ、その多くに言及しようとするれば十分な思考プロセスを示すような論述を重ねることはできず、中途半端な内容のものを書かざるを得ないとのプレッシャーを与えていますので、全体のボリュームを抑える方向で努力をお願いします。

- ・細かな分析力と構成力を要求するものであり、内容的には適切であると思われるが、回答時間が少しきつかったのではないかと思う。

- ・刑事系第1問の刑法の問題は、論点が多岐にわたっており、2時間では時間不足となるものと思われる。クレジットカードの不正利用（私文書偽造、詐欺、背任）、正当防衛と共同正犯、窃盗罪に関する死者の占有・不法領得の意思など基本的な論点ではあるが、なかなか考えさせられる良問である。日頃から刑法をしっかりと勉強しているかで出来不出来がはっきりと分かれたのではないかと思われる。

- ・難易度については適切であるが、年々、事実関係が長く多数の犯罪を検討させる傾向にあるように思われ、刑法上の論点をしっかりと論じさせる機会を奪っている点に問題がある。

- ・基礎的な論点を提示している。但し論点が少し多いように思われる。

- ・旧司法試験の最後の頃の問題と似て来ており、受験生に対する負担としてはおおむね適切である。

- ・問われている内容自体は法科大学院でも重要な論点として教えている事項と合致しているため、適切であると考えられる。もっとも、全ての内容について適切に解答するには時間が足りないのではないかと感じる。論点数を減らして解答内容の善し悪しをより実質的に評価した方が法科大学院での学修の効果を見極められる論述試験になるのではないかと感じる。今のままでは、各論点についてとりあえず言及し形式的な解答をして点数を積み上げるのが無難な答案であるかのような印象が受けるので。

- ・「6」の暗証番号の件ですが、あの判例の通りに書けば点がつき、そうでなければ点が取れないような採点基準でないのであれば、良いと思います。

- ・難易度は適切であるが、若干処理量が多い気がしたため

c. どちらともいえない

- ・取り扱うべき論点のレベル・内容は適切と思われるが、分量があまりに多く、過度の、薄い内容とならざるを得ない情報処理を強いるように思われる。

- ・内容はある程度適切と思われるが、解答が求められる論点が多すぎる。

- ・受験生に対し要求している作業量がやや多過ぎる印象であり、ここ数年の傾向に比

して突出している。個々の論点については概ね基本的であるといえるが、中には実務とかなり距離のある問題意識に基づいて設けられているものも含まれており、ここまですて論点を増やす必要があるのかという気もする。

・問題文中の指示については、真に重要な部分についての論述に受験者の意識を集中させるという意味で、肯定的に評価したい。ただ、それでも2時間で解答するにはやや分量が多いように思う。

・論点が多すぎた。

d. どちらかといえば適切でない

・より基本的な知識を確実に習得しているか否かを確認する問題とすべきである。

・難易度、出題された論点については、難しすぎることもなく、総論・各論とも典型論点からの出題で無理がなく、適切であったと考えるが、以下の2点については疑問がある。①他人名義のクレジットカードの利用と詐欺罪の成否について、以下の出題趣旨についての回答の通り、判例の動向が明確でない点があることから、時期尚早ではないかと考える。②同じく詐欺罪の成否について、罪責評価の対象としていないAとの共同正犯の成否を考えさせるのは、出題としては不適切であるように思われる。これも以下の出題趣旨で記すことにする。

[出題趣旨と採点実感に関する意見]

①他人名義のクレジットカードの財産的損害の有無についての記述が皆無であるのは不可思議なことである。加盟店を被害者とする1項詐欺の成立という判例の立場に対しては、実質的損害があったとはいえないと考える説もある。クレジットカード会社を被害者とする場合にも、本問ではAの口座から支払いはなされているため損害がないといえる。これらの点について、記述した解答も正當に評価されるべきである。詐欺罪における財産的損害については、平成26年3月28日の最高裁の2つの判決が出されており、被害者の暴力団排除意思の強さに結論を依存させる解決が示されているが、これを判断するのに、問題文からの、クレジットカードについての規約だけでは如何にも不十分である。結局、平成26年判決ないし財産的損害の論点を知らず、クレジットカード詐欺の判例のみに基づいて機械的な解答を行った受験者に有利な出題ではないか。②また、当初自己のクレジットカードを甲に貸し渡し、条件を付けたうえでこれを貸したAは、十分に詐欺幫助だと考えられる事例であり、直接、罪責の検討を求められていないAと甲と間の共同正犯関係を論じることを受験者に求めるのは、無理な要求であるように思われた。

・解答時間に照らして書くべき論点が多すぎる。このように複雑な問題に短時間で解答させるのは、資格試験としての司法試験に適さない。

・出題された各論点は適切であるが、試験時間に比して書くべき論点が多すぎる

・出題趣旨の適否も含めてコメントする。前半はクレジットカード会員からカードの貸与を受けて、しかも約束の金額を超えて商品を購入してしまったという事例を素材としている。会員からカードを借りて決済することについては、判例も一律に詐欺罪が成立するとは述べておらず(最決平成16・2・9刑集58巻2号89頁の同意に関する部分は傍論にすぎず、かつ、この事件で友人からカードを借りて利用していた人物の刑事責任は問われていない。)、市民常識的に妥当な結論とその法律構成は容易ではない。にもかかわらず、受験界では、判例は承諾があっても詐欺罪を認めているという不正確な認識の下に詐欺罪を認める傾向が広まっている。しかし、そうすると、本問ではカードを貸与したAも共犯責任を問われることになる(出題趣旨では、「Aとの共同正犯の成否についても簡潔に論じることが望ましい。」とするが、市民常識では、これを認めることには抵抗感があるろう。それも含めて試したいのであれば、Aの罪責も問う問題とすべきであったように思われる。また、中盤の、防衛行為者の一部が過剰な行為に及んだ事例については、最判平成6・12・6刑集48巻8号509頁が、暴行の共同意思から離脱したかどうかではないとしている趣旨を踏まえた検討が必要である。この点は、「量的過剰は問題となっていない」場合でも、「犯罪」の共謀がないという意味で同じである。これに関しては、出題趣旨が、単に「傷害罪(厳密には「暴行罪」も含めて——筆者注)の故意を阻却することが考えられる」としかしていない点で疑問がある。後半では、いずれにせよAへの違法な傷害について「Aを殺害する行為をした」と思われて帰責されるのは乙のみであるから、不法領得の意思のある甲につき、「生前の占有が保護される」(最判昭和41・4・8刑集20巻4号207頁)はずはない。この点では、出題趣旨に舌足らずなところがあると思われる。なお、窃盗罪ないし遺失物等横領罪に関して、利用意思なく単に隠蔽目的で押入れの中に隠した行為について器物損壊罪を認めた大審院および最高裁判例はない。さらに、単なる隠匿だけで物の本来の効用は害されていない事案について「器物等損壊罪」を認めたものもないはずである。そのような趣旨を述べたものと受け止められている大阪高判平成13・3・14高刑集54巻1号1頁も、結局は、「被告人らが、かばん及び携帯電話を川に投棄した行為」について、「それらの物の効用を失わしめる『損壊』行為に当たると解するのが相当である。」と述べるにとどまっている。本問で財布を最終的にどうするつもりだったのか不明な乙について器物損壊罪の成立が当然であるかのように解説するのは不適切であろう。

e.適切でない

- ・個々の論点については、考えさせるいい材料だと思うが、論点が多すぎて時間が足りない。他科目ではこの点は修正されつつあるが、刑法のみ取り残されているのではないか。
- ・主要論点につき、特定の演習書とほぼ同じ事例が出題されているため、当該演習書を使用したことがある受験生が有利となり、公平性に欠ける。

(イ) 刑事訴訟法

a. 適切である

- ・ 基本的な判例をその事案も含めてきちんと理解していれば解答可能だから。
- ・ 特になし
- ・ 基本的な問題の出題であるため。
- ・ 基本的論点についての理解度を測るにふさわしい良問と考えます。
- ・ 法科大学院において当然学ぶべき基本的な問題点を問う内容といえるから。
- ・ 昨年度に比べ法科大学院での教育に対する配慮がなされている。
- ・ 基本的な論点についての正確な理解を問うている。
- ・ 刑事訴訟法に関する基本的学識、法適用能力及び論理的思考力を適切に試すものであるから。
- ・ なし
- ・ 設問1については、基本的な理解を問うための問題として適切な内容と考えます。設問2についても、教室事例の要素が強いものですが、理解度をはかるための問題として、質・量ともに適切なものと考えます。
- ・ 第1問・第2問ともに、法科大学院の授業で必ず取り上げられる論点を扱ったものであり、かつ、正確な理解をしていないと的確な解答ができない問題であって、法科大学院での学習の成果が反映されるものとなっている。
- ・ 基本判例の理解をふまえ、重要条文の勉強を日頃からきちんと行っていれば対応できる基本的かつオーソドックスな問題であり、良問であったと思います。問題文の分量も適切でアツと思います。
- ・ 法科大学院で教え（てい）るべき内容が問われており、求められている論述の分量も穏当な範囲内におさまっていると考えられるため【ただし、設問2で回復証拠としての利用の適否まで問う必要があったかについては若干疑問もないではない】
- ・ やたら書くことが多く、事務処理能力が問われた昨年度と異なり、オーソドックスな問題であり、じっくり事案の分析・検討ができたと思われる。
- ・ 基本的な知識・理解や法的分析・判断能力を試すことができる問題である。
- ・ 捜査法、証拠法とも基本的論点について正確に理解できているかを問う出題であり、過度にひねって受験生を困惑させるような点もなかった。出題量も、ぎりぎり許容範囲の多さに収まっている。

b. どちらかといえば適切である

- ・ 法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

・全般的にみて、問われているのが刑訴法の基本的な論点であり、解答者にとっても論点の把握が容易。ただし、設問2の2の〔証拠3〕第2段落の処理は別。加点要素として出題したものと思われるが、この部分の処理を検討させたいのであれば、問題文のなかでこの点に注意を促すようにしたほうがよく、他方、この部分への言及がなくても及第点を与えるのなら、削除したほうがよかったように思われる。受験生がひごる目にする教科書等には書かれておらず、気づかない可能性が高い。そのような問題のばあいには、受験生が検討できるよう問題を明示した方がよくはないか（そのばあいには、問題を限定しその場で考える時間的余裕を与える必要がある）。

・例年に比べ事例が複雑でないため、成績評価で差が出る理由が関連する事実の摘示や評価以外の部分ではないか、例えば文章の上手さとかと疑ってしまう。

・質的負担の面では、捜査差押許可状に基づく捜索に関する問題および伝聞法則および法328条の趣旨という点に限定された点で多くはなかった。他方、上記の正確な理解を試すために避けられない問いもあることは理解できるが、設問中の小問が多く、設問1では具体的事実の分析に相当な時間が必要であることから、量的負担の面では若干多いと思われる。難易度については、全体的に適切ではあるが、設問2-2における回復証拠の法328条による許容性については、いささか難易度が高かったと思われる。

・捜査および証拠法の基本的論点が出題されているため。

・やや問題量は多いものの、捜査法・証拠法の重要判例・条文の基本的理解に基づく法解釈ができるかを問うためにふさわしい問題のレベルだと考えるため。

・比較的オーソドックスな争点で、事実関係の丁寧な分析・検討が必要となる出題であり、知識の吐き出しでは対応できない点で適切であった。ただ、回復証拠の証拠能力の出題（設問2-2）は受験の現場で考えさせるという方向は理解できるが、受験生にとっては若干厳しめであったように思われる。

・設問1および設問2-1については、基本的な論点を類型ごとに考えさせるという意味では適切なものと思われる。しかしながら、設問1でいえば、判例・裁判例や司法試験過去問（平成20年刑事系第2問設問2）との事案の異同を、また、設問2-2についていえば当該問題の本質論とそのあてはめを、それぞれ本気で考えさせようとするのであれば、時間不足に陥ることは想像に難しくなく、本質的に考えた答案よりも、より表層的に各論点を漏れなくそつなく書いた答案のほうに高評価が与えられてはいないかという危惧が残る。

・2時間でこれだけの内容の論点を網羅的に回答するのは困難と思われる。

・内容的な問題はないが、考えて答案化するのに時間がかかるのではないか（量的に多すぎるのでは）。

・【資料】を含めると若干分量が多いようにも思われるが（将来法曹として活躍するために必要な事務処理能力であろう）、法科大学院で刑事訴訟法を丁寧に学習していれば

論じることができる内容であると思われる。ただ、出題されるところが一般に予想できるところであるので、いわゆる論点主義に走るきらいがありうるかもしれない。

・全般的に良問といえるが、「回復証拠」など、現在の裁判員裁判、公判前整理手続が否認事件の主流となっている実情からすれば、実務ではおよそ問題にならないと思われる。

・以前に比べて量が減ったものの、もう少しスリム化しても良いと思われます。なお、可能であれば設問毎の配点記載が望まれます

・捜査法と証拠法の基本的論点を問題としている点、その内容も、若干範囲が狭い観(ヤマの当たり外れが結果を左右しやすい)もあるが、概ね妥当であるから

・設問1は、法科大学院生が必ず学ぶであろう搜索差押許可状に基づく搜索について基本的な理解を問う比較的易しい問題である。事実の的確な適示と評価という事例解析能力を判定することが可能であるが、令状主義の趣旨に遡って思考することが必要な応用的な問題もあることが望ましいと考えられる。設問2の証拠1・2・4は、328条に関する最高裁判例の理解を問う基本的な問題であるが、証拠3は328条の「証明力を争うため」の証拠に回復証拠が含まれるかという応用力を問う問題であり、難易度のバランスが取れていると思われる。

・やや文章作成能力に優れた受験者に有利な問題設定になっている点が気になるものの、出題内容・難易度においては適切と思料する。

・法科大学院教育とマッチしている。

・若干難易度が低めではないかと思われたため

c. どちらともいえない

・具体的事例に即した検討を求めている点はよいが、問いの数が多すぎる(小問が5つ)ため、適切に論述することが難しかったのではないかと思われる。

・もっぱら特定の判例、立場に基づいた出題であることが明らかである。そのこと自体は問題ではないが、受験生にとっては、判例の見解のみを学習すればよい、というメッセージと受け止められかねない。

・問題が2問に戻ったが、やや易し過ぎた。

・教員目線では適切でも、平均的な受験生のレベルからすれば、相当に難しい問題だと思います。

d. どちらかといえば適切でない

・より基本的な知識を確実に習得しているか否かを確認する問題とすべきである。

・回復証拠に関する出題は、設例を厳密に考えると、難しすぎる。試験時間に対して

書くべき論点が多すぎる。判例の知識の有無で合否が決まるような問題ではなく、判例を資料として示した上で、その適用を訊くほうが良い。

- ・設問 2 について、刑訴法 328 条は伝聞例外の例外規定であるので、自己矛盾供述であれば許されるという前提の出題は、研究者としては違和感がある。
- ・例年に比べ、難易度が低いのではないかとと思われる。
- ・刑事系第 2 問の刑事訴訟法の問題は、例年よい問題だとは思いますが、法律実務家を 30 年以上やってきて現在法科大学院教員をしている自分にとっても結構悩む問題が多く、レベルが高すぎて法科大学院修了生にとっては難しすぎるように思われることから
- ・書くべき論点が多いことと、論点自体、ふつうの法科大学院の授業で扱わない かなり細かいところまで問うている。
- ・設問のほとんどが基本的な論点を問うものであり、望ましい出題である。

e.適切でない

(4)知的財産法

a.適切である

- ・出題数がやや多いように思うが、出題の内容は適切であると思う。
- ・基本的な論点に関する理解を問うものであった。
- ・本質的な課題を捉えていると考えるため。

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・難易度の点では適切であるが、問題の量がやや多過ぎるように思われる。
- ・著作権法について、論じる対象〔著作権か著作者人格権か等〕が問題文で明確にされていたのは非常によいと思う。ただ、特許法・著作権法とも、事例も複雑で設問数も多く、他の選択科目と比較して相対的に難易度が高いように思われ、知的財産法選択者が減少傾向にあることも踏まえ〔受験生の間で知財は難しいから避ける方がよいと言われているようで、今年は受験者数が経済法を下回った。〕、もう少し基本的な内容での出題を検討頂きたい。
- ・多数の論点が含まれているため、講義・演習において全ての論点を詳細に取り扱い、解説することまでは必ずしも容易ではないが、講義・演習において取り扱う内容で対

応は可能であると思われる。

- ・ 出題レベルがさほど高すぎず、重要論点の基本的理解を問う問題である。
- ・ 前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・ 標準的な文献に記されている論点を採用した部分が多い。
- ・ 論点の選択も事案の作成や設問の設定も、どちらかといえば適切である。難易度も、どちらかといえば適切である
- ・ 論点が多岐にわたっている。
- ・ 第1問、第2問とも重要論点に関する理解を問うものであり、事実も比較的詳細に記載されていることから、受験者の各法の理解、問題整理能力や事案への当てはめの能力等を図る問題として、適切であると評価できる。

ただし、設問数や論じるべき内容との関係で、1問に対して十分な答案を書くことが難しいのではないかという点が懸念され、上記の能力を正確に評価するには、少し設問数を減らした方がよいように思われる。

- ・ 第1問は論点が多すぎ、知識を問うきらいがある。
- ・ 論点が多すぎるようにも思われるが、難易度としては適切であると思われる。
- ・ 回答時間および解答用紙からして分量が多いように思われる。
- ・ 論点については特に難しいものではない。自信がないものは論点を抽出しすぎて時間が足りなくなるような設定のように感じた。

c. どちらともいえない

- ・ 重要な論点を出題している点は評価できるが、(小問)問題数が多すぎ、受験者はじっくり考えるいとまなく、解答せざるを得ない状態ではないかと思われる。
- ・ 問題難易度は適度だが、回答すべき論点数が多すぎる。事務処理能力を試すより、もう少し深く考えることに向けた出題が望ましい。
- ・ 特許法については、概して良問といえるが、併用薬というそもそも物の発明としての特許適格性に疑問が生じるような特殊な発明を題材にせずとも同様の趣旨の出題が可能であったと思われる。著作権法は、多数の独立した論点を挙げ連ねることが求められており、やや知識偏重の嫌いがある。

d. どちらかといえば適切でない

- ・ 著作権法部分に関し、出題意図が3条の2付随対象著作物の利用にまでを論じさせるものか不明である。同条を知る研究者程度の者にあつては、設問が同条の考察をするべき事案であることの考察に至るが、応試者にこれを期待しえない。設問に堪える考察をしている教科書は無い。研究が進んでいる応試者にとって不利になる結果を招

来する可能性がある。

・第1問も第2問も主張・反論・妥当性を論述させる問題だが、与えられた時間に対する作業量が多すぎる。

・個々の小問は悪くないが、全体としては、問う論点が多すぎる一方で、基本的な作業（特許権であれば、請求項と被疑侵害物件の比較。著作権であれば、原告著作物と被疑侵害作品の比較）を受験生に対して求めている。旧司法試験的な問題の作り方になってしまっている。

・もっと平易な問題で能力を測ることができるのではないか。

・特に特許法の問題は、論点が多すぎて、受験生としては各論点について表面的な記述をするだけで精一杯と思われる。

・1. 特許法・著作権法とも、各々90分、答案用紙4枚で解答するには、両法問題とも設問数が例年に比べて多く、受験生にアクロバットの対応を求めるものであり、どちらかといえば不適切なものであったと考える。

2. 特許法については、問題文が述べているように「併用・組合せ特許」、すなわち「併用医薬品発明」を題材とするものであった。そして、その前提を「本件特許権は併用・組合せ特許として有効である」としていた。これは、単に「本件特許権には無効理由がないものとする」とは異なる。したがって、設問2の問題文において、本件特許出願前から「同時に…使用されている場合が多かった」とも解釈され得ることから、公表された「出題の趣旨」の間接侵害の成否とは異なり、主として「無効の抗弁」を論じるものと誤解した受験生も、いたのではなかろうかと思われる。なぜならば、判例に通じた受験生であれば、本件問題の題材とされた大阪地判平 24・9・27 及び東京地判平 25・2・28 の「ビオグリタゾン併用医薬品事件」を理解しており（島並等「特許法入門」289～290頁のコラム記事）、さらには、当該併用医薬品特許は、知財高判平 24・4・11 で無効とされたものであるからである（設問2はこれに当たり得る）。本件特許法問題は、「極めて特殊なクレーム」を取り上げていること自体も、大いに疑問視され得るのに加えて、問題文の記述振りが、不正確であったように思われる。

3. 著作権法については、様々な論点を的確に指摘させるという面においては、良問であったと思われるが、果たして設問数が多く、ひねりの効きすぎた難問であったように思われる。

今後は、素直でオーソドックスな問題として、丁寧な記述力・表現力を問う出題であって欲しいと思う（この点、特許法についても同じ）。

e.適切でない

・実務家でも判例や参考文献無しに解答することは容易ではない。まして受験生にと

って時間内に解答することは不可能に近い。

(5) 労働法

a. 適切である

- ・労働法の重要論点について問うものであるから。

- ・第1問は企業分割に伴う労働条件の変更の複雑な問題を適切に処理する能力を問うもので、正確な知識を必要とする。第2問は団結強制とその限界を問うもので、団結権の法的性質（積極・消極の両面）の正しい理解が求められる。いずれも適切な問題である。

- ・法科大学院での教育内容に即している。

- ・判例等の基本的知識を備えているかどうかを確認する良問だと考えるから

- ・前者については、日本アイ・ビー・エム事件最高裁判決が、また後者については、山梨県民信用組合事件最高裁判決があり、規範としても十分に定立していると評価できる。両争点ともに、重要なものであり、また事例における事実関係などもよくまとまっていることから、司法試験問題として妥当なものと考ええる。

第2問については、ユ・シ解雇の効力、ならびに中立保持義務の観点から団交拒否の不当労働行為が認められるかという点を問うものである。前者については、三井倉庫港湾事件最高裁判決があり、ありきたりな論点のようにも思えたが、解雇対象者を3人とし、それぞれについて解雇時期を変えるなど、事例問題としての工夫が見受けられる。また、後者についても、Y社の主張を複数あげるなどの工夫があり、良問であると考ええる。以上の点から、司法試験問題として妥当なものと考ええる。

- ・大問1は近時の判例等、新しい法理の展開への目配りを求めるもので、学習の広さ・深さを測るにふさわしい。大問2は基本的な事項を着実に抑えているかを知るに適した素材である。

- ・基礎理論の十分な理解とともに、今日的な問題についても十分目を配っているかが問われている

- ・良問とも労働法の重要論点が盛り込まれた出題であり、適切な採点がなされていれば[次項参照]、受験者の労働法理解を問う良い問題であったと思われる。

- ・いずれも重要な最高裁判決を基礎にした問であり、適切と考える。問1に関しては、普段から労働法の勉強をしていないと見落とす論点と思われるので、付け焼刃の受験対策では対応できないことを示す問題として適切。

- ・代表的な判例に基づいた問題である。ただし、第2問と比較して第1問が難しいすぐ感がある。

- ・正確な基本的知識の確認、重要な論点に対する規範（法律・判例）の理解を確認したうえで、それに対する当てはめを要求している点は、適切である。第1問の会社分割の出題については、他にも重要問題があろうとは思われるような気がするが、出題

の適切性を損なうほどではないと考える。

- ・第一問は近時の重要最高裁判決を素材にしたもので適切である。また、第二問も労組法上の基本的な問題を扱うものであり、適切である
- ・基本的かつ主要な論点についての理解を問う設問であったため

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・日常よくあるとまでは言えないが、講義等において重点的に取り上げられるであろう論点について、具体的に考察させようとするものであり、良問と評価する。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・例年に比べてやや難しい
- ・第1問は、up-to-date な問題であり、基本的な知識と事実抽出・評価力を試すのに適している。第2問は、集団的労働関係の全般的知識を試す問題であるが、若干難易度が低いかもしれない。
- ・判例等を含め勉強を積み重ねれば、その努力が実を結ぶような問題が出されているから。
- ・第2問については、労働法の基礎知識を問うという趣旨であろうが、なぜいまユニオン・ショップ問題を出題する必要があるのかについては、疑問もある。
- ・最近の判例を適切に使用しており、難易度もほぼ妥当であるが、事実関係をもう少し整理して問題文を作成すべきである。

c.どちらともいえない

- ・第1問については、日本IBM事件の判例の正確な理解に基づき当てはめを求めるのは、学生にはやや過大な要求だと思われる。第2問では、論点がそれなりにある中で、ユニオンショップ解雇につき除名と組合加入の時期の先後を区分して論じさせるのも、学生にはやや過大な要求だと思われる。

d.どちらかといえば適切でない

e.適切でない

- ・このままの出題では判例主義の浅い理解（記憶）になる。

*評価不明

・1問目は論点が多く、時間が足りなかったかもしれませんが、論点自体は最高裁判決の理解を中心に、きちんと勉強していれば書けるので、問題ないと思います。2問目は、やむを得ないかと思いますが、集団法の論点が出尽くし、過去問の繰り返しになっているという印象を受けましたが、基本を理解していれば合格させるという司法試験の趣旨に反するものではないので、これでよいかと思います。ただ、将来的には、各設問の論点数を減らして、個別法2問と集団法1問の出題も考えられるかもしれません。

(6)租税法

a. 適切である

- ・過去問の検討を行っていれば応用問題であっても何らかの解答ができるように工夫されている。設問で書くべき事項が限定されており解答しやすい。細かな応用問題も出ているが、基本知識や条文参照をベースに法的思考力を問うものになっており、総じて良問。
- ・当てはめ力をよくはかれるから
- ・知識と論理的思考力をバランス良く問う出題であった。
- ・条文及び最高裁判例に基づいて設問であり、何が正当であるかについて紛れがないから。
- ・講義内容を踏まえた出題であり、また適切な問題分量である。
- ・第1問、第2問ともに、よく工夫された良問であり、法科大学院での学修を踏まえた基本的な力を計測するために適切と考えます。とくに、第2問の設問3で、プランニングの観点からの出題をされたことは、新しい試みとして評価に値します。
- ・問題の論点や出題趣旨が明瞭であり、条文解釈と具体的な事実関係の当てはめにより回答を導くという点も、司法試験の趣旨に沿っているものと考えられる。
- ・所得税法・法人税法ともごく基本的な事柄を尋ねており、素直に書けばそれなりの得点が得られる問題である。昨年度に比べて受験生の成績のバラツキが大きいのは、法科大学院の教員の想定以上に受験生が基本的事項を理解していない可能性を示しているので、基礎を徹底反復する教育の重要性を改めて認識した。
- ・全体として特定の視点から関連する諸制度について横断的な理解を問う設題であり、第1問は寄附税制、第2問は倒産税制をひとつの素材としているものの、これまで法科大学院において期待されてきた租税法教育による総合的な学習成果を試すものであるという意味で評価できると考えられる。
- ・主として所得税に関するオーソドックスな基本的知識を問う問題である。実務上も

経費区分に迷うような論点であり、実践的である。

- ・出題の視点が明確で出題範囲および分量も適切と思われるため。）

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・税務ではなく税法の出題である以上、もう少し法解釈を問う問題を増やしてもよいのではないかと感じた
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・問題文の事実関係がやや抽象的なところが何カ所もあり、受験生において解答（あてはめ）に迷うことがあると懸念される。
- ・所得税の論点は少し難しい。
- ・複数の論点が問われているが、いずれも基本論点である。また、最近、学会で話題となっている裁判例を前提とした問題（債務免除益）が出題され、最新であり基本論点我问われる事例にも気を配ることが必要であるが、法曹として必要な要素であると考えられる。ただし、やや些末な論点に踏み込んでいるきらいもある。
- ・受験生であれば必ず勉強しているであろう基本的論点からの出題である。

c.どちらともいえない

- ・設例はよく考えられており、論じさせたい点も明確であるが、応用的な設問に偏っており、もっと理論的な考察をさせてもよい。
- ・租税法の試験範囲を満遍なく学習させたいという意図はよく分かるし後述する点を除けば基本的な論点についての出題とされていることは看取できるが、結果として解答の分量が多く、180分では実力を出し切れない受験生もいたものと推測される。また、第2問については、問題文中に明示されているとはいえ、所得税法44条の2については代表的な教科書でも簡潔に触れられるにとどまっており、十分に学習した法科大学院は少ないものと考えざるを得ないし、初見で条文内容を理解する力を試すには、前述したように時間との関係でやや無理があったのではないかと考えられる。

d.どちらかといえば適切でない

- ・法科大学院のカリキュラム教員の経歴からみて、論文試験問題を適切に回答しうる授業が行われていないと思われる。

e.適切でない

(7)倒産法

a. 適切である

- ・条文や基本概念の知識をもとに、事案から適切な事実関係を拾う形での問いが投げかけられており、受験生の基本的な力量を確認するとともに、法律実務への架橋ともなる要素が問われているため。
- ・条文・判例・事例との関係での問題抽出と利益衡量を要求しており、適切に到達度を判定できる良問である。
- ・近時の最高裁判決をベースにした設問であるとともに、実務的な側面にも配慮しているから
- ・特になし
- ・事例を素材として重要かつ基本的な諸事項について具体的な検討を求める出題であり、法科大学院教育や司法試験の趣旨に合致する。
- ・第1問は、倒産判例百選にも載っている事例に関するものではあるが、当該事例をそのまま使ったものではなく、考えさせる問題となっている。第2問も、条文の文言を具体的事例に当てはめるについて丹念に検討することを求めるものであり、授業を聴いていれば、無理なく解答できるものである。第1問および第2問ともに法科大学院の授業に則った基本的な問題であり、難易度も適切である。
- ・条文の知識、最高裁判例といった基礎的知識、事案分析能力、そして法的思考力を試すことのできる良問であったと思う。
- ・問1は、基本的な概念や制度を正確に理解しているかを問うものであり、破産手続を通して理解しているか否かをみる上で極めて適切である。また、問2は、民事再生手続における問題について、複数の方策が存在することを前提とし、具体的に妥当なものを選択することを問うており、論理的な判断能力とセンスが問われる実務的な問題として、評価できる。
- ・基本的な論点を取り扱う問題であり、難易度も適切である。
- ・第1問及び第2問とも、ここ数年と同様、過度に先端的な問題的を尋ねることなく、適度な設問となっていると思われる。また、今後も、2問のうち1問は民事再生法から出題することを続けて欲しい。
- ・本法科大学院の指導内容に極めて沿うものであるため
- ・重要な条文、その解釈論及び事案への当てはめを尋ねる問題として、適切である。
- ・近時の重要判例を用いつつ、普段はあまり考えないような問題（免責）を組み合わせている。基本原則の理解をベースにした問題になっている。

- ・基本的な制度や判例の知識を、事例に沿って考えさせるため
- ・十分に考えられた内容であると思います。
- ・適度な難易度。知識量を問うよりも考えさせる問題になっている。これまで問題量が多いのではないかと思っていたが、多少は減っているのではないか。

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・今年度は基本的な事項が問われ、丁寧な当てはめが求められている点は良かったと思う。なお、年度で難易度を変えない工夫が必要である。
- ・ほぼ基本的問題であったが、若干難解な問題もあったため。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・基本的な問題であり、奇をてらっていない点が良い。
- ・第1問第2問ともに基本的な論点が組合わされておいて倒産法に対する基本的な理解を問う内容と評価できる。ただ、法科大学院における倒産法教育は倒産法に対する基本的な理解を万遍なく習得させるべきではあろうが、面積不許可事由該当性や裁量免責の可否についての出題は、倒産実務の経験の無い受験生には聊か酷であったであろうと推測している。
- ・回答なし
- ・最近の重要判例を理解しておき、また、授業での資料を復習し、議論をちゃんと整理しておけば安心して解ける問題でありました。良問であったと思います。学生は重要なキーワードを整理しておく必要があることを認識する必要がある。

c.どちらともいえない

- ・現実に申立代理人等になった場合には必ず直面するような実務に即した問題であり、このことについては一定の評価はできるが、研究者教員が講義を担当した場合に言及し得る内容かについては疑問がある。
- ・破産法分野で免責を中心に出题するのはいかがなものかという感じを受けるため。
- ・選択科目としては少々難解ではないか。
- ・第1問1. は、支払停止の意義と具体的なあてはめ、支払不能の具体的な認定という基本的な事項を問うものであり、適切である。ただ、出題趣旨の以下の記載には疑問が残る。第1に、平成24年最判の補足意見における、一定規模以上の事業者の債務整理開始通知と支払停止該当性に関する記述に言及がされているところ、この記述の意味を理解するためには制度化された私的整理に関する最低限の知識が必要となり、このような知識を受験生に求めるのは無理ではないかと思われる。第2に、支払不能の具体的な認定に関連して、契約条項における支払停止が期限の利益の喪失事由とされていることへの言及があるところ、これに気付くことを受験生に求めるのは無理ではないかと思われる。

第1問2. は、免責不許可事由あるいは裁量免責を基礎付ける事由を事案の中から抽出することを求めている点では、基本的な理解を問うものであり、適切である。もっとも、破産法252条1項3号の「特別の利益を与える目的」の意義を問うのは細かすぎると思われる。支払停止の後に期限前弁済をしていれば、通常は上記の目的が認定できるのであり、答案において力点を置いた記述をする必要はないように思われる。また、裁量免責を基礎付ける事由のうち、破産法252条2項に例示されている事由以外の事由について、一般論を述べた上で具体的なあてはめをすることを受験生に求めるのは、やや難しいように思われる。

第2問1. (1)(2)は、民事再生法85条5項の前半・後半のそれぞれ意義および具体的なあてはめについて問うており、民事再生法の基本的な理解を試すのに適切である。もっとも、(1)では、【事例】において、保全処分では5万円以下の弁済が許されていたのに対して、(2)では3万円以下の再生債権への弁済許可が問題とされており、なぜ金額が異なるのか（なぜ5万円以下の再生債権への弁済許可が問題とされていないのか）について受験生に混乱が生じたおそれがある。

第2問2. は、破産管財人の第三者性の理解をふまえて、再生債務者の第三者性という基本的な事項に関する問題であり、この点を問うこと自体は適切である。もっとも、再生債務者の第三者性を肯定する前提に立つと、管財人が選任された場合との対比がしづらかったのではないかという懸念が残る。また、民法177条と民法94条2項の2つの場面で第三者性を問う必要があったのか（結局ほとんど同じことを解答させることにならないか）という疑問が残る。

・もう少し平易な問題とすべきである

・出題の内容は問題ないが、事案が複雑すぎて受験生に混乱が生じる。

d.どちらかといえば適切でない

・第1問と第2問の配点バランスが悪い。おそらく、第2問は、設問数が多く解答に要する時間が多くなったと思われる。

e.適切でない

(8) 経済法

a. 適切である

・出題内容の水準等に不適切なものはない。

- ・問題量およびレベルが、現在の法科大学院教育で対応できる内容であるため。
- ・両問とも、論点が無用に拡張しないようにコントロールされたよく練られた問題であったと思う。第一問は、過去の事例をモチーフにしたものであり、ロースクールの学生であれば適切に処理できて当然の内容であった。また、第二問は、企業結合規制の問題解消措置にも配意した授業を展開できているかどうか問われるものだったと思うが、レベル的には適当であったと思う。

- ・法科大学院における授業内容が反映されたものである。
- ・具体的事実に基づき個別判断を要する類型であること
- ・長文の問題文を読ませて、独禁法上問題となる行為を抽出させた上で、当該行為に適用される規定を選択させ、当該規定の行為要件および市場効果要件に該当するかを検討させている点において適切である。

また、第1問と第2問を通じて、不公正な取引方法、私的独占、企業結合および不当な取引制限と、独禁法全体を偏りなく学習しているか試すという点においても適切と思われる。

- ・近年の出題はバランスよくとれてきている
- ・基本的な知識に基づきつつ独禁法的な思考力を問う出題だった
- ・独禁法の基本的事項と若干の応用問題がうまく組み合わせられている

b. どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・問1は基本的な問題であるが、問2はやや難解である。
- ・よく考えさせる良問であるが、丁寧に解答すると時間が不足するよう思われた。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・第2問につき、論述を十分に尽くさせるには時間および紙幅等が少し不足気味であったように思われる。
- ・思考過程のチェックとの出題趣旨からいえば、検討すべき論点が適度に含まれていると考えます。経済法を専門に扱う人間にとって面白い問題（諸々考えることができる問題）であったと思います。

しかし、例年の出題傾向と異なること・記載事実から結論を得にくい（微妙な判断を要する）ことから、受験生が回答しにくかったであろうと想像しています（特に問題2については、輸入を牽制力と評価すれば、小問(1)と小問(2)を有意に区別して回答しにくい（企業結合と業務提携の相違を明確に示しにくい）可能性があるように思います。）。思考過程を見るとの趣旨であっても、より基本的な内容でよいように思います。）

- ・よい問題であるが、受験者が限られた時間で解答することを考えると、少し複雑すぎた

のではないかとと思われる。

・受験者によく考えさせる良問である。内容についても排除効果を問う垂直的行為に関する問題と競争停止型の業務提携・企業結合に関する問題であってバランスが良い。例年通りかもしれないが、分量がやや多いと感じられた。

・思考過程のチェックとの出題趣旨からいえば、検討すべき論点が適度に含まれていると考えます。経済法を専門に扱う人間にとって面白い問題〔諸々考えることができる問題〕であったと思います。

しかし、例年の出題傾向と異なること・事実から結論を得にくい〔微妙な判断を要する〕ことから、受験生が回答しにくかったであろうと想像しています〔特に問題2については、輸入を牽制力と評価すれば、小問(1)と小問(2)を有意に区別して回答できない(企業結合と業務提携の相違を有意に検討できない)可能性があるように思います。〕。思考過程を見るとの趣旨であっても、もう少し基本的な内容で良いように思います。

・企業結合規制に対する基本的な理解があれば回答への取り組みは困難でないものの、破綻理論などの細かい内容についてはロースクールによって現行授業で扱うことが著しく困難であると思われるため

c. どちらともいえない

- ・時間内に答えることが、やや困難なように感じる。
- ・例年並み。
- ・問題に対する結論が明白ではない
- ・経済法ならではの競争に与える効果の分析を求めた点では、2問とも良問であると思われる。但し、全体に複雑なため、時間・答案用紙の制限からみると、受験者には難しかったのではなかろうか。

d. どちらかといえば適切でない

- ・時間及び答案用紙の分量に比して問題及び標準的に想定される解析の内容が複雑すぎる。
- ・結論がどちらでもよい、という出題が果たして適当なのか悩んでおります。
- ・時間及び答案用紙の分量に比して問題及び標準的に想定される解析の内容が複雑すぎる。
- ・第2問について、出題の趣旨にある点を論ずるには設問の前提事実が適切であるとは思われない。

e. 適切でない

* 複数回答

- ・問題がいずれも相当高度であるだけでなく、出題の趣旨に沿った解答を受験生に求めるのは、内容面でも、時間的にも、分量面でも、無理である。出題の趣旨の内容にも疑問がある

(9) 国際関係法(公法系)

a. 適切である

- ・基本的な問題ではあるが、国際法の全体を理解していることが必要な問題となっている。
- ・講義の内容・レベルからみて適切であると思われる。
- ・どの問題も標準的で適切だと思われる。
- ・一部細かい知識を問う問題があるが、全般において重要な概念・原則等を問うものとなっていると思います。
- ・十分に勉強していれば適切に解けるレベルになっている
- ・基本に忠実な出題であるとともに、考えさせる問題となっている。
- ・問題文が良く練られており、解答者の力を的確に見極めることができるから。

b. どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・二問目の海洋法の問題は想定問題によく出題されるパターンとなっている。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・国家承認の方式について、多様な学説と国家実行があるところ、学生が答えにくい形での問題となっている部分が見受けられたので a ではなく b とした。しかし、出題範囲と難易度については、適切だと考える。
- ・全般的に教科書と関連条文の理解を素直に問う良問である。また、教科書の知識を前提として、適用条文を探し出し、事案の事実をあてはめるという基礎的な作業を行うことができれば、十分に合格点に達するものと思われる。また、実体法、手続法、救済法と広がりのある問題であり、国際法の立体的・横断的な理解を問う点も高く評価できる。なお、一部に出題趣旨を読み取りにくい出題があり、この点がやや難点として残る（第2問の設問2に出てくる「漁船乙を所有するY社の対応も視野に入れつつ」の部分）。Y社が保釈金を支払った場合を想定した出題かと思われるが、その旨、問題中に記載してもよかったであろう。
- ・それぞれの設問3は若干難解かと思われる部分もあるが、全体としては、基本をきちんと学修していれば解答できるはずの設問ながら、適切な構成で正確かつ説得力ある記述をするにはそれなりの力が要求される問題であると思われるから。
- ・国家の分離独立」や「排他的経済水域での違法操業」という問題設定は適切だが、

設問がやや広がりや欠き、特定分野の知識や条文の拾い出しに傾いている。

- ・具体的なケースへの解答を通じて、国際法の基礎知識とその応用力を試そうとしている点で

- ・国際法の多様な主題について問う工夫がなされている

- ・全体としてオーソドックスな出題である一方、実質的には、やや細かい知識を要求しているものとなっている。とりわけ第1問について、一般的にはクリーンスレートが原則であるのに対して、国境画定条約については自動承継が規則となっている、というのは、知識としては正確でもやや細かく、実質的には異議がありうる規則であると考えられる。

- ・第1問、第2問とも国際法の基礎的知識を問う良問であると考えられるが、第1問の設問3はかなりの難問で、標準的な教科書の知識では解答が困難ではないか。

c. どちらともいえない

- ・第1問の設問1と設問2は、ほぼ基礎的な事項からの出題であるが、設問3は、国際河川という制度自体がわが国とは縁遠い問題設定であり、タールベーク原則に関する予備知識も求められているとすれば、基礎的な事項からの出題ではないと思われる。

第2問の設問1と設問2は、基本的な知識で解答できるかと思われる。設問3の出題は、通常の授業では触れることのないような基礎的とは言えない事柄に関する問題であって、適当とは思われない。

d. どちらかといえば適切でない

- ・過去の設例では3段落で事実が記され、それぞれの段落ごとに出題されていた。受験生にとってはわかりやすい出題形式であったが、その方針が改められたようで残念だ。

問題1

問題数が多い。過去の試験では多くの場合3題出題されることが多かった。しかし、問題1の問3では2題出題されている。したがって、合計4題の出題となっている。3題でも多いと考えるが、4題は多すぎる。

問題2

問2では「A国に対して取り得る国際法上の手段について」質問しているが、これは茫漠とした問いの形式で不適切。なぜなら、国連海洋法条約を離れ一般国際法上対抗措置や条約の終了や運用停止も視野に入るからだ。速やかな釈放を知っているかどうかを知りたかったのだろうが、そのため、不明瞭な出題となった。受験生は、どこまでこたえてよいかかわからない。せめて「国連海洋法条約上、A国に対して執りうる手段について」尋ねる方がよい。今年、速やかな釈放についてはまったく触れず、(一般)国際法上の対抗措置や条約法上の条約終了について解答していた場合、零点となるとしたら、それは解答者の責任

ではなく出題者の意味不明瞭な問題設定のためだ。受験生に酷といわざるを得ない。

問3でも「A国に対してどのような国際法上の請求を行うことができるか」という問いかけにあいまいさが含まれている。出題趣旨を拝見すると、出題者としては国家責任法上の法的帰結を尋ねているようであるが、国家責任の成立や外交的保護権についても解答するものがあるだろう。以前（2013年第2問問3）では、「どのような責任追及ができるか」という問いに対して、賠償などについての解答を求めているのかと思いきや、出題者は、国家責任の帰結として生じる賠償などには全く触れず、国家責任の発生や外交的保護権について解答することを期待する旨が出題趣旨に記されていた。今回とはまったく逆だ。「請求」と「責任追及」という言葉の相違はあるが、その相違によってこれほど解答範囲が変わるものだろうか。今年の場合、国家責任の成立や外交的保護権の行使といった論点も解答すべきかどうか、受験生は迷うばかり。

e.適切でない

(10) 国際関係法(私法系)

a. 適切である

- ・関係条文の運用能力をみるのに適切な出題であると考えられる
- ・設問のレベルおよび問題文の明確性という点で適切であったと考えられる。ただし、いわゆるモンテリオール条約の関連条文を問題文中に掲げる必要はなく、受験生に司法試験法文から関連条文を発見させる方がよかったと考えられる。
- ・実務上重要な認知、扶養及び国際航空運送をめぐる問題が出題されているため
- ・【第1問】は、認知に関する連結政策と総論上の問題を満遍なく問う非常に優れた問題と評価できる。【第2問】についても受験生の基礎学力を問おうとする出題者の意図が感じられる。ただし、その【小問2】は、採点基準の設定が難しいのではないかと思われる。
- ・難度は上がったように思うが、良問である。
- ・国際取引法および国際私法における基本的課題を対象としており、これまで出題されていなかった論点を対象としたものであるという点、評価できる。
- ・基本的な問いに始まり、やや応用的な問いに繋がる適切な出題である
- ・第1問・第2問とも、この選択科目の基本を理解していれば比較的容易に解答できると思います。各設問・小問も含め、授業でなんからの形で触れている問題しか出ていません。「論点」を知っているかどうか、ではなく、問題の所在を的確に把握し、問題を「法」の適切な適用により、いかに処理するか、という理解と自分自身の見解が

定まっていないと解答できない、問題だと思います。その意味で、非常にいい問題という他ありません。

ただ欲を言えば、実務を踏まえた問題文であればよりよいのではないかと愚考します。例えば、第1問において「・・・甲国及び乙国は認知主義を採っており・・・」とあります。(私の授業でも触れていますが) 通則法29条の適用との関係で「認知主義」の意味が必ずしも明確ではないと考えられます(日本法の裁判認知(強制認知)は、「認知」と言ってよいのか?など)。問題文からは、「任意認知」が前提なのは明らかかと思いますが、とはいえ、この点など、より深く学習検討している学生さん(受験生の方々)が、不要な時間をかえってとられてしまったのではないかと危惧がないわけではありません。第2問においても、例えば、メーカーである日本法人Xと(エンドユーザーと考えられる)甲国法人Aが直接売買契約を結んでいるのか?といったことが、気になるかもしれません。

問題の趣旨をより明確化しようというご趣旨とご工夫に基づく出題と推察します。悩ましい点ですが、ご配慮いただければ幸いです。

b.どちらかといえば適切である

- ・法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。
- ・第2問の設問1小問2は、国内で通常生じる国際二重起訴の事例からは大きく逸脱するうえ、解答方法や結論も多様なものがありえ、受験生の多くが混乱したようであるから、やや問題のある出題であったように思われる。
- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・第1問に関しては、準拠法条項の提示に重点が偏り、技術的な出題と感じられる。第2問は、出題の論点や内容としては深みがあるが、設問1・小問1に関しては特定の条約内容に相当程度立ち入った出題となっているため、国際私法の授業としてここまで特定の条約との関連性を想定して授業していない法科大学院も多いのではないかとと思われる。
- ・第1問、及び第2問も概ね適切である。但し、モンリオール条約の管轄規則との関係で二重起訴の扱いを問う第2問設問1小問2は、条約の解釈問題が絡むことから、適切な出題とはいえないように思われる。
- ・基本的な知識を問う問題と、学説を比較して自分の意見を述べる問題がバランス良く配置されており、法科大学院で体系的な教育を受けた者に適した出題内容となっている。記述力の問われる問題が増えた分、総問題数が減った点は適切であった。
- ・全体としてバランスの取れた出題だと思います。ただ、第2問設問1小問2は国際訴訟競合を問うものですが、現在の法科大学院生は管轄の一般規定を理解するのに精一杯でして、授業において、この論点を詳細に説明し理解を求めるのが難しい状況に

あります。その意味で、法科大学院生の実力比で見れば、かなり難易度の高い問題ではないか、と思われます。今後の出題に当たっては、このような法科大学院の実情も考慮したうえで、出題の対象となる論点を選び出して頂けると有難いです。

・第1問は認知、扶養等家事関連の事案で設問を含め法文とその制度趣旨を理解していれば解答できる問題として適切と思われる。これに対して第2問は国際航空 運送に関するモンリオール条約の解釈が問われており、条文が参照として示されているとはいえ、同条約に基づく管轄権の有無を問う問題として適切かどうかは疑問である。設問1、小問2の国際訴訟統合については諸説を踏まえ解答は可能であるものの設問2の代位の対象債権と保険契約の準拠法の検討については解答を導くのに苦勞するのではないかと思われる。

・難易度、主題範囲等、おおむね適切であると考え。ただ、「反致及び国際裁判管轄については検討を要しない」のような限定は、解答時間を考えるとやむを得ないが、それでもなお、いささか不自然な出題という印象を残してしまうため、なお出題に一考の余地があるように感じられる。

・モンリオール条約の適用等、やや発展的な内容を含む出題であると思われるが、基本的にバランスのとれた問題であると考えられる。

c. どちらともいえない

・第1問の設問1は、認知の実質及び方式の準拠法の決定・適用に関する基本的知識を問うもので、出題として相当であったが、設問2では、主張権者の範囲が実体の問題として性質決定されることを踏まえて、認知無効確認請求における準拠法の累積的適用を論じる必要があり、応用問題として正確な知識が要求される出題であった。さらに、設問3は、扶養義務の準拠法の決定に当たって、扶養義務の準拠法に関する法律への当てはめだけではなく、常居所の認定及び重国籍者の扱い等についても答えさせるものであった。例年の出題内容と比較すると、論点が多岐にわたっていて難易度が高く、特殊な問題も含んでおり、もう少し基本的な知識を問う出題のほうがよかったのではないかと思われる。

第2問の設問1は、私法統一条約の適用根拠（直接適用か否か）を示したうえで、小問1で条約33条及び49条を適用して専属的管轄合意が無効であることを述べ、小問2で条約33条によって甲国に国際裁判管轄があることを前提とし、国際訴訟競合の処理について答えさせるものである。設問1は、国際民事訴訟法に関する基本的知識があれば、参照条文を当てはめることでおおむね解答できたと思われ、出題として相当であったと思われる。設問2では、保険金の支払いによる法定代位は、保険契約の準拠法によるのが多数説であり、容易に解答可能であったと思われるが、それ以外に対象債権の準拠法を適用するか否か、また国際航空運送契約に基づく損害賠償の準拠法如何については、学説での議論も確立しておらず、出題趣旨で示されたような詳細な論述を期待することは困難であったよう

に思われる。

・第1問と第2問ともレベル的には適度のように見える。ただ、今年の出題を入れて、認知は3度目、債権の法定移転は2度目で、同じ所が繰り返されている印象がぬぐえない。もちろん、重要な箇所は何度問われても良いが、債権債務の取引に関しては、相殺など他の問題をもっと幅広く出題してもいいように思われる。債権債務の法定移転をわざわざ選んで出題するには、何か特別な理由でもあるのか、気にかかるところである。

第2問については、モンリオール条約は司法試験用六法に掲載されているから、わざわざ問題文に再掲載する必要はなかったと考える。再掲載をしたことでかえって、33条4項「訴訟手続については、訴えが係属する裁判所に適用される法令によって規律される。」が省略されていることから、ミスリーディングな出題になってしまった懸念がある。1つの考え方として、モンリオール条約自体は国際訴訟競合の許否を決めておらず、33条4項を根拠に、この問題は法廷地法に委ねられている、との解釈が主張されている。今回の出題では、問題文から33条4項が省略されているため、この解釈の可能性は否定されているとの誤ったメッセージを、受験生に与えたおそれはないか、気にかかるところである。

・問題が単純に過ぎるきらいがあり、受験生に求められている思考・推論につき、評価の差別化が難しいのではないかと、思われる。また、第2問設問1・小問1の「本件条約の適用プロセス」という表現は、必ずしも問いの内容を明確に伝えられうるだけの、一般的な用語法といえるか、多少の疑義が残る。

・全体としてはよい問題であるが、問題点もある。すなわち、設問1において国際裁判管轄について一切問わないことは、人事・家事事件の国際裁判管轄に関する法案が国会に提出され、まだ成立していないことに起因すると思われるところ、この法案が通らない限り、同様の扱いをするのではないかと受験生に推測させる結果となり、そのことが試験に歪みをもたらす虞があり、懸念される。また、設問2の小問1の末尾の「本件条約の適用のプロセスを踏まえて論じなさい。」という指示が何を指すのか分かりにくい。このことが通常の議論とは異なる議論をすることを要求しているとは思われず、そうであれば、このような指示をすることは受験生に無用な心配をさせるだけであり、適切ではないと思われる。

d. どちらかといえば適切でない

・全体として問題が複雑となっており、短時間で出題の意図読み取り解答することが難しい。また、出題内容も、応用的要素がこれまでに比べて、多く、特にモンリオール条約については、授業で言及されている法科大学院は少数にとどまると思われる。結果として、

受験者間に差がつきにくい出題であると思われる。

・第 1 問は適切であるが、第 2 問は、受験者が条約の適用の有無を繰り返し書くことになり、偏っている。とくに設問 1 小問 2 は、民事訴訟法の改正の際にも立法化が見送られた訴訟競合の問題を取り上げており、学説も大きく分かれているため、受験者を無用に惑わせるものである。

・第 1 問については妥当であったと思われる。

財産法分野から毎年 1 問が割り当てられており、その中で、数年前までは隔年で国際取引法分野から小問が一つ出題されていたが、ここ 3 年連続で出題がない。このため学生は初めからこの分野からの出題はないと決めてかかっているようで、法科大学院での国際取引法の履修者数に影響が出ている。中国や韓国の司法試験と比べ偏っており、ビジネスがグローバル化している状況にも拘わらず、涉外分野を専門とする法曹を育成しようというポリシーが感じられない。こうした傾向が続けば、日本の弁護士はますます内向き志向になり英米の弁護士に対抗できないことになろう。また国際私法分野および国際民事手続法分野からの出題についても、そろそろ大きな論点は一巡したと思われ、ニッチな分野からの出題が出ている。もっと基本的な論点をじっくり問う出題が望ましい。

e.適切でない

*複数回答

・第 1 問は適切であるが、第 2 問は極めて不適切である。

第 1 問（家族法分野）の出題は適切である。設問 2（1）は難易度の高い論点であるが、広島高判平成 23・4・7 については、ロースクールの授業でも取り上げる判例であり、その論点を高度にはしているが、学生にとってはその判例をもとに解き得る問題である。

第 2 問（財産法分野）については、まず第 1 に設問の範囲がほとんど国際民事訴訟法であり、狭義の国際私法と国際民事訴訟法とのバランスが悪い。第 2 に、モントリオール条約と問題文に引用しているが、同条約が国際裁判管轄に関する規定を置いており、国際民事訴訟における統一法と我が国の広義の（国際民事訴訟法を含む。）国際私法との関係が問題となる。そうすると、同条約における当該条項の解釈をしなければならなくなるが、単に問題に引用するだけで当該条項の解釈をさせるのは、司法試験対象法令以外の解釈をさせることになり、不当である。第 3 に、損害賠償債権の発生についても、同条約を根拠として発生する（かどうか含めて）同条約の解釈が必要になる。このような点も第 2 と同じ問題がある。平成 28 年の財産法分野の出題は、通常ロースクールの授業ではあまり取り上げられない論点であり、いずれも多くの受験

生にとっては見たことがない論点だったのであるが、本年はそれに輪をかけて通常ロールスクールでは取り上げないし、それどころが、出題範囲外からの出題だといわれても仕方がない問題である。

(11) 環境法

a. 適切である

・ 出題分野は、土壌汚染と廃棄物処理（リサイクルも含む）の複数の分野にわたっており、前者については原因者負担の原則を私法上の問題とも絡めている点や、後者については、廃棄物処理についての事業者の具体的な身近な取組例を素材として、循環型社会の理念や法的規制について受験者に考えさせる良問であると思う。

・ いずれの問題も実務的な問題であり、基本理念や重要条文の構造を考えさせている。特に2番のようなビジネス展開上の環境リスク判断という問題は新しい切り口の良問である。分量については2番でどこまで詳しく書くかの調整はあるものの、昨年よりは適切であったと思う。

・ 基本的な理解を確認する趣旨の良問と思われる。

・ 第1問、第2問をとおしてみると、まず、事例の題材においては、環境法のなかでも近時きわめて重要な分野である、廃棄物処理法と土壌汚染対策法において、近時の裁判例、議論となっている重要な省令、社会的に注目を集めている事件をふまえており、適切である。つぎに、設問についてみると、いずれも、環境法の基本的な原則、解釈の仕方、条文の背景にある政策について、基本的な理解をとうものであり、難度という点からも適切である。さらに、出題趣旨でも触れられているが、第2問の設問2において、社外取締役弁護士としての法的観点という視点から考えることを求める問題の出し方は、環境法の勉強が将来の社外取締役の実務において生かされるということを実感できるので、よく配慮された出題方法であるといえる。

以上のとおり、本年度の環境法の出題は適切であると考えます。

・ 重要かつ基本的な制度に関する設問になっていると考えます

・ 環境私法、公法それぞれにつき、基本を踏まえて解答させる問題であり、第2問において、法政策的観点も適宜織り込まれている。

・ 第1問が土対法に、第2問が循環基本法に関連する問題で、関連法律が限定されている一方で、第1問は契約の意思解釈や当事者の主張等、深く考えさせる問題であるため

・ 法的思考力を多角的に試す出題。

b. どちらかといえば適切である

・ 法科大学院における授業内容に即した内容になっているから。

・ 出題形式については、法政策と訴訟とのバランスに配慮が見られ、また、環境法の主要

な分野に関する基本的な理解を問う問題となっている。

- ・前年の試験問題と比較しても、量・質ともに適切である。
- ・出題内容自体は基本的な内容で適切といえるが、解答すべき内容が多く、時間内に仕上げるのが難しいのではないかと思われる。年々、解答すべき内容が増えてきているのではなかろうか。
- ・第1問は、自然由来物質による土壌汚染の対策費用をめぐる私法上の責任と土壌汚染対策法の責任の関係、及び土地所有者不明の場合の同法の適用について訊ねており、その趣旨は理解されるが、限界事例で問題の分析に難しい面がある。第2問は、食品残渣を例として、循環型社会形成推進基本法の基本原則をどのように具体化するか、事業者の責務実現と合わせて訊ねており、廃棄物処理法との関連も含め、概ね適切な出題であった。
- ・一般的な傾向ではあるが、やや、質問解答量が過大ではないか。
- ・基本的な設問から応用的なもの、思考力が問われるものまで含まれており評価できる。
- ・問題の出題バランスを考えるあまり、設問が網羅的になっている感が否めない。
- ・受験生にとって、どのような事項を論ずればよいのかが必ずしも明確でない部分があり、もう少し誘導があっても良かったのではないかと思われるが、全体としては適切である。

c. どちらともいえない

- ・応用力を問おうとするあまり難度がかなり上がっているように思われる。
- ・環境法の基本知識を問うているかどうかやや不明です。

d. どちらかといえば適切でない

- ・学生が考えたこともない問題であり、奇をてらった出題である。
- ・必ずしも基本的な問題とは言えず、出題趣旨を読み取りにくい問題であったように思われる。出題の趣旨を参照するかぎりでは、法科大学院での授業内容を越えた出題となっている部分がある。
- ・出題趣旨の冒頭にあった「実務上想定できる問題」への対応を求めた、実によく練られた問題である。ただ、受験生にとって、論点は把握できても、出題趣旨の求める思考力のレベルは高すぎるのでは。弁護士活動では、そこが重要で、このくらいはわからなければという出題趣旨は十分理解できるし、司法試験は、知識ではなく、それを駆使した思考力を試して適性を判断するものではあるが。

e.適切でない

*回答なし

3. 出題趣旨・最低ライン点の設定についてのご意見

(1) 公法系

(ア) 憲法

・立法の作為の国賠法上に違法性につき触れる材料は乏しいが、「憲法上の主張」ではないとの理由で触れなくてよいのか、不作為につき国賠法上の違法性まで求められた過去問とのバランスでは、指導現場で悩ましい点がある。

・外国人の人権、幸福追求権、適正手続の三つが問われているが、もう少し減らしてもよいのではないかとも思う。また、設問で、14条に触れなくて「も」よいという指示がなされたが、混乱を誘いかねず、工夫が必要なのではないか。

・出題趣旨において、「中間審査基準（目的の重要性、手段の実質的関連性）」という用語が用いられたことに違和感を感じず。過去の採点実感等において、審査基準の選択にこだわる答案を厳しく批判していたこととの整合性、「中間審査基準」が判例上に根拠をもたない点について、受験生に混乱を与えないようにきちんと説明してほしい。また、「国家賠償法上の違法性の判断枠組みやそれを前提にした具体的検討を中心に据えるのは適当ではない」とする点も過去の採点基準との整合性が問われる。この点も、受験生に混乱を生じないように、問題文中に注記するなどしてほしい。

・特になし

・解答の指針も丁寧に述べられており、今後の教育の参考になる

・13条によって具体化することのできる権利の論点について、判例・学説の状況を踏まえたうえで考察させた問題として、事例に基づく考察力が試された、とても良い問題であったと感じた。

・中間審査による立法目的の重要性の説明がピンとこない。

・設問ごとの配点が示されなくなったが、あった方が受験生にとっては親切だと思う。

・なし

・出題趣旨末尾の段落「…本問では国家賠償請求訴訟が提起されているが、憲法上の主張の検討が求められているのであるから、国家賠償法上の違法性の判断枠組みやそれを前提にした具体的検討を中心に据えるのは適当ではないだろう。」のうち、特に「中心に据えるのは適当ではないだろう。」との記述は、最判によれば、立法行為の国賠法上の【違法】性問題は、結局は【違憲】の瑕疵が甚だしいことに還元されるから〔違憲の瑕疵が甚だしいとはどういうことかにつき、昭和60年、平成17年、同27年の各最大判で表現が異なるにしても…〕、【国賠違法】問題と【違憲】問題は、そう簡

単に切り離すことができないこと、さらに平成 22 年現行司法試験論文式公法系第 1 問採点者実感 2 (3) オも「立法不作為の国家賠償法上の違法性に関して…検討すること」を求めていた〔注：国賠違法と違憲問題の関係につき、判例は、本年度のような立法上の作為のケースと平成 22 年のような不作為のケースとを区別していない〕ことを踏まえた上で、付随的論点としてはあることを念頭に置いたものと理解する。

- ・出題趣旨は例年よりも詳しく記されており、学生の参考になるものと思われる。
- ・特になし。
- ・出題趣旨の説明はわかりやすい。ただし、個人的には、当事者がなすべき主張を明確に示すのが、法曹候補者である受験生の法的思考力を伸ばす上でプラスなのか、マイナスなのか、判断しかねるところがある
- ・特になし。
- ・上述の通り、主要出題テーマに疑問はあるが、解説に大きな疑問はない。また、やや異色の出題となった年度は、最低ラインを低くし、当該科目の不出来を合否の絶対条件になるべくしないようにしたい。

〔参考：上述内容〕

司法試験の憲法の出題は、やはり、精神的自由や参政権、「生まれ」に関する平等権の問題を基本に、時々それ以外のテーマも出題する程度が妥当であると思うところ、2 年連続でメインテーマが 13 条という現状は、その違憲の疑いの濃い設例も含め、法曹に相応しい憲法解釈力等を判定する設問として、適切ではないように思われる。また、事実関係を丹念に追うことよりも、抽象的な憲法理論に論述の多くを割くことになる様子であり、程度問題ではあるが、若干の是正を求めたい。また、2 年前の出題では、配点が明示されたが、その後、明示されなくなっている。学生が何をどの程度書くべきか、どう議論を組み立てるべきかの目安になるものであり、復活すべきである。ただ、法律家として現実に対処する可能性が生じるような法令・事案を素材にして、問題そのものとしては、判例・学説等を踏まえつつ説得的な論証を求める問題である。紋切型・暗記型の勉強法で解ける問題ではなく、判例の射程や学説への理解を前提としてそれらの知識を事案解決に活かすことが求められる問題であり、法律家としての資質・能力を評価する試験として適切である。

- ・理論的にきちんとした趣旨を書くべきである。
- ・基本的な出題趣旨等については特になし。公表された「出題の趣旨」中、特労法の目的について、定住を認めないことに関する評価を甲主張の一例としているようだが、甲主張としても、特労法の中心的目的が非熟練労働力の確保であるから、そこを無視することはできないと思う。労働力の確保との関係で、妊娠・出産の禁止が意味を持つのではないかと。甲主張としてもそれが踏まえられている必要があると思う。
- ・今年度の出題趣旨を読むと、例年以上に旧司法試験に近い方針で出題し、採点しているように感じた。

- ・ 出題趣旨の内容は、分かり易く提示されるようになったと思われる。ただし、出題趣旨をもっと早く公表することが望ましい。

- ・ 特になし

- ・ 出題趣旨が丁寧に説明されていることも歓迎したい

(イ)行政法

- ・ 公表された出題趣旨によると、設問1(2)では、効果裁量が認められることを前提に、また、設問2(2)では、要件裁量・効果裁量が認められる否かを客観的に判断した上で、裁量権の逸脱・濫用の枠組みで論じることを期待しているように読めます。しかし、原告側の主張であれば、できるだけ裁量を否定ないし狭めるよう努めなければならないはずで、裁判官の立場から論じさせる問題との混同があるように思われます。また、実務上、原告側が、譲歩して、仮に裁量が認められるとしても違法である、という主張をすることもありますが、特に、設問1(2)の出題趣旨の「効果裁量を認めていることを指摘した上で」という部分は、司法審査レベルでの裁量を否定する解答を不正解としているように読めるため、不適切であると思われます。

- ・ 解答の仕方がよく理解できる、親切な出題趣旨だと思います。

- ・ 理由に述べたことに関連するが、設問1(2)の道路法43条2号の要件裁量の有無の検討に関する記述は、どこまで具体的な検討を求めているのか、もう少し説明していただきたいと思う。

- ・ 問1(1)の道路の利用利益については判例の見解を知らないとしても、道路法および本問の利益の性質等から個別的利益を導けば合格点としてほしい。

- ・ 特になし

- ・ 特にない。

- ・ 受験準備をする学生にとって学習の指針となる有益な情報となっていると思う

- ・ 出題趣旨は、検討すべき論点が明快に説明されており、適切である。

- ・ 出題の趣旨は毎年明確に記述されており、たいへん参考になる。

- ・ なし

- ・ 行政法に関しては、出題趣旨から、答案に求められる事柄を明確に読み取ることができる。

- ・ 出題趣旨はほぼ予想どおりであった。適切である。

- ・ 回答なし

- ・ 特にありません。

- ・ 妥当であると思われる

- ・ 基本的な出題であっても実力を測定することは十分に可能であるので、基本的な出題に務めて頂きたい。

- ・ 出題趣旨の内容は、分かり易く提示されるようになったと思われる。ただし、出題

趣旨をもっと早く公表することが望ましい。

(2) 民事系

(ア) 民法

・題意からしてどの程度要件事実ないし主張責任を踏まえて論じたらよいか、受験生にとまどいが生じるのではないかと思う。

・出題趣旨で触れられている論点のうち、大半は必ず言及すべきものであると思われるが、解答時間との関係で、そこまで言及することは困難ではないかと思える論点の一部含まれているように感じます。

・概ね妥当と考える。

・出題趣旨に止まらず、採点基準も明確にすべきである。

・特になし

・特になし

・出題趣旨の公表は望ましい。基本的事項を尋ねる設問を中心として、最低ラインを設定することも検討されてよい。

・出題趣旨に関しては、より詳細であることが望ましい。

・特になし

・適切であると考えます。

・科目最低ラインの設定については、最低ライン未満の受験者が多く出るのは望ましくなく、科目間の不公平がないよう、十分に配慮して設定してほしい。

・なし

・特になし

・出題趣旨は受験者や今後の志願者に向けた解説の意味合いもあると思われるが、必ずしも明快とはいえないとの印象を受けた。

・特になし。

・特になし

・設問3の出題趣旨について 甲2については、権利の濫用に当たるかどうかを書かせる問題のようですが、権利の濫用を思いつけというのは、無理な注文であると思います。「解雇権の濫用」とか「特許権の濫用」など、ひとつのジャンルとして固まっているものならいざ知らず、所有権の行使については、受験生は「宇奈月温泉事件」程度の知識しかありません。悪意でもないし、低廉な価格でもないのに（宇奈月温泉事件との類似性もないのに）権利の濫用を思いつけというのは、無理な注文であると思います。

・出題趣旨は具体的に記述されており、試験問題を受験生が復習したり在学生在が腕試

しをする際の手がかりになる。

(イ) 商法

・法曹志望者を増やす意味でも、法科大学院の教育のみで合格できるように、問題をより会社法上の重要論点に絞ることが重要であると考ええる。

・特にありません

・特になし

・出題趣旨として、より詳細な内容を求めたい。

・最低ライン点は、実際の配点や採点の基準が分からないとあまり意味がないように思われる。

・特になし

・出題趣旨もわかりやすい内容になっている。最低ライン点の設定についても妥当である。

・株式併合によるキャッシュアウトについて、株主平等原則違反を検討せよとの出題趣旨であるが、確かにその点を論じる答案もあるだろうが、形式的には株式併合はすべての株主平等に扱うように制度が作られている以上、本問では、〔端数株が 金銭処理されることには解答者が気付くべきだとしても〕株主総会で端数処理について説明がなされていない点が最も重大な瑕疵であり、設問3を成立させるために設問2が無理な出題となっているわけであり、出題趣旨がこの端数処理に触れない説明の問題点に触れていないのは、出題者の問題意識がこれまでの判例の趨勢に沿っていないのではないかという疑問がある。

・なし

・特になし

・回答なし

・特になし。

・出題趣旨に関しては、疑問に感じる部分についての説明がないのは、大変不満である。

例えば、昨年の問題であれば、瑕疵ある取締役会決議につき後日追認した旨の記述があったが、そのことをどう扱うべきかに関して、出題趣旨で全く触れていなかった。今年の問題であれば、問題文〔設問1〕(2)に、あえて「弁護士の立場に立つて」と問うているが、それをどのように考えるべきか、については説明が欲しいところである。

逆に、疑問をあまり感じない部分に関して、詳細な説明をされている。このことは、当該論点に関して、基本書等に記述されている様な、詳細な論証を要求しているかのようにも取れる。このような姿勢は、学生の自分で考える力を弱め、丸暗記

型の学習を行うことにもなりかねない。

疑問をもたれる可能性の高い部分に関しては詳細に、疑問をもたれる可能性の低い部分に関しては簡単な記述に留めた説明を行うべきである。

最低ライン点に関しては、商法は論文式の 25 点とされているが、妥当と考える。

これ以下では、あまり意味がなく、これ以上だと、負担が大きいように感じる。

- ・特になし。

(ウ) 民事訴訟法

- ・特になし

・出題趣旨を公表することは、どの程度の答案を書けばよいか分かり、受験生に大変参考になると思いますので、賛成です。

・論文問題は、二者択一ではないことは当然としても、出題趣旨の説明が多義的でやわかりにくい。「主張原則」、「申立拘束原則」などの表現は、従来の基本的な教科書とは異なっており、学生に不要な憶測を与えないような配慮が望ましかったと考える。

・出題趣旨は、可能な限り、詳しく、また早期に公表してもらいたい。受験生だけではなく、現役の法科大学院生などが学修する上でも参考になるからである。採点後の意見についても、できるだけ詳しく、現在学修中の学生の参考になるように記載して欲しい。最低ライン点の設定については、従来通りで特に問題はないと思われる

- ・なし

・民事訴訟法については、基本的な重要問題について問う方向性で良いと思われる。細かい判例の事案を知っている必要があるような問題は、望ましくないとする。

・出題趣旨の記述は概ね適切である。強いていえば、やや難易度が高い設問 2 の課題②についてはもう少し詳細な説明があった方が受験生にとっては親切であると考えられる。

- ・回答なし

- ・特になし。

・出題趣旨、最低ラインがもう少し明確であればと思います。

・「出題の趣旨」の説明は、判例の評価に対するスタンスが不明確である。

・出題の趣旨につき、設問 2 (2) の引換給付文言について被告の敗訴リスクへの言及が、従前の説明内容（同様の論点である条件付判決の条文部分について平成 22 年の採点実感と異なり、戸惑いを覚える。

・出題趣旨は、昨年度に比して適切な記載となった。最低点の開示は、その上下変動に受験生が振り回されるおそれはないかが懸念される。

- ・出題趣旨が懇切丁寧になっていてとてもよいと思います

(3) 刑事系

(ア) 刑法

・①他人名義のクレジットカードの財産的損害の有無についての記述が皆無であるのは不可思議なことである。加盟店を被害者とする 1 項詐欺の成立という判例の立場に対しては、実質的損害があったとはいえないと考える説もある。クレジットカード会社を被害者とする場合にも、本問では A の口座から支払いはなされているため損害がないといえる。これらの点について、記述した解答も正当に評価されるべきである。詐欺罪における財産的損害については、平成 26 年 3 月 28 日の最高裁の 2 つの判決が出されており、被害者の暴力団排除意思の強さに結論を依存させる解決が示されているが、これを判断するのに、問題文からの、クレジットカードについての規約だけでは如何にも不十分である。結局、平成 26 年判決ないし財産的損害の論点を知らず、クレジットカード詐欺の判例のみに基づいて機械的な解答を行った受験者に有利な出題ではないか。②また、当初自己のクレジットカードを甲に貸し渋り、条件を付けたうえでこれを貸した A は、十分に詐欺幫助だと考えられる事例であり、直接、罪責の検討を求められていない A と甲と間の共同正犯関係を論じることを受験者に求めるのは、無理な要求であるように思われた。

・特になし

・出題趣旨を明示することは、受験者の学習指針にもなるため、重要である。

・足切りに遭った者の割合が前回より上がっている。問題が難化したためではないと思われるので、作業量を検討してほしい。

・刑法の論文式試験につき、論点を盛り込むために、行為者の性格・背景となる事実等からみて、取って付けたような唐突で不自然な事実の展開にならないように、引き続きご配慮いただきたい。

・出題趣旨については、形式的・一般的な記述や、問題文を再掲している部分などは不要なので、その分、この事案において個々の論点がなぜ問題となるのか、特に事実認定の点を含め具体的にどのような方向・どの程度の分量の論述が要求されているのか、といった、より実際の学習・教育に際して参考になる点の記述を増やして頂きたい。

・出題の趣旨には、●●説によれば△△の結論となるとの記載が散見されるが、そもそも、正当防衛の論点に関して、甲に正当防衛を認めた場合、次の論点である窃盗罪の成否に関し、矛盾した結論となる等の問題があることから、刑法本来の一貫性を期待した問題となっていると考えられるが、この点について、出題の趣旨に言及がないことは残念である。

・今回の問題は、比較的論点ごとに配点しやすかったのではないかと感じた。

・特定の立場を前提としているかのように記載されているとも受けとめうる表現が散

見られるが、それは、メッセージとして受け取ってよいのであろうか。

・出題趣旨は丁寧にまとめられているが、実際にどの程度の密度の解答が期待されているのか把握し難い。なお、各説明の冒頭に事案の要約のようなものを挙げているのはどのような意図によるのか推測しかねる。

・なし

・出題趣旨の内容自体は、説明も詳細であり適切である。しかし、「出題」趣旨である以上出題直後に公開可能なはずであるから、より早い段階での公開を望む。

・いずれも受験生にとって必要な情報が盛り込まれており、適切である。

・回答なし

・特になし。

・出題趣旨の説明がだらだらと長すぎる感じがします。

・出題趣旨はこのような事例問題を解決するには検討すべき罪責とそこに潜む問題点をすべて拾い上げるような内容とならざるを得ないところですが、採点趣旨が公表されてから採点実感が出るまでこの趣旨に照らした学修を進めざるをえないため、書くべきことがたくさんあるので、受験生（L S生）は、一つ一つ理解を深め、整理した事実に適切にあてはめ的確な結論を得るというよりも、書ける範囲を優先し必要最小限と思われるレベルの論述を準備し暗記する方向に流れてしまいます。これは法科大学院のプロセス教育の趣旨に沿いません。実際の答案の採点・評価では十分な実力を見せればすべての問題点に言及できずとも高い評価を与えることが実践されていることを示してほしい、あるいは、採点実感において実際の答案を目の前にして出題趣旨の記載の中でも特に重視した点を受験生も十分に理解できるように説明を加えてほしいところです。

・どちらも適切であったと思う。

・（論 点が多すぎるため広く浅く論じた答案の点数が高くなるものと予想されるが、各論点を深く論じた答案もある程度評価されるような採点基準が望まれる

・出題趣旨については、上記のとおり。

[参照：上記内容]

出題趣旨の適否も含めてコメントする。前半はクレジットカード会員からカードの貸与を受けて、しかも約束の金額を超えて商品を購入してしまったという事例を素材としている。会員からカードを借りて決済することについては、判例も一律に詐欺罪が成立するとは述べておらず（最決平成 16・2・9 刑集 58 卷 2 号 89 頁の同意に関する部分は傍論にすぎず、かつ、この事件で友人からカードを借りて利用していた人物の刑事責任は問われていない。）、市民常識的に妥当な結論とその法律構成は容易ではない。にもかかわらず、受験界では、判例は承諾があっても詐欺罪を認めているという不正確な認識の下に詐欺罪を認める傾向が広まっている。しかし、そうすると、本問ではカードを貸与したAも共犯責任を問われることになる（出題趣旨では、「Aとの共同正

犯の成否についても簡潔に論じることが望ましい。」とするが、市民常識では、これを認めることには抵抗感があろう。それも含めて試したいのであれば、Aの罪責も問う問題とすべきであったように思われる。また、中盤の、防衛行為者の一部が過剰な行為に及んだ事例については、最判平成6・12・6刑集48巻8号509頁が、暴行の共同意思から離脱したかどうかではないとしている趣旨を踏まえた検討が必要である。この点は、「量的過剰は問題となっていない」場合でも、「犯罪」の共謀がないという意味で同じである。これに関しては、出題趣旨が、単に「傷害罪（厳密には「暴行罪」も含めて――筆者注）の故意を阻却することが考えられる」としかしていない点で疑問がある。後半では、いずれにせよAへの違法な傷害について「Aを殺害する行為をした」と思われて帰責されるのは乙のみであるから、不法領得の意思のある甲につき、「生前の占有が保護される」（最判昭和41・4・8刑集20巻4号207頁）はずはない。この点では、出題趣旨に舌足らずなところがあると思われる。なお、窃盗罪ないし遺失物等横領罪に関して、利用意思なく単に隠蔽目的で押入れの中に隠した行為について器物損壊罪を認めた大審院および最高裁判例はない。さらに、単なる隠匿だけで物の本来の効用は害されていない事案について「器物等損壊罪」を認めたものもないはずである。そのような趣旨を述べたものと受け止められている大阪高判平成13・3・14高刑集54巻1号1頁も、結局は、「被告人らが、かばん及び携帯電話を川に投棄した行為」について、「それらの物の効用を失わしめる『損壊』行為に当たると解するのが相当である。」と述べるにとどまっている。本問で財布を最終的にどうするつもりだったのか不明な乙について器物損壊罪の成立が当然であるかのように解説するのは不適切であろう。

(イ) 刑事訴訟法

- ・問題文から読み取れる論点のうち2つが、出題趣旨では無視されている。具体的には、捜査③が身体に対する捜索に当たるか否かと、証拠3の後段部分を自己矛盾供述が生じた原因を推認するために使えるか否か。これでは、採点の過程で出題趣旨を変えたように見えてしまう。出題趣旨は試験実施直後に発表し、その後答案を見て採点方針を変えたなら、採点実感で率直に説明するべきである。もし、本来の出題趣旨がこれらの論点を想定していなかったのであれば、設例の作り方が適切ではない。
- ・出題趣旨には、主要判例をただ憶えるだけでは不十分で、具体的事例に即して自ら考えなければならぬのだという趣旨が書かれており、学修のための指針として適切である。
- ・大問の出題数が前年よりも少なくなり、基本的学識・論理的思考力を図る試験として量的意味で適切なものであると感じた。
- ・今後も基本的な論点について、その場で考えさせるように工夫された出題が望まし

い。設問 2-2 の回復証拠の問題については、その出題趣旨において、「この点に関する最高裁判所の判例はなく、基本書等にはあまり記載がない分野であり、受験生の応用力を試すことを狙いとした設問である」、と述べられているが、基本的な論点をその場で考えるという意味での応用力を試す問題というよりは、事前の知識の差によって採点に分かれるのではないかと思われる。

- ・特になし

- ・出題趣旨は本問で何がなぜ問題になるかを明瞭に示しており、学習上大変参考になる親切なものであると考える。次年度以降もこのような方針を続けていただきたい。

- ・出題趣旨について言えば、とりわけ設問 2-2 に関して、「受験生の応用力を試すことを狙いとした」という出題意図に対して、その評価対象となる論述ポイントの記述が極めて淡白に終わっていることに対する疑問がある。どのような論述を評価しようとしているのか、他の論点と同レベルの記述がなされるか、淡白に記述が終わることの理由を明確に示すか、いずれかの措置が取られるべきである。最低ライン点の設定については、採点実感が公表されないうちは評価のしようがない。

- ・なし

- ・出題趣旨は、問題の所在に加えて、解答を行ううえでの考え方の筋道まで示されており適切なものであると思う。

- ・回答なし

- ・適切であると思います。

- ・設問 2-2 の回復証拠の証拠能力については、もっと明確な見解を示すべきである。

- ・性質上やむを得ないとは思いますが、可能な限り、受験生であれば誰にでも分かるような具体的な記述をお願いします。「出題の趣旨」18 頁及び 20 頁の 2 箇所、各 9 ～ 10 行にわたり 2 つの判例が長々と引用されていますが、引用に続く記載は、単に「同判例に留意しつつ」とあるのみで、受験生には、具体的にどのように留意すれば良いのか分からないのではないかと思います。

- ・特になし

- ・出題趣旨は、具体的に問題点、求められる能力、当てはめにおいて指摘すべき事実など、具体的かつ詳細に示されており、これから受験しようとする者が学修する上での指針として有益である。

- ・特になし。

- ・概ね適切である。

(4) 知的財産法

- ・反対である。総合点で合格点をとれているのであれば、合格させるべきである。

- ・特になし
- ・理由の欄に書いた通り

[理由]

個々の小問は悪くないが、全体としては、問う論点が多すぎる一方で、基本的な作業（特許権であれば、請求項と被疑侵害物件の比較。著作権であれば、原告著作物と被疑侵害作品の比較）を受験生に対して求めている。旧司法試験的な問題の作り方になってしまっている。

- ・特になし
- ・回答なし
- ・出題趣旨の説明において、下級審裁判判例を多数取上げているが、法的思考経路を説明することこそが重要であり、必要ないと考える。
- ・※第2問（著作権法）の設問1において、「今後丙が催す予定の同じ演目のチャリティーコンサートの開催の差止めを求める訴訟を」求める出題になっており、その出題趣旨として、「本件コンサートにおける市職員50名に対する歌唱が、法第22条の「公衆に」聞かせるという要件を満たすかが問題となる」としているが、「本件コンサート」は過去に行われたものであり、「今後丙が催す予定の同じ演目のチャリティーコンサート」が「市職員50名に対する」に対するものとは限らないため、この点は出題として不適切と思われる。
- ・問題文が長すぎるように感じる。もう少しコンパクトにし、問題も減らし、法の趣旨から考えさせるような問題にしたほうが実務家になる試験としては適切であるように思われる。
- ・特になし

(5) 労働法

- ・労働法の最低ライン点の設定や基準、今回の運用について異議はない。もっとも今回、最低ライン点、足切り割合ともに他の選択科目にくらべて厳しく、足切り者が多数になったことは在學生に動揺を与えた。科目間の差が継続的に続くのであれば、基準の見直しの必要性の可否を検討いただきたい。
- ・出題の抜本的な改善を求めたい。
- ・特にありません。
- ・出題趣旨のうち、第1問の第5段落が、「X2の請求の可否を検討するにあたっては・・・労契法10条の解釈、適用の問題となる」と、「(X2の同意を認定できない場合には)等の」留保なしに書かれている点はやや誤解を招きかねない様に思われる。X2の同意があっても労契法10条の適用の問題となるという学説も存在するが、出題趣旨も引用する最高裁判例

を踏まえると、同意が認定できれば労契法 10 条の問題となはならない可能性が高く、そのように解する学説も有力だからである。採点にあたっては、この点は、十分な配慮が必要であったと思われる。

- ・ 出題主旨だけではなく、採点基準も明記すべきではないか。
- ・ 回答なし

(6) 租税法

- ・ 特になし
- ・ 出題趣旨からは、重要論点の理解を問うものであり妥当である。
- ・ 出題趣旨の記述は丁寧であり、結構に存じます。
- ・ 前提としての事実の曖昧さが論点としての想定によるものなどか受験生に迷いがあると思われる。どこまで踏み込んで記述するかについて、出題趣旨をみてはじめてわかるような状況にないか。
- ・ 回答なし
- ・ 社会に一般的に発生する、オーソドックスな租税問題を参考にして出題されるべきである。平易な出題をなし、合理的な評価基準を設定し採点すれば、最低ライン点の設定は必要がない。
- ・ 出題趣旨については出題者の意図を理解することができ、今後の対策の参考とすることができるので、よい。最低ライン点については特になし。

(7) 倒産法

- ・ 例年、倒産法は最低ラインでの足切りの人数が他の科目に比して多いように思われる。受験者数とのバランスを図り、科目間の公平（同程度の比率にするなど）を図るべきと思われる。
- ・ 第 1 問の出題趣旨 2 段落目最終文「なお、破産管財人 X は、A の H に対する 50 万円の弁済を否認することができるか否かを調査検討しているものではあるが、本問では、この弁済行為が否認できるか否かを問うものではないことに留意する必要がある。」との記載であるが、その趣旨が、「支払不能以外の要件について検討及び解答は不要であるがゆえに加点事由としなかった。」との趣旨なのであれば、そのように述べれば足りると思われる。なお、一般的に、否認権行使が認められるか否かが破産事件の処理上は重要であることからすると、設問の手法としても、否認が認められるかを結論として問う形とし、その中で、「支払不能の認定にあたり本件通知の位置づけにも

言及しつつ」として、解答者に適宜の注意を促す形式の出題方法とすることで、よりその趣旨が明確化されると思われる。

- ・特になし

- ・特になし

- ・出題趣旨は例年以上に丁寧に記載されていて捲土重来を期す受験生には、司法試験委員会が考えている合格答案の水準を推し量ることも可能であり、極めて適切である。

- ・出題趣旨は、次年度以降の受験生に対して、どの程度の勉強をしてきてほしいかを示す役割があり、何を書き、何を書かないかについて十分な注意が必要である。あれもこれも書くと、受験生に対して、過剰な勉強を求めるメッセージとなってしまう。

- ・回答なし

- ・特にございませぬ。

- ・再生債務者の第三者性を管理命令が発令され管財人が選任された場合と比較して検討させる必要性にやや疑問を持つ。

- ・出題趣旨…懇切丁寧に記載されており極めて参考となる。最低ライン点…選択科目については、科目が異なることのドラスティックな影響を極少化させるため、共通科目に比べ、最低ラインの割合を、少しだけ下げの方が望ましいのではあるまいか。

- ・「深みのある論述」といった記述が何箇所かあるが、それは理想的な答案をいうのか、それとも合格ラインに達するために必須のものなのか、明確にしていきたい。

- ・特になし

(8) 経済法

- ・出題趣旨について、第1問で一般指定10項及び14項を挙げていなければならないかのように書いており、第2問で事業存続性の考慮について検討したかどうかは圧倒的に重要であるかのように書いてあることはミスリーディングであり内容としても適切でない。

- ・出題趣旨について、非常に明確に記述していただいた点が、学生、教員にも非常に有益であると考えられる。

- ・特に問2は、出題趣旨が複雑である。

- ・第2問につき、設問のそれぞれで問題解消措置および事前の契約対応に係る論述まで求めるならば、あらかじめ設問文中にてその旨記載する方が好ましかったように思われる。

- ・今年は一気に難易度が上がり、来年受験予定の経済法選択の学生がかなり怯えていた。また経済法選択者が必ず受講する後期開講の授業の受講者が今年は極端に減少した。背景には、今年の司法試験の難易度が高く、最高得点が他の科目に比べてかなり低い（偏差が小さい）ためのものである。選択科目間での競争があり、経済法につい

て過度に難易度を高く設定すると、受験生に経済法を選択してもらえなくなる。これは長期的にみて、経済法に理解のある法律家の養成に支障を来すことになり、好ましくない。経済法に関する基本的知識や基礎的な分析能力をみる出題にして、経済法に関する実力の差がはっきり分かるような設問を設定にするべきである

- ・複数の適用法条が与えられる出題については、出題趣旨において何れも充分言及する必要があると思われる。

- ・特になし

- ・出題趣旨が過年度のものの一貫していないように感じられる。例えば、第1問で、不公正な取引方法に限らず、排除型私的独占の検討を求めている点、第2問で、問題解消措置の提案を求めている点である。

- ・出題趣旨は、複雑な問題を詳細に解説しようとしたために、かえって核心をつかみにくく疑問も多い文章となっているように思われる。平成28年の出題趣旨のほうが、長さと要点摘示の両面において、適切である。

- ・第2問の出題趣旨について、設問に対する応答において解決策の提案まで求められていると読み取れるかは疑問であり、不親切である。この点の解答まで求めるのであれば、過去問の例に照らして、その旨設問に明記すべきであったと思う。解決策の提案まで求めること自体は、むしろ出題趣旨に指摘されている通り、実務的に自然な流れであるから、賛成である。解決策の提案がないことで減点につながったのであれば、妥当でないとする。

- ・特にありません。

- ・出題趣旨について、第1問で一般指定10項及び14項を挙げていなければならないかのように書いており、第2問で事業存続性の考慮について検討したかどうかは圧倒的に重要であるかのように書いてあることはミスリーディングであり内容としても適切でない。詳論は後記6.を参照されたい。

- ・抱き合わせのケースのように、どのロースクールでも必ず扱うことが可能な内容をベースにした応用問題であれば歓迎である

- ・第1問：抱き合わせとして構成する場合、部品とメンテナンスの抱き合わせとするのは妥当であるが、本体とメンテナンスとの抱き合わせとする構成は、教科書レベルを超えているように思われる。また、そうした構成を認めるとすれば、基礎付け事実が不足している。つまり、本体との抱き合わせについて、学説上の議論はあるが、少なくとも国内の先例はなく、学習不足故にそのような解答を書いた者と、高度な理解から構成した者との差が、採点上の確に反映されていたかが、心配される。また、10項以外の拘束条件付き取引としての構成も十分にあり得るので、そちらについて評価が低かったとすれば問題がある。この点、出題趣旨の表現はもう少し配慮して頂ければと思う(なお、14項としての構成は、先例上はそうになっているが、アフターマーケットを「市場」として厳密に画定する場合に、そもそも14項構成が適切かについて、学説上検討が必要と思われる。出題趣旨でこれを当然として、受験生の理解を

誘導することには多少疑問がある)。

第 2 問：企業結合・不当な取引制限いずれも、違法・適法いずれの解答ともなり得る、とのことだが、事実上、国内で完全独占に近い地位を創出する結合・提携について、破綻企業の抗弁によって正当化するのは、少なくとも日本法上は困難と考えられており、教科書・起業結合ガイドライン(効率性の文脈であるが同様)ともそのように記述している。また、市場画定について考慮要因が不足しているため、精密な分析が難しいように思われる。

- ・最近の出題趣旨が明確になっており好ましい

(9) 国際関係法(公法系)

・適切である。

・特になし

・特に無し

・第 1 問と第 2 問に共通する点として、出題内容が漠然としている問題があり、受験生に「丸投げ」されている感が否めない。①第 1 問の設問 2 については、違法行為の可能性が多様である(武力行使禁止原則、不干渉原則、主権侵害)。②第 2 問の設問 3 については、救済・賠償の形態が多様である(継続的違法行為の中止、再発防止確約、原状回復、金銭賠償、精神的満足)。出題趣旨としては、受験生に選択の自由を与えたものと推察されるが、選択の幅が大き過ぎるきらいがあり、もう少し誘導型にした方がよいと思われる。

・第 2 問の設問 3 に関する出題趣旨において、懲役が身体刑であるから 73 条 3 項に違反すると記述している点は理解しがたい。一般に懲役は自由刑であり身体刑ではなく、また懲役刑は、釈放によって原状回復が可能であると考えられる。

・特になし

・出題趣旨はいずれの問題についても適切なものと思います。

(10) 国際関係法(私法系)

・特になし

・今年度の出題趣旨は、詳細かつ丁寧に記載されており、肯定的に評価される。

・第 2 問は、統一法と国際私法との関係について正確に理解していることを必要とし、難度は高かったと思われる。そのため、第 1 問および第 2 問設問 2 で着実に得点したかどうかを合格の最低ラインとすることが望ましい。

- ・特にありません。
- ・第 2 問の出題趣旨は、古い学説も取り上げており、今後の勉強方法を迷わせるものである。また、いろんな論点を取り上げており、掘り下げを怠らせるおそれがある。
- ・特になし
- ・国際訴訟競合の問題については、民訴法改正時に導入されなかった点についても各自の意見を求めているが、授業等で解説を受けていなければ、時間的にも難しい問題であり、ここまで敢えて問うという必要性があったかどうかという点については、疑問が残る。
- ・出題趣旨については、その内容が例年に比べ詳細になり、受験生にとって有益なものとなろう。受験者 491 名中最低ライン (25 点) 未満 24 名という数字は、特別に多いとは考えられず、また今年の 26 名より 2 名減少しており、妥当であろう。
- ・特にありません。
- ・出題趣旨については、必要十分な説明をさせていただいていると思います。ただ、最低ラインについては、危惧がないわけではありません。近時よく感じることですが、(選択科目はとくに)「落ちない点数」を目指す学生さんがかなり見受けられます。私が気づいたときには、「それは違う」とかなりきつく説得しています。ただ、おそらく聞いてもらえていないと思います。「最低ライン」という言葉が、趣旨とは異なるメッセージにならないことを祈るばかりです。
- ・特になし

(11) 環境法

- ・ 2 番は事業系一般廃棄物であることが前提だが、あえて産廃についての施行令を付したことで受験生を惑わせたのではないか。産廃、一廃の区別、特に事業系一廃と産廃の区別は実務家でも混乱しがちであり (市販の解説本も誤っていた)、事業系一廃に誘導するために、「飲食店事業 (食品の調理は行うが、食品製造は行っていない)」といった一文があった方が親切だったと思う。なお、問題は、産廃か一廃かで結論が変わるものではないが、条文が変わるので、採点基準をどうするのか興味があったが、出題趣旨には書かれていなかった。
- ・ 出題趣旨の内容は全体として適切である。とくに、出題趣旨第 2 問第 1 段落のなかの以下に引用する箇所は、環境法を学ぶ者に対し、法律家になるということは、どういうことなのか、ということを知りやすく説明し、ふさわしい勉強のしかたを適切に示していると感じた。「法律家となった暁には、いついかなる場面で環境法上の問題への対応に迫られることになるか分からないことを認識してもらいたいとの思いを込めている。」
- ・ 出題趣旨のうち、第 1 問・設問 2・小問 (2) の記述の一部 (「また、原因となってい

る場合」の段落)には、疑問があります。

・出題趣旨では、考えられる論点が広く示されている。しかし、直近(本年)の法改正内容、設問事案の場合分けや土壌汚染対策法と廃棄物処理法との適用関係、法原則の違いの指摘、いわゆる「環境十法」以外の法律の的確な理解までは、研究者はともかく、法科大学院生にはやや難しい面があろう。

・特になし

・特になし。

・法曹・実務家として備えておくべき基本知識を広く尋ねることが望ましいと考えます。例えば、問題文として記述されているような内容・事項に関する設問を考案、出題していただくことはどうでしょうか。

・出題趣旨が丁寧に説明させている

・出題内容は、時機にあった設問であろうと思われる。

・両問ともに、素直な良い設問だと思われませんが、だからこそ「最低ラインの設定」が悩ましいのではないか、との感想を持ちました。

・出題趣旨では、第1問の設問2(2)に関して、第三者(原因者)が明らかである場合について論じられているが、問題文で示された事実関係からすると、原因者である第三者が明らかであるとはいえないのではないかと思われる。

・環境法は選択科目なので受験生の力の入れ方が必須科目とは異なる。それを考えた出題の検討と合格最低ラインを設定してほしい

4. 短答式試験の科目変更についてのご意見

<●●●>

特にありません。

<●●●>

・受験生の負担を考えると適切であったと思われる。

・論文式では問えない能力も、幅広い知識も獲得するのに短答式の意義は小さくなかったように思われる。このような形での負担軽減は望ましくない。

・短答式試験の科目数ではなく、論文式試験の科目数を減らすべきであった。

・負担軽減は必要である。論文試験の科目を大胆に削減して、その他の科目は基本的な択一問題だけを課す方が合理的ではないか。論述力をみるには、多くの科目で論文試験をする必要はない。

< ●●● >

- ・商法の短答式試験は、回を重ねるごとに基本的な事項から離れた問題が多くなり、短答式試験に解答するためだけに必要な知識が増える傾向にあったように感じられる。そのような傾向が続くことは司法試験の目的からして適切とはいえないと考えていたため、商法の短答式試験が廃止されたことは妥当な判断であったと考えている。
- ・短答式試験が廃止された科目においては、条文に書いてあるようなことにすら目もくれずに論文式の答案を作成する学生（ないし受験生）が目立ってきているように思われる。憲法・民法・刑法の短答式試験の結果と、廃止された各科目のそれとの間には相関関係があり、前者によって受験者の力を測定することができるという事情があるとしても、上記の弊害に照らせば、短答式試験を廃止したことには疑問があり、早急に見直す必要があるものとする。
- ・今年度の刑事訴訟法の論文式試験の問いの数を増やした意図が、短答式試験がなくなった分、一定の知識量を確認することが必要と考えてのことであるとすれば、適切でないとする。短答式試験の科目を絞った目的は、過大な知識量の蓄積を求めない試験とならないようにするためだったはずである。

< ●●● >

特になし

< ●●● >

現行通りでよい。既に、短答式試験が減ったことを前提に入学した世代が未修3年生となっており、今後経過措置なく科目を増加するというようなことは、避けていただきたい。

妥当な措置だと思う。

学生の負担軽減のためにはやむを得ないと思う。

< ●●● >

- ・短答式は上記3科目で十分であると思われます。

< ●●● >

司法制度改革の当初の理念からすれば、憲法・民法・刑法も含めて、細かな知識は一切問わない（ごく基本的な判例と通説に出題範囲を絞る）こととしたうえで、短答7科目は

維持することが望ましいと考える。

< ●●● >

- ・行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の短答式試験がなくなったことが、広く基礎知識を身に付ける点で、予備試験組より劣ることになり、その結果、合格率の差になって現れているように思われる。かつての短答式試験のレベルは、難しすぎるものがかなりありましたが、現在の予備試験のレベルと問題数であれば、短答式試験を復活させたほうが良いと考える。

< ●●● >

- ・受験生の負担も減るし、商法に関する基礎知識の有無は論文からも試せるので、特に問題ないかと思う。
- ・受験者の加重的負担軽減という点では、引き続き、憲・民・刑法の3科目で良いと思う。

< ●●● >

今年の論文式試験の問題を分析するにつけても、やはり、商法については択一の復活を求めたい。

< ●●● >

少なくとも、訴訟法（民事訴訟法、刑事訴訟法）については、短答式試験は必須であると考えられる。これらの科目は、手続の流れや構造が頭に入っていなければ理解されているとはいえないところ、こうした点を論文式試験で試すのは困難であるからである。

< ●●● >

- ・行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を再び短答式試験の対象とすることも検討されてよい。その場合、配点の比率について慎重に検討する必要がある。
- ・商法については、論文式において、多少、細かい条文の知識もきかれており、今後そのような方向が望まれる。他方で、手形・小切手法や商法総則・商行為法の勉強がなされなくなるおそれは引き続き存在する。
- ・受験生の勉強の効率上はやむを得ないが、司法試験受験勉強、法科大学院での勉強、ひいては法科大学院受験、学部での勉強において、一貫して、憲法・民法・刑法を

中心としており、他の科目では絶対的な知識量が不足している印象がある。将来の法実務への影響が懸念される。

<●●●>

司法試験予備試験で7科目の短答がある一方で、司法試験本試験で短答が3科目しかない、というのは、かなりバランスは悪いようにも感じる。除かれた4法について、法科大学院修了生の意識低下が生じていないか、注意して観察する必要があると思われる。

手続の流れなどの基本的事項の習得を確認するために、(そのような内容のものを)復活すべきと考える〔刑事訴訟法〕。

<●●●>

法的思考力のある実務家を念頭に置けば、現状の制度でよいのではないかと考える。

<●●●>

- ・憲法担当者としては、除かれた科目ではないので、特に意見はない。
- ・負担軽減のためによい。特に会社法など知識が膨大過ぎる。
- ・訴訟法が短答試験科目から除かれたことにより、民事訴訟法の授業をやっていて、学生の中に、細かな条文を無視する傾向が見られるようになった気がする。

<●●●>

行政法については、いたずらに細かい知識を問うより、論文式問題により個別法令の解釈適用能力を測ることが重要であると考えられるので、短答式試験からの除外は適切であり、今後も維持されるべきである。また、商法を外すことについても、問題は少ないと考える。

民事訴訟法と刑事訴訟法を除外したことは、学生の基礎的能力を下げる原因となっていることから問題であり、また、上告制度などは、憲法を始めとする他の法分野でも重要な前提知識となるので、民事訴訟法と刑事訴訟法については短答を復活させることが適切である、との意見があった。

また、短答科目を増やすことによる学生の負担増に配慮するなら、例えば憲法を短答から除外したり、出題範囲を統治機構に限定するなどの方策が考えられる、との意見があった。他方、憲法の基礎知識を有していることは法曹として当然必要な素養の一つであり、実務で触れる機会が少ないという理由で憲法を短答から除外することは適切ではない、との意見もあった。

< ●●● >

- ・ 短答式試験の意味（論文足切り）から負担は軽減すべきであり違和感はない。
- ・ 妥当である。
- ・ 3科目で十分判定できると思われる。
- ・ 例年申し上げている通り、7科目を課すことは受験生にとってかなりの負担ではあるが、3科目以外について条文の基礎学力を測れないことは大きなデメリットと思う。

< ●●● >

- ・ 旧司法試験の頃から短答式試験は憲法・民法・刑法から出題されていたこと、憲法・民法・刑法は基本となるべき科目なので論文式試験のみならず短答式試験を課すことは合理的である。
- ・ 行政法や商法・訴訟法は、憲法・民法・刑法の応用科目なので論文式試験のみで十分であると考えられる。
- ・ 短答試験の科目数を3科目に減らしたことは、受験生の負担軽減の観点から望ましいと考えられる。

< ●●● >

できれば、条文や判例等に関する基礎的知識を確認するため、刑事訴訟法についても、短答式試験を実施することが望ましいと思います。

< ●●● >

- ・ 受験生の負担の軽減になった点は評価できるが、論文試験が民商の融合問題でなくなっているところからすると、例えば、民訴・刑訴・商法については問題数を従前より少なくして出題をするという検討はあってもよいと考える。
- ・ 刑事訴訟法に付いても短答式試験を課すべきであると考えられる。ただし以前のものよりも難易度を下げる必要がある。
- ・ 短答式の知識も問えるように問題の構成を工夫するなど考えられないか。
- ・ 短答が不要になったことで、商法の典型論点をカバーする時間を削る学生が増え、ここ数年典型的な論点を問う論述試験への対応力も落ちている感触がある。
- ・ 各法律の最低限度の基本的知識を満遍なく得させるためにも、憲法、民法、刑法の3科目のみならず、すべての科目にて実施すべきであると思料する。

< ●●● >

当法科大学院では教員から以下の意見がありました。

- ・商法の条文の知識を論文式問題の中で問うているので問題ないと思われる。
- ・受験生の負担が軽減されるので、個人的には良いと思う。

< ●●● >

- ・本来的には、全科目について短答試験を課すほうが望ましいが、受験者の数の減少状況等を考慮すると、現行の3科目が適切と思われる。
- ・訴訟法についての短答式試験は必須であると考ええる。
- ・受験生の負担を考えると、3科目に絞ることもやむをえないと思う。

< ●●● >

・一見すると基本三法に限られることはすべての受験生に有利なように思われるが、実際は基本三法についての学習量が多い既修者に有利な結果となっており、ますます未修者が合格し難くなっていると思われる。

共通到達度確認試験の正式導入にあわせて、下四法の短答式試験の復活も検討しても良いのではないか。

・短い修習期間を充実したものとするには、修習開始時点で、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法（特に訴訟手続）に関する知識を備えていることが望ましい。もともと3科目に変更した趣旨は、試験科目が多いことによる受験生への負担が大きく、それに伴って基本的な法律科目の理解が不十分となっている点にあったが、この点は、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について問題数を限定するなどの対応策も考えられる。

また、短答式試験が憲法、民法、刑法の3科目に限定されると、受験生の短答式対策が3科目に集中し、その結果、難易度の上昇につながる（適切な得点分布を実現させる出題とするためには、問題を難化せざるを得ない）。3科目に変更したことに伴い、受験回数制限も5回に変更されたが、このことも、短答式試験の難化につながる（短答は、勉強量が増やれば合格率が高まるので、受験回数が増えると受かり易くなる）。こうした傾向は、受験歴の長い者が比較的有利になる可能性を生じ、ひいては、法科大学院への新規参加者を制限することになってしまう。

以上の点から、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法についても短答式試験の科目とすべきであると考ええる。

< ●●● >

司法試験の負担から考えて、この措置は適切だと思う。

< ●●● >

従来、短答式試験で問われていたことが論文式試験において出題される傾向が見られ、

その限りで問題はないと考える。

<●●●>

・負担の軽減は学力の低下と引き換えであり、法曹養成の在り方からみて問題がないわけではない。難易度の高い短答試験にする必要はなく、比較的易しめの問題でよいので（行政法でいえば、公務員試験の地方上級レベルの問題）、短答試験を課すのが妥当である。他方で、行政法の短答式試験を課すことに慎重な意見もあった。

・行政法などにも、問題数は憲法等より少なくてもよいが、短答式を出題する方がよい。教科書を読めという短答式のメッセージは、行政法などでこそ妥当する。

<●●●>

*復活させるべきである。

*短答式試験が、いわゆる足切りのための試験であるとするれば、主要3科目についてのみ実施すれば足りると思われるので、適切と考える。

*実体法と手続法は両論であるので、民事訴訟法と刑事訴訟法は短答式試験を実施すべきである。

<●●●>

特になし。

<●●●>

・現行の憲民刑3科目でよい。

・受験生の負担を考えれば、3科目以外の知識を問うことの意義はさほどない。

<●●●>

少なくとも、商法が短答式試験の科目から除外されたことは、学生の負担の軽減および不確かな知識の定着の防止という観点から、適当であると思われる

<●●●>

短答式試験から行政法が除外されたことの影響は否定できない。そもそも行政法判例を正確に理解していないことが、論文式試験で解答できない原因となっていることが少なくないことが窺われる。しかし、受験者の負担を考えるとやむをえないとも思われる。もっ

とも論文式試験の準備にもなるような形での準備で対応可能な短答式試験のあり方を工夫する余地もあるかもしれない。

受験生の負担軽減のためやむを得ないと思われる。実務でも直ちに用いる、刑訴法の基本的な条文（身柄関係）についても学習が疎かになるとの問題があるが、法科大学院における教育で補完すべきものとする。

旧司法試験も基本3法の科目に限定されていたが、それでも短答式試験の目的は達成できていたとすれば、現行司法試験でも同様でよいと考えられる。

<●●●>

訴訟法に関する基本的な知識が大幅に欠落し、論文試験に出題される典型論点しか勉強しない学生が目立つようになったため、短答式試験の復活を強く要請する。（刑事訴訟法担当者）

<●●●>

特にはございません。

<●●●>

- ・短答式試験として勉強しなければならない科目は減少したものの、3科目化により受験生の全体としての負担がより改善されたかについては、検討の余地があるのではないか。
- ・主として実務基礎科目で学ぶべき内容につき、例えば「刑事実務基礎」といった科目を立てて、短答式の形で問うことは考えられないか（そうした形で手当てがされれば、法科大学院において実務基礎科目を履修する学生のモチベーションも（一層）上がり、かつ、論述式試験の出題内容について教員や学生が「疑心暗鬼」になることも防止できるのではないか）。

<●●●>

（2件の意見に分かれました）

- ・短答式は憲法、民法、刑法の3科目とすることで問題はないと考えます。
- ・憲法、民法、刑法以外の科目が除かれることにより、司法試験受験生の行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の知識レベルが下がることが懸念される。

<●●●>

・短答式試験の廃止により、卒業時における学力低下が著しく顕著である。フルで短答のある予備試験を受験する者との実力格差が形成される一因となっている。

<●●●>

・学生には負担が減り司法試験に向けた準備がしやすくなったのではないかと思う。しかし憲法、民法、刑法の3科目以外の科目について論文式試験対策に特化した勉強に終始し、これらの分野の基本的事項の理解・定着が図られているのかという危惧はある。

・受験生の負担が減ったことはよいことであると考え。しかし、除外された科目のうち少なくとも訴訟法は、実務では、論文で聞かれることのない手続的な知識(例えば刑事裁判における冒頭手続の手順など)こそが大事な科目であるともいえるので、そのような手続的知識を軽視する傾向が生じるのではないか、ひいては、法科大学院の特徴でもある実務科目が軽視されないかが若干心配である。予備試験では、短答式に刑事訴訟法が入っており、実務的な手続の知識が聞かれているので、予備試験組の方が手続についての知識がしっかりしているという逆転現象が生まれかねない。したがって、訴訟法だけでも短答式試験をした方が良いように思われる(例えば、刑事訴訟法、民事訴訟法を併せて一科目とするなど)。

・旧司法試験と新司法試験とにおける違いの際立つ特色のひとつであった点であり、従来の司法試験出身者と異なる特徴を有する合格者を輩出するという要請もあったのではあるまいかとの観点からすると、この要請には逆行する変更であったのではあるまいか、と個人的には感じているが、諸般の他の要請を生む事情の全てを自分が把握しているわけでもない以上、それはそれでやむを得ない事情もあったのかも知れない、と感ずるところでもある。

・商法に関しては、形式上の出題範囲が広いので、短答式試験を通じて、主要でない論点についての知識や、手続に関する知識を問うことは、必要性が高いと考える。

例えば、本年度の論文式試験問題が扱った設立費用に関する判例・学説について知識は、上記のように現在の実務では問題になることは稀な上に、裁判例もあまり多くはないため、古い判例に関する知識として、短答式試験で問うべきと考える。

他にも、手形小切手、商法総則・商行為法に関する知識も、実務的には必要な知識であるにもかかわらず、現在の試験制度の中では発揮すべき機会がない。特に手形小切手に関しては、統一用紙を用いて、手形交換所を通じた決済が行われる、現在の実務を前提とした範囲で、短答式試験の中で問うべきと考える。

但し、新司法試験導入直後の様に、会計参与や特別取締役のような、実務上ほとんど利用されていないような機関に関する知識等を問うことには望ましくない。

会社法であれば、最近、論文式試験問題の中で、手続に関して条文に書いてある内容をほぼそのまま説明する問題が増えているが、これらの手続に関する知識も短答式試験の中で出題すべきである。

<●●●>

- ・適切であり、とくに意見はない。
- ・基礎的な科目について基礎的な理解を問うという意味で賛成である。
- ・採点に当たり、差別化が図れないなどの障害がなければ、現状のままでよい。受験生の負担軽減にもなる。

<●●●>

受験生の負担減になっていると考える。但し、それが本当に妥当かどうかは不明。短答式試験のレベルにもよる。かつてのような、組み合わせ問題などは避けるべき。法的知識の基礎、基本が理解できているかどうかを計測するような問題レベルに留めておくべき。

<●●●>

商法総則・商行為法、手形・小切手法については、短答式では出題されていたが、論文式では出題されておらず、学生の学習意欲が極端に低い。これらの分野も論文式で出題できないか（商法）。

実務法曹養成のあり方として、手続法の条文を丁寧に読む機会は有意義である。その意味で、両訴訟法が短答式から外されたのは、残念に思う（民事訴訟）。

<●●●>

学習時間の配分の点からして妥当である。

<●●●>

民訴と刑訴を含めるべき。問題数は憲法、民法、刑法より少なくてもよい。しかし実務家登用試験である以上、訴訟法の基礎的問題を問うべきである。

刑事訴訟法が除かれたことは賛成、学生の負担軽減。

基礎知識の確認のためには短答式もあった方がよい。

現行制度でよい。

元に戻すべき。今の学生達は基礎知識が不足。

<●●●>

公法系

短答式で問える能力と、論述式で問える能力との間には差があり、ヤマが当たった・一発勝負という傾向を薄めるためにも、短答式は多くの科目で残すのが理想である。ただ、他学部出身者に門戸を広く開くという法科大学院設置の一つの目的からして、行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法では特に難問を避ける努力が必要であると思われる（また、配点は、憲法や刑法の半分程度とする方法もありうる）。無理であれば、受験生の選択する2科目程度の選択必修とする方法もあろう。

なお、短答式科目が少なくなったということは、そのままでは、本来、論述式まで答案を見れば合格に至るであろう受験生が、この段階で不合格が確定することが増えることを意味する。このため、短答式科目が少なくするという事は、数理的には、短答式での合格率をむしろ上げなくてはならないが、現状は必ずしもそうになっていない。そして、受験生の減少が続けば、短答式による、いわゆる「足切り」はあまり意味のないものになる。何れにせよ改革を要する。

商法

昨年と同様であるが、商法総則・商行為や手形法も体系的に指導しているが、学生の関心は論文式試験に関連する会社法の論点に集中しがちである。その結果、会社法についても論点主義的な勉強に陥る傾向がある。商法について、短答式試験を復活することも検討してほしい。

<●●●>

受験生の負担軽減になっているのは確かであるが、最低限必要な幅広い基礎知識の確認が無くて問題はないのか、当該分野の教員、研修所、関連団体(裁判所、検察庁、弁護士会)から意見聴取を行って検証される必要がある。

行政法に関しては、論文式試験のみということで良いと考える。

司法試験の改革としては安易であったと思う。とくに訴訟法は実務家にとって重要な分野であり、短答式試験の科目として復活すべきであると思う。

<●●●>

・憲・民・刑の3科目にしばって短答式の勉強をすればよいため、受験生にとっては、負担の軽減となったかと思います。そして、憲法では、講義科目のなかで判例の動向なども踏まえて知識のアップデートにつとめ、演習科目では書くことに主眼をおいて、というように、授業の性格を振り分けておりますが、憲法についてはそのメリットを享受できると、学生は考えているようです。

ところが、短答式科目がない科目になると、学生からは、論文式試験に通じる、法的文章を上手く書きこなす筆力を上げるための講義をという要望が聞こえてまいります。体系を身につけてからという教員の方針は当然あっても、学生の書く力ないし書く技術を磨くこと、あるいはそこに「つなぐ」ことを、講義の段階から求められるとなると、多少やりにくくなっている側面はあるかと思っております。

・特に異論はない。もともと、前年度の回答に同じく、論文式のみへと移行した結果、これまで短答式で求められてきた基礎的な知識、その整理ないし把握能力の涵養を図るために、演習の前段階に配置される授業科目での指導上の工夫がこれまで以上に求められることになったと感じている。

実際に今年度は、短答問題の演習も講義科目に一部組み込んで試行してみたが、受講生の評価は分かれた。開講年次と学期の段階性を意識して、特に講義科目においてさらなる効果的な授業の展開を模索したい。

<●●●>

短答式の負担がなくなった分、学生たちには勉強時間の振り向け先が増えて良い面もあるが、論文の叙述で基礎知識の精度に欠ける表現が増えているようにも思います。私個人は、短答式があったほうが、「ざっくり」理解が減って、良いように思っています。

<●●●>

実務的にはした4科目、特に訴訟法科目の方が択一的知識の確認が必要と思われるので、再検討されたい。

5. 司法試験考査委員の体制変更についてのご意見

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

研究者委員の偏り方が以前にも増して大きくなったように思われ、これでは試験の公平性に疑問を誘発することにならないか。大都市中心、大規模大学中心の選定である。これは、受験生がこれらの法科大学院のみを信頼するようになった原因の1つではないかと思われる。問題漏洩事件があり、委員の選定方法についてはさまざまな報道で情報が流されたが、それらの情報は委員選定の大きな変化を期待させるものであったにもかかわらず、結局何も変わらなかったように思われる。

< ●●● >

特になし

< ●●● >

司法試験の問題の漏洩などが現実に行われていたことが明らかになった以上は、司法研修所の教官など大学関係者以外だけで問題を作成すべきである。

なお、試験実施後の採点委員に大学関係者をあてるのはかまわないと思う。

< ●●● >

基本的には、米国におけると同様に、法科大学院の教員は出題委員を兼ねることができないこととすることが望ましいものとする。

< ●●● >

- ・国際関係法（私法系）の委員は、昨年度も不適切な出題をしており本年度は、出題範囲外からの出題と解されてもおかしくない問題を出題している。第2問（財産法分野）担当の試験委員をそのまま放置するのはおかしい。早急に交代させるべきである。昨年に引き続き、不適切な出題をしており、自分の趣味で出題しているとしか思えない。

< ●●● >

- ・平成29年度に限らないことであるが、考査委員が、特定の複数の大学に偏っているように思われる。考査委員の選任に当たっては、適任であることはもとよりであるが、もっと広く公平かつ平等に全国の法科大学院等の教員に割り当てるべきである。

- ・ 考査委員の公平な配置になるよう（任期をあまり長くせず適切な時期に交代する、合格者数の多い大学に所属する委員に偏らない等）、引き続き、留意してほしい。

< ●●● >

- ・ 研究者が考査委員としてかかわることは、今後も必要である。ただし、その選考手続については改善の余地がある。

< ●●● >

- 比較的若手が多く、若手に負担が行っているようにも思える。
- 受験生にいらぬ不公平感や疑念を与えないために、すべて法務省内部で作成・採点することが好ましい。
- 予備試験が最大の検討課題である。私のゼミ生については法科大学院に行かずに予備試験経由で、予備校だけに通って在学中または卒業後法科大学院に行かずに司法試験に合格しており、既に 20～30 人合格しているが 1 回で合格しなかった者はいない。要するにできる人間は何をしてもできるということである。現在の司法試験受験界は、予備試験がメインで在学中に予備試験に受からない者が法科大学院に行くという状況である。金銭的余裕がない者は予備試験のための浪人をしている。試験制度の手直しではどうにもならない状況になっている。

< ●●● >

一教員の印象として、問題漏えい事件以前の方が、良問が多かった。考査体制見直し後は、正直言って問題・出題趣旨等、質が低下していると感じる。とりわけ今年度も問題は、予備校でトレーニングをうけた受験生が高い点数を上げることができたのではないかという気がする。従前のように、法科大学院の教員が中心となり司法試験考査委員となる体制に戻るのがよいと思う。

< ●●● >

昨年と比較して各段に法科大学院教育を意識した内容になっており、法科大学院教員が司法試験委員に加わった結果であると考えられる。今後もこの傾向が持続することが望ましいと考える。

< ●●● >

- ・ 不正を疑われるようなことのない体制作りのため務めて頂きたい。

< ●●● >

・新司法試験が施行されて10数年しか経過していないのに、問題漏洩事件がこれまで少なくとも2件発生した。由々しき事態である。1件は有罪判決が確定している。このようなことからすれば、当面の間は実務家の先生方だけで考査委員を構成すべきことが望ましい。

少なくとも、司法試験受験生と密接な接点を有する法科大学院教員を考査委員に任用することは厳に慎むべきであると考えます。法科大学院教育に関与している教員を任用することは一種の利益相反行為であり、司法試験関係者は勿論のこと国民の理解を得ることは困難である。

・研究者教員も一定程度、考査委員に含まれるべきである。

< ●●● >

・法科大学院教育の実情をいっそう反映できる体制にすべきである。

・法科大学院の教育現場で現実に教育を担当する教員によることが望ましい。

< ●●● >

・法科大学院教員が考査委員を務めることができるのが最も良いのであろうが、法科大学院が淘汰され法科大学院教員が減少している現状に鑑みると、考査委員を法科大学院教員に限るのは非現実的なものかもしれない。

・研究者教員の比重をもっと増やしてよいのではないかと。将来、法曹養成教育にとって法学部教育の比重が増せば、ますます基本的、理論的な要素が重要になると思われる。

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

新しい体制に移行したばかりであり、今後の状況を見て判断すべきことである。

< ●●● >

・特にない。非常事態は続いているのであろう。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

・ 考査委員に合格人数の事実上の決定権を与えることは即刻やめるべきである。

< ●●● >

特になし

< ●●● >

法科大学院で現に指導に当たっている教員から問題作成の考査委員を選ぶ体制に賛成である。これには漏洩防止策を講じていることが前提となるが、考査委員の教員は法科大学院での日頃の指導が誤解を招かないようにすることに神経を使いご苦労が多いと思われるため、一定の基準作りが必要かと思われる。

< ●●● >

回答なし

< ●●● >

特にはございません。

< ●●● >

・ 法科大学院の教育の実情を十分理解している者も考査委員に加えるべきである。

< ●●● >

・ 特にありません。

< ●●● >

・そのような意見を求める前提として、審査委員名簿には、「司法研修所教官」だけでなく、裁判官、検察官、弁護士の別を書いてほしい。元検事なので検察出身者はある程度わかるが、他はいちいち調べないとわからない。

意見としては、研究者、実務家のバランスが取れており、特に問題はないと思われる。

・例えば、民事訴訟法科目に関して述べると、28名の審査委員のうち、予備試験の同科目審査委員が16名もおり、これでは、予備試験と本試験との同質性が高まり過ぎとの印象をぬぐえないのではあるまいか。予備試験と本試験との役割の大きな違いを踏まえた場合の審査委員のイメージとしては、予備試験においては、法科大学院教育をスルーしても大丈夫かの測定を、より精確ならしめる為にも、今よりも研究者委員の比率を高めるべきであり、本試験においては、司法研修所教育での実が上がる人材かの測定を、より精確ならしめる為にも、今よりも司法研修所教官・法務省在籍者・弁護士の比率を高めるべきものと思料され、いずれにしても、予備試験審査委員と本試験審査委員とのダブリ具合を現状より改善すべきと考える。

・特になし。

逆に、どのような理由により、何を期待して、その方をお願いしたのかについて、形式的でも良いから説明が欲しい。それがないと、意見も書けない。

< ●●● >

- ・とくにないが、基本的には、法科大学院担当教員は除くべきだと考える。
- ・法科大学院の存在を前提とするのであれば、予備試験制度のあり方について検討が必要である。

< ●●● >

特になし。

< ●●● >

問題を作成する能力のある者は、法科大学院で現に指導していることが多いと考えられるので、理解できる。

< ●●● >

法科大学院の教員を参加させるようにしたのは正しいと思われる法科大学院で何を教えているのか、また、どのようなレベルかを知らない考査委員だけというのは司法試験制度にそぐわないからである。

< ●●● >

公法系

憲法担当教員1名より：「憲法」の研究者教員3名のうち2名は、いわゆる兄弟弟子という関係にあるが、同門の研究者は出題傾向が似る傾向は拭えず、こういったことは避けるべきである。特に、「憲法」では、論述式の出題において、勢い研究者教員の意見が重くなる傾向が生じることは避けられないのであるから、特に慎重であるべきところ、この種の傾向が2年連続であったことは誠に遺憾である。出題が偏り、特定の法科大学院に有利・不利という問題が生じないためにも、出身大学、本務校、比較法対象国などを分けることは重要である。

不祥事から時間も経たず、法科大学院専任教員を忌避する基本線が続くことはやむを得ない。他方、法科大学院所属の教員を1名程度、任期1年程度・再任なし（公平性のため、大手法科大学院所属の教員は除くか、全科目での均衡を極めて厳密に守らせる）でこれを担当させる程度のこと、法科大学院教育とのリンクのためには必要かとも思える。何れにせよ、研究者である委員を現役の法科大学院専任教員以外の者が過半数となるように構成することには、公平性を最重要とするべきであるから、今後も賛成である。

< ●●● >

研究者教員の任期が制限されたことは一定の意味を有するが、他方、適切な委員を継続的に確保するという点では支障も生じるのではないかと懸念される。

刑事法の考査委員に関しては、以前から、その選任方法に偏りがあるのではないかという問題が指摘されている。端的に言えば、その研究能力・業績から見て、疑問と思われる選任があるということである。委員の選任方法に関しては、関連学会からの推薦などを考慮する必要があるように思われる。これは、先に起きた問題漏えい事件を防ぐ意味からも、重要である。

< ●●● >

・研究者に関しては、漏洩再発防止策提言を踏まえた法科大学院教員による委員継続に加えて、法学部の教員が加わっている。(法)学部と法科大学院との垂直的な連携

と協同を考えれば、望ましいと思う。

< ●●● >

司法試験と法科大学院教育との連携を図るためには、法科大学院教育に携わる教員が一定数、司法試験の出題に関与することが必要不可欠であると考えられる。

< ●●● >

弁護士は環境訴訟専門の方に。研究者の数を増やしてほしい。

6. 試験全体についてのご意見、司法試験のあり方についてのご意見

< ●●● >

特にありません。

< ●●● >

- ・法科大学院制度がうまく行かず、多くは国立大学が残っている現状について、その功罪を振り返る必要があるのではないか。法学部教育、法学分野の研究の衰退など、多角的な影響について検証が必要であり、予備試験で受かる受験生の方が優秀であるとの評価まであるのだから、司法試験については、その必要性から抜本的に考え直した方がよいのではないか。
- ・より基本的な知識を確実に習得していることを重視するべきである。現在の試験は、その年の出題、採点基準の設定や採点者の傾向によって得点が大きく変わり得るものであり、資格を付与すべきかどうかを判定する試験として、適切ではないと思われる。
- ・司法試験は、そこそこの能力の純粹未修者が3年間の学修で合格できる試験になっていない。そのために、制度全体が整合性を失っている。

< ●●● >

今年の経済法の問題は、ともに複雑な事象を解析して競争への影響を評価させる問題であって、丁寧に時間をかけて経済法独自の考え方をロースクールで習得した学生でなければ得点をするのが難しかったものと考えられる。1問目で排除、2問目で企業結合及び非ハードコアカルテルという経済分析を必要とする問題が出されてもいる。これらの点において、出題の方向性は、概ね妥当であったと評価することができる。もっとも、問題の複雑性の程度や、第2問小問各問で企業結合と非ハードコアカルテルをそれぞれ出題したこ

とについては、合計3時間、司法試験答案用紙各4枚という時間・分量に照らして、合理的に要求可能な水準をはるかに超えており、不相当であったと言わざるを得ない。さらには、時間・答案分量と問題を照らしてみるならば、実際に問われたのは経済分析や法律的に丁寧に分析を行う能力の有無よりも、要領や試験委員の意図を付度できるかどうかといった受験上のテクニックとなっていたおそれもある。第2問については、需要の代替性に基いて市場画定をするために必要な事実の記載が欠如していることは遺憾であり（注：言うまでもなく、国内品と輸入品の品質差が変わらないという事実は商品市場画定を行うために十分な事実とはいえない。）、このことから、丁寧な分析をしようとする者がこの点をどう処理するのかの考察に時間をとられて十分な回答時間を確保できなかった一方で、試験委員の出題意図付度に長けた受験生が高い評価を得た可能性があることが懸念される。

出題趣旨では、第1問について一般指定10項・14項のみが挙げられていて、一般指定12項や差別にかかる規定を適用すれば減点される結果となっているような書きぶりとなっていることには問題があるし、採点方針としても適切とは思われない。結論的には一般指定10項、せいぜい14項が適切と言えそうには思われるが、事実関係が非常に複雑であって、取引先に対する打撃の程度と乙市場での排除効果の有無、なかでもA社製乙入手と定期点検が受けられない事業者が甲の使用を継続する方法があるのか（オーバーホールを受ければよいのか）とその場合の費用上の差異の検討に時間を要した結果として、二商品性の判断が不要な一般指定12項や差別にかかる規定等を選択した者も相当あるのではないかと思われる。要件を満たす限りは、一般指定10項にも一般指定12項にもあたることがありうると考えるべきであるし、経済効果分析にこのように時間を要する問題を出すのであれば、規定の選択次第で結果が決定的に変わるかのような印象を与えるべきではない。言うまでもなく、そのような採点を行うべきでもない。

第2問について、小問で15条の2と3条後段をそれぞれ出すのは受験生に対する要求として過度に過ぎる。答案用紙が短く、受験生は小問各問2枚ずつしか使えなかったことになるが、これら規定については、要件の意義や判断基準、判断枠組みを定立するだけでゆーに答案用紙1枚半は必要であったはずである。市場効果要件を満たさないために合法という結論を出すのであれば、この要件のみを検討することになりはするが、合法という判断が必ず導きだされるような問題内容ともなっていない。企業結合事例については、合計90%のシェアになるにもかかわらず、事業継続性を専らの理由として合法としたといった事例は過去に存在しないし、小問2をみるならば企業結合を行わなければ存続ができないから競争への影響がないというような立論は本来はできないのであって特に小問1については違法とするのがより適切な判断といえるのではないか。そして、そうであるならば（つまり、少なくとも小問1は違法というのであれば）、判断基準を丁寧に分析することが求められることになり、答案用紙は十分なものではないということになる（なお、小問1で届出が必要と書いてあることで分割対象事業の重要性についての検討は不要であるよ

うにも見えるが、当該検討は届出と無関係に、競争単位の減少があり競争の実質的制限効果が生じるかどうかという問題として届出と無関係に検討が必要であると理解している受験生があったはずであり、このような理解は的外れとはいえない。このような受験生は、この検討にも数行を使ったことになる。) 。事前の検討とされていることとの関係で、問題解消措置を検討する必要があるのではないかと考えた受験生もありうる。そのような受験生はさらに時間と答案構成の方針決定に時間がかかることになったと思われる。出題内容も高度すぎて適切ではない。趣旨では、事業存続性が問題になるというのは異常な事態であることや、この場合に統合や提携で対応しようとするのは独禁法上も肯定的に評価しうる行為であるかのようなニュアンスで書いており、他方で、輸入圧力が働くために価格は高くないという見方を示している。さらに、可変費用でなく固定費用の削減であるという特徴もある。先述した見方はいずれの見方ではあるものの、論争のありえないものとはいえない。第一に、企業結合の諸考慮要因のうち、経営状況の考慮といわれる枠群で考えるのか、効率性で考えるのかの問題があり、効率性の問題だとすれば固定費用削減の場合の考慮の是非の問題があるはずである。さらには企業結合・提携がなかった場合の競争の活発さで行われた場合の競争の活発さの比較を求めているようにも見えないではない。いずれの点についても、経済法の基本的なテキストでは扱われていない高度な問題であるというだけでなく、経済法研究者の間でも十分な議論はない問題なのではないのか。輸入が将来あるのであれば、経営単位が1社減ったところで競争は消滅はしないし、一般消費者の公共の利益に悪影響もないと考えることも可能でありそうにみえる。これらの学習等の状況ないし事情と、すぐに破たんして競争単位が減るという状況にはない中で、長期的には輸入品が需要者のニーズにこたえる可能性もありそうであることを考慮すると、答案用紙が限られている中で、当事企業（当事会社）の主張する経営状況の考慮等よりも、現状においては輸入品の代替性は限定的であって90%になれば市場支配力が直ちに生じそうであるという客観的効果の分析に用紙を費やすこととした受験生はあると思われる。このような姿勢は一概には消極的に評価されるべきものではないのではないか。また、このような態度の方が現在の企業結合審査実務に即しているということはないのか。

<●●●>

来年以降も現行通り実施していただきたく存じます。

<●●●>

- ・将来的にも法科大学院からも合格者を出すべきであり、現行の予備試験のみに特化すべきではないと思われます。
- ・昨年から合格者数が激減していますが、見直すべきであると思います。弁護士の就職難のため合格者数を減らしているのだらうと思われますが、独立も可能である以上、就職

難の問題と資格の付与とは切り離して考えるべきだと思います。(今の日本は人手不足ですが、安定した長期雇用は著しく縮小しつつあり、世界的にも同じ傾向ですので、今後、法曹資格の取得後、すぐに自営するという働き方を積極的に評価する必要もあると思われます。)

< ● ● ● >

特にありません。

< ● ● ● >

・試験対策技術の発達は止められないが、試験委員の先生方には頑張っていていただき、実務家登用試験にふさわしい、法律家としてのセンスを問う問題を毎年工夫していただきたい。すなわち、条文の基本に戻って考えたことのない新しい状況に対応できるように考える問題や、ビジネスシーンで問われるような、限られた情報から将来を見通して法的リスクを抽出し、解決策を提言させるような、あるべき法律家像を見据えた新傾向の問題も取り入れていただきたい。予備試験の隆盛により、若い時代に法律ばかりを勉強する傾向が強まり、司法試験はこのところ法的知識とセンスに優れた若者こそが「優秀だ」と判断されるメッセージを送り続けている。しかし、法律家に大事なことは、それ以上に賢慮に基づく適正な判断ができることであり、社会人としての常識やバランス感覚を磨く必要性を試験としても発信してほしい。環境法の第2問は社外取締役弁護士としての意見が求められており、常識をベースにして法的リスクを抽出する「大人の問題」である。こういった傾向の問題を増やしていただきたい。

・改正民法は2020年6月までに施行(施行日未定)となっているが、改正民法が出題範囲となる時期をできるだけ早く明示することで、受験者の不安や負担を解消してほしい。もちろん、施行時期については、司法試験委員会の一存ではどうにもならないと思うが、施行された場合は、当面は、出題範囲や出題方法について、できるだけ、改正前の民法を勉強した者が不利にならないような配慮をするべき(特に短答式問題について)と思う。

< ● ● ● >

特になし

< ● ● ● >

よく練られた良問が出題されていると思うが、今後とも、基礎知識と分析力を試す出題をお願いしたい。

< ● ● ● >

・憲法の出題趣旨で、「本問では国家賠償請求訴訟が提起されているが、憲法上の主張の検討が求められているのであるから、国家賠償法上の違法性の判断枠組みやそれを前提にした具体的検討を中心に据えるのは適当ではないだろう。」という部分、訴訟法上の議論をどこまで書けばよいのか、受験生をやや混乱させるように感じた。

・国際関係法は、選択者の数が少ないが、今後の法曹の多様な仕事のために必要な科目であり、また、考えられているほど解答しにくいものでもないので、国際関係法での受験が増えるように努力したいと考える。

・審査委員になると、法科大学院の3年生が履修する科目が担当できなくなったが、これが、他の教員の授業負担を著しく増大させている。特に、選択科目担当の教員はそう多くはないので、このような状況は大いに問題である。審査委員となった教員の担当授業の録音なども行われている以上、3年生の授業を担当させても、あまり問題は生じないものと思われる。

<●●●>

解答中における判例への言及の仕方のルールについて、各科目の出題趣旨・採点実感の間で揺れがあるように思う。受験生を迷わせないよう、指針を示してほしい。

<●●●>

・司法試験受験の前提となる予備試験の在り方について検討をお願いしたい。従来からの経緯を踏まえて、手形・小切手法が司法試験の対象となっているが、受験生の負担は大きい。予備試験のように出題する意欲（実際に出題する意図）があるのか明確にする必要があると考える。

<●●●>

・司法試験は、各科目とも基本を問う良問であってほしい。

・平成29年度司法試験民事系第2問に関する疑問

1 設例にリアリティがなさすぎる。

・発起人は唯一AでありながらBも株式を引き受けているので法的に甲社は募集設立、その設立手続の「当初1か月間」の始期が問題中では平成23年5月9日であるところ、設立登記は同年6月14日なので登記申請は少なくとも数日程度以前、この間に計3000万円の株金の払込はもとより創立総会も経由し公証人による定款の認証と裁判所の選任した検査役の調査等も済ませているというのは、時間的に可能か？

・変態設立事項として問題文に顕現しているのは設立費用のみであるところ、これ以外に記述がなく株主もAB2名だけである以上、「設立事務を行う事務所と設立事務を補助する事務員が必要である」と唯一の発起人Aが考えて事務所を賃借したという設例に、合理性はあるか？

・設立費用は裁判所の選任した検査役の調査を経ていたとのことであるが、A・D間の5

月9日の約定によれば賃貸借期間1か月分の賃料60万円は後払い、そうだとすると6月14日の設立登記の申請時点では未だ賃料が未払いであった蓋然性が極めて高い（登記申請から登記の顕現迄には数営業日を要するのが普通）。ならば検査役は何を検査してOKしたと考えているのか？ この点は、設問1（1）で賃料60万円が未払いであったとされていることとも関連する問題である。

・設立用の事務所の賃借期間が1か月とされているが、①賃貸借期間としては異例の短期である、②その後に事務所を転ずべき必然性の記述が問題文中に皆無である、③にもかかわらずこの1か月分の賃料すら甲社が不払いであったとの経緯が前提とされている問題文である。なら甲社は1か月経過後いずれに転じたのか、との疑問を禁じ得ない事実構成となっているが、合理的な設例か？

2 表記中に理解を越えた内容がある。

・上記甲社は設立後4年半余りで他社乙社を買収するまでに至るところ、買収対象会社乙社につき、「会社法上の公開会社であるが、金融商品取引所にその発行する株式を上場していない」と記載されている。しかしながら、乙社の株主は最終的に4名で発行済株式総数が1万株だとすれば、非上場はもとより当然であろう。よって、上場云々は言わずもがなではないか？

・乙社の従業員持株会の参加者は20名であったとされているが、かかる持株会分を除いた株主は甲社と創業家GとIの計3名のみで持株会と合わせて総計4名。なのに甲社は「乙社の株式を買い集め」都合60%を取得するに至ったことになっている。それでは、甲社の設立から4年半という期間を考えても、この間に一体いかほどの株主より甲社が株式を逐次取得したものと想定しているのか。まして乙社従業員にとっては持株会があり、一般株主が他にいたと容易には想定し難い状況である。そうだとすれば、いかにもとってつけた設定ではないか。

・乙社は加工食品の小売販売業を営む端的に中小企業である。その創業家Gが持分2割を所有しこの割合に固執している状態は、腑に落ちない。持株会分を足しても持分割合が3分の1に届かないが、それでは創業家にとり有意な保有状況と言えないのではないか？

・甲社に援助を求めたのは経営不振に陥った乙社であったはずだが、にもかかわらず創業家がかかる経緯を不知であったとすれば奇妙である。よって、甲社の完全子会社化となると創業家が反対するというのであれば、当初乙社が求めた援助の内容が何かにつき疑問が生ずる。

・甲社からしても、連結決算上の持分法適用以上に完全子会社化への拘泥理由が何かあるのかにつき問題文では判明しない。

・経営不振で他社に援助を求めたまず間違いなく無配であろう乙社が、総員4名に過ぎない株主への「通知や配当金の支払いに掛かるコストを削減するため」株主数の減少が必要であると総会で説明したというのは、設例としても荒唐無稽すぎるのではないか。

・乙社で株式併合が実施されると従業員持株会も必然的に解散する。その結果、経営不振状況下で株式はほぼ無価値とならざるを得ないところ、にもかかわらず持株会の反対に関する言及は一切なく、何の軋轢もなかったことが前提の問題文であるが、適切か。

以上の疑問を考えると、少なくとも本年の問題に関する限り、設問のためにあえて事例を設定していた感が否めない。しかしながら、それでは新司法試験並びに法科大学院制度の前提にそぐわないのではないかとの疑問を正直禁じ得ないところである。より一層現実味ある問題の出題を念じて止まない。

< ●●● >

近時、いわゆる論点主義に傾いた出題がなされるようになってきたように思われ、法的素養・法的思考力が身に付いていなくても、論点についての暗記だけで合格してしまう者が増えているように感じます。効果的な具体策を持ち合わせている訳でもありませんが、少なくとも実力のない者が暗記力だけで合格できるような司法試験にならないように切望します。

< ●●● >

- ・民法の担当教員として一言。2017年の民法（債権法）改正後、派遣裁判官の方による民事要件事実の教育については、裁判所は特段の対応方針を持っていないようである。しかし、例えば、解除の要件や解除の阻止の抗弁事由等には改正によって大きな修正が加えられているから、これらの要素を民事要件事実の授業で取り扱うようにしないと、民事実体法の授業内容との齟齬を生じてしまう。今後の司法試験の出題内容にも関わる点であり、法務省・裁判所・法科大学院協会3者による協議と調整が必要であると考えます。
- ・法科大学院と予備試験との位置づけを再考する必要があるように思う。経済的事情により進学費用が負担できなかつたり、十分に実社会で経験を積んでいたりする者が受験できるようにすることが予備試験の創設趣旨かと思うが、実際にそのような層への救済策となっているか疑問である。むしろ経済的に余裕のある現役生のショートカットになっているように感じる（アンケート調査等で制度設計との齟齬がないか確認すべきように思う）。
- ・予備試験合格者の合格率が一番高いという事実は、一般の目には、法科大学院教育と司法試験がうまく関係していない証拠のように見えよう。原因は法科大学院側にあるのか、司法試験の内容の側にあるのか。自分の印象では、どちら側にもたいし

て問題はない。そもそも今のように実質的な形で選抜試験となっている司法試験を突破するには、点数主義的な勉強法で十分である。また、合格者数を増やさないという要請がある以上は、司法試験は実質、選抜試験にとどまらざるをえないだろう。当初の理想からだいぶ逸脱したことを、そろそろ公に認めてもよい時期に来ているように思う。

< ● ● ● >

当法科大学院では教員から以下の意見がありました。

- ・予備試験を法科大学院在學生は受験できないようにして欲しい。制度の趣旨に反すると思う。

- ・学校教育法上の大学院である法科大学院を修了することが法曹養成の原則とされたはずなのに、予備試験ルート合格者数が著しく増加していることは問題があると思う。仮に予備試験の方が優秀な法曹を養成できるのなら、法科大学院制度は廃止すべきであろう。

- ・受験者数が減少している昨今、合格者の質の維持を確保する方向性を考える局面も増えてきた。他方、まずは合格させて市場で淘汰させるという立場もありうる。司法試験という「点」の視点だけでなく、社会における継続的な法曹教育のあり方等も踏まえて、法曹人口の調整を検討する必要があるのではないか。

< ● ● ● >

特にありません。

< ● ● ● >

司法試験の出題体制について特に意見はないが、予備試験については、これが法科大学院修了と同等とされる以上、先端展開科目についても試験科目に加えるべきである。また、刑事実務、民事実務も、法科大学院において教育されている内容・水準に比べて相当程度初歩的なものにとどまっており、少なくとも実務科目についてもコアカリキュラムの内容をふまえて予備試験の出題がなされるべきであろう。

< ● ● ● >

- ・要領よく答案を作成するのは、法律家としての重要な資質であるが、バランスを失っている感もある。じっくり考えるタイプの受験生も、ある程度の点を得られることが望ましい

< ●●● >

実際の受験者が約 6,000 名、合格者が約 1,500 名であった平成 29 年度試験の結果をみると、司法試験離れの傾向が、ますます加速されているといわざるを得ない。旧司法試験時代の受験者数 2 万数千人、合格者 500 名程度、という状況下で、法曹としての一定の「質」が維持されていたことに鑑みると、この程度の受験者数のうち上位 1/4 を合格させるという、現行の司法試験制度自体がむしろ弊害を生み出していると言っても過言ではない。法科大学院制度の失敗の現実を認め、これを踏まえて、位置から抜本的な司法試験制度の改革を目指すべき時期に来ていることは、明らかとなっている。文科省は、自ら策定した一定基準に満たない崩壊大学院制度の維持を何とか図ろうとしているが、そもそも、司法試験制度を残したままで、新たに法科大学院という制度を安易に導入したことにより、司法試験制度の意義も、法科大学院制度の意義も、ともに失わせる結果となっている現実を直視すべきではないか。

< ●●● >

考査委員の任期が結果としてあまりに長期にわたることのないよう今後とも留意いただきたい。

< ●●● >

- ・司法試験は弁護士試験であるから（合格者の 95% が弁護士になる）、弁護士としての素養の有無を判断する試験とすべきである。
- ・民事訴訟では、要件事実および立証責任に関する問題をもう少し出題しても良いと思う。

< ●●● >

特になし

< ●●● >

行政法についていえば、昨年のような出題だと最初から論点が提示されるに等しいので、行政法的思考方法が身につけているかを的確に判別することは難しいのではないかと。何が論点かを見抜くことが行政法においては重要であると考えており、その点で今年のような出題の方が行政法の力をみる上では有益と思われる。

行政法は出題の仕方次第で問われる能力が大きく変わってくると考えているが、行政法の力をみる上で適切でない出題がなされると、行政法的思考方法が身につかないまま、しかもそのことを自覚することなく法曹になる者が続出してしまい、その弊害は大きいと考える。その意味で現在の出題レベルを死守して欲しい。

出題の在り方・内容について、各科目ごとに、法科大学院の教員の意見を聴取していただく機会を設けていただければ幸いです。

< ● ● ● >

回答なし

< ● ● ● >

特にはございません。

< ● ● ● >

・今年の経済法の問題は、ともに複雑な事象を解析して競争への影響を評価させる問題であって、丁寧に時間をかけて経済法独自の考え方をロースクールで習得した学生でなければ得点をするのが難しかったものと考えられる。1問目で排除、2問目で企業結合及び非ハードコアカルテルという経済分析を必要とする問題が出されてもいる。これらの点において、出題の方向性は、概ね妥当であったと評価することができる。もっとも、問題の複雑性の程度や、第2問小問各問で企業結合と非ハードコアカルテルをそれぞれ出題したことについては、合計3時間、司法試験答案用紙各4枚という時間・分量に照らして、合理的に要求可能な水準をはるかに超えており、不相当であったと言わざるを得ない。さらには、時間・答案分量と問題を照らしてみるならば、実際に問われたのは経済分析や法律的に丁寧に分析を行う能力の有無よりも、要領や試験委員の意図を忖度できるかどうかといった受験上のテクニックとなっていたおそれもある。第2問については、需要の代替性に基づいて市場画定をするために必要な事実の記載が欠如していることは遺憾であり（注：言うまでもなく、国内品と輸入品の品質差が変わらないという事実は商品市場画定を行うために十分な事実とはいえない。）、このことから、丁寧な分析をしようとする者がこの点をどう処理するのかの考察に時間をとられて十分な回答時間を確保できなかった一方で、試験委員の出題意図忖度に長けた受験生が高い評価を得た可能性があることが懸念される。

出題趣旨では、第1問について一般指定10項・14項のみが挙げられていて、一般指定12項や差別にかかる規定を適用すれば減点される結果となっているような書きぶりとなっていることには問題があるし、採点方針としても適切とは思われない。結論的には一般指定10項、せいぜい14項が適切と言えそうには思われるが、事実関係が非常に複雑であって、取引先に対する打撃の程度と乙市場での排除効果の有無、なかでもA社製乙入手と定期点検が受けられない事業者が甲の使用を継続する方法があるのか（オーバーホールを受ければよいのか）とその場合の費用上の差異の検討に時間を要した結果として、二商品性の判断が不要な一般指定12項や差別にかかる規定等を選択した者も相当あるのではないかと思われる。要件を満たす限りは、一般指定10項にも一般指定12項にもあたることもありうると思うべきであるし、経済効果分析にこのように時間を要する問題を出すのであ

れば、規定の選択次第で結果が決定的に変わるかのような印象を与えるべきではない。言うまでもなく、そのような採点を行うべきでもない。

第2問について、小問で15条の2と3条後段をそれぞれ出すのは受験生に対する要求として過度に過ぎる。答案用紙が短く、受験生は小問各問2枚ずつしか使えなかったことになるが、これら規定については、要件の意義や判断基準、判断枠組みを定立するだけで言うに答案用紙1枚半は必要であったはずである。市場効果要件を満たさないために合法という結論を出すのであれば、この要件のみを検討することになりはするが、合法という判断が必ず導きだされるような問題内容ともなっていない。企業結合事例については、合計90%のシェアになるにもかかわらず、事業継続性を専らの理由として合法としたといった事例は過去に存在しないし、小問2をみるならば企業結合を行わなければ存続ができないから競争への影響がないというような立論は本来はできないのであって特に小問1については違法とするのがより適切な判断といえるのではないか。そして、そうであるならば（つまり、少なくとも小問1は違法というのであれば）、判断基準を丁寧に分析することが求められることになり、答案用紙は十分なものではないということになる（なお、小問1で届出が必要と書いてあることで分割対象事業の重要性についての検討は不要であるようにも見えるが、当該検討は届出と無関係に、競争単位の減少があり競争の実質的制限効果が生じるかどうかという問題として届出と無関係に検討が必要であると理解している受験生があったはずであり、このような理解は的外れとはいえない。このような受験生は、この検討にも数行を使ったことになる。）。事前の検討としていることとの関係で、問題解消措置を検討する必要があるのではないかと考えた受験生もありうるどころ、そのような受験生はさらに時間と答案構成の方針決定に時間がかかることになったと思われる。出題内容も高度すぎて適切ではない。趣旨では、事業存続性が問題になるというのは異常な事態であることや、この場合に統合や提携で対応しようとするのは独禁法上も肯定的に評価しうる行為であるかのようなニュアンスで書いており、他方で、輸入圧力が働くために価格は高くないという見方を示している。さらに、可変費用でなく固定費用の削減であるという特徴もある。先述した見方でありうる見方ではあるものの、論争のありえないものとはいえない。第一に、企業結合の諸考慮要因のうち、経営状況の考慮といわれる枠群で考えるのか、効率性で考えるのかの問題があり、効率性の問題だとすれば固定費用削減の場合の考慮の是非の問題があるはずである。さらには企業結合・提携がなかった場合の競争の活発さで行われた場合の競争の活発さの比較を求めているようにも見えないではない。いずれの点についても、経済法の基本的なテキストでは扱われていない高度な問題であるというだけでなく、経済法研究者の間でも十分な議論はない問題なのではないのか。輸入が将来あるのであれば、経営単位が1社減ったところで競争は消滅はしないし、一般消費者の公共の利益に悪影響もないと考えることも可能でありそうにみえる。これらの学習等の状況ないし事情と、すぐに破たんして競争単位が減るという状況にはない中で、長期的には輸入品が需要者のニーズにこたえる可能性もありそうであることを考慮すると、答案用紙が限られている中で、当事企業（当事会社）の主張する経営状況の考慮等よりも、現状においては輸入品の代替性は限定的であって90%になれば市場支配力が直ちに生じそうであるという客観的効果の分析に用紙を費やすこととした受験生はあると思われ、このような姿勢は一概には消極的に評価されるべきものではないのではないのか。また、このような態度の方が現在の企業結合審査実務に即しているということはないのか。

< ●●● >

・特にありません。

<●●●>

- ・任官1年目の裁判官あるいは検察官に問題案を解かせ、2時間で標準的な答案に解答可能かどうかを確認してから出題するようにしてほしい。

<●●●>

- ・予備試験通過者の受験について真剣に考えるべき時期に来ていると思う。ロースクールの意識がロースクールは受験資格を得るためだけのものと誤解し、安易に予備試験に流れている現状からすると、ひいてはそのような誤解が一般にも流布して、ロースクール制度それ自体を脅かしつつあるように感じられる。

- ・刑事系については、昨年度よりも難易度が低くなったように思われたが、得点分布をみると昨年度よりも得点が低くなっている。レベルの低下なのか、刑法、刑訴どちらの点が悪かったのか、論点が多いために時間不足の答案が多かったのか、分析を教えてください。

<●●●>

- ・刑法の論文問題では（建造物侵入罪及び証拠隠滅罪並びに特別法違反の点は除く。）となっており、「建造物侵入罪及び証拠隠滅罪」が除かれている。これに気付かずに回答してしまった者も少なからずいたものと思われる。例年と違う場合には、字体を変える、アンダーライン・波線を引くなどして、注意喚起するという配慮がなされてもよいと考える。

<●●●>

- ・科目数が多すぎる。どのような能力を試そうとしているのか、ポリシーが明確にされていないのではないかと。

<●●●>

- いわゆる純粋未修者が3年間で学習したとしても、現行の司法試験は難度が高く、短期間で合格するのは難しいと思う。長文を読ませ、法的評価に値する事実関係を抽出し、規範にあてはめていく作業能力を3年で修得するのは無理。予備試験の事例問題レベルに留めておくべきと考える。教員の目線では良問でも、受験生の目線から見れば、相当に難しいレベルの問題といえる。特に社会人出身者、働きながらローに通学している者などには、レベルが高い。

< ●●● >

予備試験合格者が司法試験に合格する比率が高まることは、法科大学院教育のあり方を難しくしている。当初の法科大学院教育の理念は維持する必要がないということか。

司法試験科目の整理統合が必要である。論文式試験は、憲法、民法、刑法と、両訴から一つを選択し、商法、労働法、行政法、倒産法、知的財産法から一科目を選択することとして、計 5 科目とすべきものと考えられる。

< ●●● >

特になし

< ●●● >

予備試験の合格者をもっと絞るべきである。

法科大学院で学ぶべきことを学ばぬまま実務家になれるというのは、あくまでも例外であるべきである。また本人も大変であるし、法曹界でも、当然知っていることを知らぬ人を受け入れることはできない。

予備試験からの合格者が多すぎるのは問題である。

法科大学院の設立趣旨を考えた時、予備試験は廃止すべきである。

< ●●● >

予備試験合格を資格とする者は、法曹実務に関する科目を経ておらず、司法試験においてこれを科すか、何れかの法科大学院での研修を義務付けるなどすべきである。医師国家試験に予備試験相当の制度がないのに、法曹についてはあるというのは、法曹実務教育の軽視にも思える。飛び級入試・修了を率先することにより、予備試験については、ごく例外的な事情を抱えた受験生のための制度であることを実質化していくべきではないか。

< ●●● >

民法の論文式試験の設問 2 は、配点の比重が大きすぎるのではないかという意見があった。

今後も授業で触れる重要論点と判例を基礎とした司法試験問題がふさわしいと思う。すぐにも実務で役立つ人材を見極めるテストが良いと思います。

刑事法とりわけ刑法に関しては、弁護も含めた当事者的な発想から解答を求めるべきであるように思われる。そうでないと、考える力は十分には養われない。

民事訴訟法について毎年のように既判力が出題されるのは、学者の関心にあまりにも偏り過ぎているように思う。民事訴訟法については、実務家か少なくとも司法試験に合格している者が問題の作成と採点を行うべきであるように思う。

<●●●>

・基本的に、設問には複数の目が行き届いているので、担当部分を単独で執筆することが多い演習本が、なかなか司法試験の完成度に追いつけない状況です。予備校を介した司法試験の過去問分析、模試、演習のニーズは、まだ当分高いものと思います。

<●●●>

これだけ数が絞られてきたのですから、受験倍率、合格率にこだわらずに、本来の資格試験（能力判定試験）として実施していただきたい。

以上